

大炭	四七九	三〇〇	三三三	二七九	八〇八
二炭	四三〇	三二六	三〇六	三六八	八二六
三炭	四三三	三九一	三三三	四三〇	八三三
切炭	三九七	三九〇	三九〇	七三三	七九九
粉炭	四七四	二七九	三〇一	六八六	七八六

永定莊、煤峪口何れも炭層十餘枚あり永定莊における炭層の厚さは第三層五呎、第五層八呎乃至十三呎、第四層四呎、第二層二呎半で第一層炭は煨炭若くは宿炭炭と呼べれ、日本内地では天然木炭とも稱される無煙炭であり坑口附近の小東溝では炭層の厚さ三呎あるも厚薄不定である現在稼行中のものは以上各層で煤峪口にては現在七呎層のものを採掘してゐる。

機械設備

永定莊一號堅坑は口徑一六呎、深さ二四六呎第一層に着炭し第二號堅坑は深さ四三一呎で、第二層にまで達してゐる。煤峪口一號井は口徑一六呎六吋、深さ三二二呎にして深さ二七三呎の箇所にて九呎層を稼行してゐる。永定莊及煤峪口の昨年度の販賣目標は五〇萬噸で事變前出炭能力は永定莊煤峪口共に日産二、〇〇〇噸合計四、〇〇〇噸、最大能力は年間一四〇萬噸出炭可能である。

販賣状況

同炭は久しく輸送上の支障と打撃と動亂とに悩まされ慘憺たる經營を續けたが近年政情平靜に歸したのと炭質の優良なることが世に認められ漸く順境に入つたとこ

管理することとなり現在なほ滿鐵が假經營を委託されるの形式を採りその配給方面取扱に關しては興中公司が當つて來たが待望の第一回對日輸送は六月下旬約三十五萬噸を阪神地方の大口需要家たる重化學工業會社および電力會社へ配給されたのをはじめとして九月上旬までに約二萬噸が輸送されたが當初の目標であつた年内三十五萬噸の對日輸出計畫はその後鐵道輸送の關係で實現困難なことが明かとなり年内約十五萬噸計畫に半減された。また大同炭礦の經營主體を何れにするかに關してはかねての懸案とされてゐたが八月に入つて鐵道と炭礦とは一體不離の關係にあるに鑑み近く設立を見る等の北支交通會社の附帶事業として經營することに完全に意見の一致を見たが右により交通會社設立の曉はその直屬機關として大同に炭礦事務所を設置しこれが直營に當らしむるものと觀られてゐる。なほ同炭の海上輸送を圓滑ならしむるためには北支國策會社とは別個に交通會社の傍系として炭礦汽船會社を設立し鐵道と密接な聯絡を保ちつゝ右輸送に遺憾なからしむべきだとの意見が有力である。輸送難は右によつて解消するゝとしても次に控へるものは運賃高を如何に善處するかゝに懸つてゐる。すなはち海港塘沽までは大同から四百五十キロ、平定から五百キロの遠距離でこれによる運賃高をカバーして對日輸出をされるための案としては鐵路局の特定運賃制定等が考慮されてゐる模様であるがそれが實現されるれば英系開鑿炭などは差當り著しい脅威を感ずるものと見られる。一面大同

である。今後は獨り晉北のみでなく大同炭全體として積極的活躍期に入るものと思はれる。

(B) 保晉分公司

平定の保晉礦務公司の分公司であつて民國七年に開設され口泉驛の西北三、四軒の地點にあり礦區は興旺、石岩及黑龍王廟溝の三箇所面積合計九〇、七七四アールにて近年採炭中のものは九呎層である。堅坑は二本で日産七〇〇噸の出炭能力を有してゐるが事變前は日産五〇〇噸、年産一五萬噸内外、炭礦口泉驛間は軌幅三〇吋の輕便鐵路四、三軒あり機關車二輛、貨車は一〇噸車一五輛五噸車二九輛にて運炭してゐた。

(C) 同實公司

永定莊より峰泉輕便支線を一五軒行けば胡家灣驛に達し同驛から支線が直接炭礦に通じてゐる。民國九年作業を開始し裕晉、義昌、民康の三公司を合併して資本金一五萬〇元となつた。一時經營を過り作業を中止したが、民國十九年土法に依り復工今日に至つてゐる。近年の年産は三萬噸程度である。

同實のほかにかつて大倉組の投資した山益公司、實恒協興、恒義等の炭礦があるが何れも年産一萬噸より二萬噸程度で事變後操業休止の状態である。事變後の大同炭 昨年十月わが軍が大同炭田各炭坑の一切を接收以來滿鐵に委託して假營業を繼續させてゐたが晉北自治政府が生れ蒙疆聯合委員會が設立されるゝによびすべての所有權は同委員會の産業專門委員會が直接

炭の液化も各方面で研究されてゐることではありいづれにしても日本工業界が大同炭開發に頼らねばならぬことはもちろんであらう。

作業状況 現在前記の如く蒙疆政權の所有下に滿鐵が假營業を委託され滿鐵派遣員によつて約四千人の支那人工人が使用され一日二千數百噸の採炭および同量の出炭を見つゝあり貯炭は七月末現在で七萬噸あるが本年内には八十萬噸の産出を可能とされてゐる。なほ昭和十四年度二百十五萬噸、十五年度三百六十萬噸、十六年度七百二十萬噸十七年度一千三百五十萬噸の各年産額が見込まれ年産三萬噸に至るも困難ならずとされてゐる。

大同炭礦經營方針 經營方針に關しては大同炭礦が北支唯一の重要炭礦であるに鑑み關係各方面から多大の關心を拂はれてゐるが最近有力化しつゝある意見は左の如きものである。

一、大同炭礦の經營は一炭礦會社をして當らしむことは到底合理的經營困難にして鐵道と密接關聯を有すること必要あり北支交通會社との共同經營を妥當とする。

一、炭礦經營の經驗者を同炭礦經營に参加せしめその優秀なる技術と人的要素を吸收して開發の萬全を期するため現に同炭礦の實質的經營に當つてゐる滿鐵を参加せしむることが適切である。

一、同炭礦出炭が將來内地供給の重要炭となる點に鑑み内地石炭聯合會加盟者をして共同經營せしむることと

得策である。大同炭礦開發議案 大同炭の豊富な資源開發に關しては諸案區々たるものあり未だその最後の決定案には到達してゐないが大體年産三千萬噸を目標とするときは炭田開發施設費に一億二千萬圓、鐵道港灣敷設改築費に二億二千萬圓合計三億四千萬圓が必要とされてをり前記諸案もこれを大別すれば次の如くである。

(イ) 撫順炭礦長久保博士によれば、日本の石炭消費傾向を以てしては内地にも滿洲にも莫大な石炭不足を訴へること必定であるがこの大需要を充足するためには北支低地部分の炭坑は全然その能力なく結局山西炭の輸送計畫を今にして確立しなければならぬ、といふのである。

(ロ) 右相反する意見としては、開採炭の増産計畫、山東炭の施設改良によつて優に一千萬噸の輸出能力を生じ對日輸出炭には北支低地炭を以て充當し山西炭は總括して支那内部の需要に向くべきだ、との計畫がある。

(ハ) また別の題目としては現地消費の案でその第一は強力な發電設備であつて電力を豊富にしそれに必要な工業を誘致する案、例せば曹達工業、窒素工業が題目となり硫酸の輸送が計算立てば北支民衆の救済に廉價な硫酸を生産を起しては、との案である。

然るにかゝる工業立地として大同附近の大なる備みとしては用水の不足があり永久硬度二五度以上の硬水は新しい施設を伴はざるをえず例ひ滿鐵の苦心になる軟化法を施すにしても水不足は立地の選擇に致命的である

と見られてゐる。これに對し比較的現實に立脚し着々その實行性を具現しつゝあるものに左の地元蒙疆聯合委員會の産業委員會案がある。

(ニ) 大同炭を先づ可及的に内地に供給すべしとの前提であつて右前提は五十年後の内地石炭不足一、二〇〇萬噸、十年後に三、九〇〇萬噸の不足を見越したものであるがすなはち大同炭田では一日一萬噸堅坑四本を完成する目標で五ヶ年後に所定の目的に達せしむべく計畫し輸送方法については既設線を改良し新線建設によつて三ヶ年乃至四ヶ年で完成せしむると共にこれに關聯して港灣問題があり大清河の修築を基に塘沽に補足施設をなすなど大體二億一千萬圓ほどの豫算を以て十年後に三千萬噸の大同炭輸出大計畫を立案せるものである。なほ同委員會案は北支産業開發に關聯する問題としては石炭の輸出は單に數量の潤澤な供給にとゞまらず市價適當に調節接配することが國家の産業進展上重大な意義を持つとの建前から石炭市價を戦時體制と非戦時體制との如何に拘はらず調節するために採炭と鐵道と埠頭と汽船とを一元化するなどの提唱をなし北支開發會社案の鐵道と港灣とを一括したものに比して炭業と海運とがさらに附加されてゐるものである。

大同炭礦愛護村計畫 大同炭礦の積極的開發に要する勞働力補給に關し蒙疆聯合委員會では大愛護村組織計畫を進めてゐるが右は晋北自治政府管内の全縣民を動員して大々的に炭礦愛護村を組織し農閑期における農業勞働

者の餘剰を利用して採炭に従事せしめんとするものである。

その他諸炭田

炭田名	所在地	資本關係	資本額	埋藏量	炭質	出炭額	交通	備考
石拐溝炭田	蒙聯固陽縣下包頭より三五軒			百萬噸	無煙炭及有煙炭	六五〇〇〇	交通不便、駄馬による	
重慶茂炭田	中老高及康包溝の南			一〇六	有煙	二〇〇〇	同	
楊圪塔炭田	重慶茂炭田の南			三八	同	八〇〇〇	同	
柳樹灣炭田	察素齊の北約十軒			一一	無煙炭	五〇〇〇	同	
黑牛溝炭田	畢黑齊の西北六軒			二四	半無煙炭	三〇〇〇	同	
寬店子炭田				一一	有煙炭	三〇〇〇	同	
歸化盆地泥炭區				一一	泥炭	三〇〇〇	同	
計			三五六			八三三〇〇		
炭田名及公司名	所在地	資本關係	資本額	埋藏量	炭質	出炭額	交通	備考
(宣) 派 炭 (田)								
鷲鳴山煤礦局	察南宣化縣	京包路局經營	七〇〇〇〇	百萬噸	有煙及無煙	六〇〇〇〇	京包線迄二軒支線あり本省の石炭は炭質概して不良なり	
寶興煤礦公司	宣化縣玉帶	支那民營	八〇〇〇〇	四	下等有煙炭	六四六六	平綏線迄四軒支線あり	
天興煤礦公司	山福縣地武	同	五〇〇〇〇	四	半無煙炭	三三三三	交通不便、馬による	
(廣、陽三縣)								
(張北、沽源炭田)								
恒昇煤礦公司	張北縣、土木路	支那民營	一七七八元	四三八	無煙炭	同	小坑數十あり	
				一二	無煙炭及有煙炭、有煙炭	同	小坑多數あり	
							土法小坑多數あり	

其他合計 四八八
寶興公司 宣化縣玉帶山西南の楡樹地にあり京包線下花園驛を去る約五軒の地で下花園驛迄索道を有してゐる年産七、八萬噸程度の出炭で販路は主として康莊から張家口方面に亘る間で、最近北京、天津方面にも進出してゐる。工業分析結果は左の如くである。

水分 揮發分 固定炭素 灰分 カロリー
天興煤礦公司 察南宣化南郷の武家溝にあり煤炭を産出してゐる。出炭額は年間約三萬噸程度、埋藏量は三五〇萬噸と稱されてゐる。販路は宣化、張家口であるが交通不便にして諸掛高む不利がある。工業分析は左の如し。

炭種 性分 水分 揮發分 固定炭素 灰分 カロリー
小紅槽 九.五 三.四八 五九.二 六.五 六四.五
大青 二.五 一.五五 七三.〇 九.六 七五.五
黃邦 八.〇 三.六五 四二.一 三.三 六二.五

籌備處を置いてこれが運営に當ることになり龍關、煙筒山を採掘箇所となし合計二十六礦、職員百名、礦夫千六百餘名を以て採掘に當り可採量は從來九千萬噸と稱せられたが最近の調査によれば二億噸とも見られ含鐵分平均五二%、硫黃その他の有害物を含まず良質の赤鐵礦で別揚の如く民國十年(一九二一)京門支線北京郊外の石景山には製鐵所が設けられてゐる。事變前六、七萬噸あつた鐵礦石のストックは興中と日鐵との契約成り昨年十二月に第一回對日輸出を行つたが本格的な開發のためには採掘設備の改善、輸送線たる京包線の輸送力増大一殊に南口・八達嶺間の急勾配(百分の三・三)による輸送力低減を回復することが急務とされそのために新輸送鐵道の建設さへも問題となつてゐる位である。その他海港から遠距離にある點などのために現地精鍊が得策とされるわけでも別項の如く石景山製鐵所のコークス工場新設案もこれに關聯するものである。當初興中の計畫では年産約四十萬噸程度であつたがこの程度では到底足りぬので蒙疆聯合委員會では昭和十六年末迄に年産二百萬噸出炭の計畫を樹立した。

龍煙鐵礦賦存狀況

Table with columns: 賦存狀況 (龍煙鐵礦), 煙筒山, 龍家堡, 龍關縣, 馬峪口, 合計. Rows: 礦層面積 (平方米), 平均厚 (米), 比重. Includes sub-table for 龍煙鐵礦埋藏狀況 (單位噸) with columns: 含有量, 埋藏量.

察南の鐵礦

埋藏地は宣化(煙筒山・龍家堡および塔院・刁窩溝)龍關(麻峪口)および懷來(老君山および蔡家溝)の三縣でこのうち煙筒山・龍家堡および麻峪口は龍煙鐵礦公司の礦區に屬し塔院・刁窩および蔡家溝は近時滿鐵の發見にかゝる承德鐵礦の中心埋藏地である。
龍煙鐵礦 鐵礦資源開發の第一に擧げられるものに龍煙鐵礦がある。宣化東北の煙筒山、龍家堡、麻家堡などからなる鐵山で埋藏量一億噸、察南の一大豐庫である。民國三年(一九一四)政府鐵業顧問アンダーソン等による調査の結果その有望なることが始めて世に紹介されたもので民國八年(一九一九)從來の官商合辦組織を改めて資本金五百萬元官民折半出資による龍煙鐵礦公司が正式に設立されその獨占に歸し宣化煙筒山に製煉所を設けた。その後迂餘曲折を経て開業炭礦による買收策、日英支合作による開發工作の機運或は冀察政務委員會提唱に基く國營決議等多分の政治的・國際的問題を織込んで推移したが今次事變により察南自治政府はこれを南京政府の財産として逆産處分に附せられて察南自治政府の接收となり次で蒙疆聯合委員會の管理下に興中公司が經營を委託され、ために興中は宣北縣城內財神廟に龍煙鐵礦業

小計 55,071,100 26,000,000
合計 81,071,100
承慶鐵礦 承慶鐵礦は察南南方の鐵嶺山一帯即ち宣化の塔院、懷來の蔡家溝を中心としこれより宣化の刁高溝および段家安等に延長する赤鐵礦である。總埋藏量は六百四十六萬餘噸と稱せられてゐる。

Table with columns: 埋藏量(噸), 確定, 推定, 豫想, 計. Rows include 刁高溝, 蔡家溝, 合計, 鐵質% 鐵分, 矽酸, 滿他, 燐, 硫黃, 最高, 最低, 平均.

蒙古聯盟地方の鐵礦

白雲鄂博(札薩克親王蒙地内)がその主要埋藏地である。同礦は赤鐵礦および輝鐵礦からなり磁鐵礦および褐鐵礦は震旦紀石灰岩中に散見し含鐵成分は六七・四%、鐵分〇・〇六六%、矽酸一二・二七%と稱せられ埋藏量は三千四百萬噸と推定されてゐるが位置邊疆で開發の時期に至つてゐない。その他鐵礦としては固陽(七〇萬噸)〔邵不亥〕、公義明村附近(低山、森林及苦連圖溝)、

岩鹽これに次ぎ年産二十一萬擔舊綏遠岩鹽および鹽湖産白鹽は約十萬擔で要するに蒙疆地區内において生産さるゝ鹽は年産約八十萬擔に達し同地方財源としては主要な地位を占めてゐる。

天然曹達 北支、蒙疆を通じ天然曹達もまた邊境地帯が中心地であり殊に蒙古自治聯盟の舊綏遠地區は全支においてもその産額で壓倒的部分を占め主産地は伊克昭盟鄂爾多斯の鄂託克旗(察罕淖爾または西鹹湖)巴彦淖(東鹹湖)および杭境旗(杭蓋湖)の三大鹽湖地帯で舊曆二月下旬乃至八月の間湖岸に結晶噴出せるものを掻き集め市場に搬出され、年額千八百噸の産出を示してゐる。また大納林も良質の曹達を産しその他劣悪曹達の産出鹽湖には哈瑪太・小納林・暗嘴・敖龍・大小克泊・伊肯・烏蘇・達拉圖魯・皂蘇・薩拉克圖・郝額圖・哈拉圖・烏爾杜・可克・哈比里漢奴蘇・叨好圖・銅達氣烏蘇・薩拉烏蘇・達勒甲達海・迭布拉海等がある。察南では張家口の口鹹(天然曹達の支那名)が知られ原料曹達を蒙疆および山西から移入して同地で精鹹し京津方面に再移出しつゝあつたが近年永利化學、ドラモンド等の近代裝備の生産に押されて没落せんとしてゐる。

- その他礦産 左の如きものがある
アンチモン 鄂托克旗
磁土 固陽、清水河
水産 陶林、武川、固陽、興和、察哈爾
石 同

薩拉齊(老高舖)及清水(柳青村)等が擧げられるが何れも微々たるものである。

石 錫 非金屬礦物として石炭に亞ぐもので察南、蒙聯を通じ年産約二百噸と推算される。武川、薩拉齊、固陽、包頭、歸綏、安北一帯に産し大青山方面の埋藏量のみで約六十八萬噸があるが榮豐公司、公盡棧の經營する礦區は各地にあるが現産額は少く年産額二〇噸内外を出でぬ。

鹽 由來蒙疆地區における陸鹽は湖鹽、岩鹽に大別され舊綏遠地區および晋北地區の一部に寧夏省湖鹽を移入する外は海鹽の供給を俟たずとも自給自足するに十分であり一大天然資源をなしてゐる。事變後蒙疆聯合委員會は同地區産鹽の根本的開發に就き研究中であるが同地域における主要産地は舊察哈爾地區一隅(蒙古聯盟および察南)、晋北地區の中南部、舊綏遠地區東南部および同黄河沿岸地區の一部、同黄河以南の地區など廣汎なるアルカリ土壤地帯にわたり殊に池鹽および湖鹽の産地は蒙古聯盟地區に限られ歸綏縣察素齊並に畢克齊以南、包頭西南の騰包灘、豐鎮、涼城境界の大海泊附近および和林各爾が主産地として擧げられ年産額涼城百萬斤、歸綏包頭各十萬斤、豐鎮七十八萬斤、和林各爾は鹽の外曹達も産し各十萬斤である。また湖鹽、岩鹽を通じて見れば西烏穆沁湖湖産年額三十九萬餘擔、(一擔は約十六貫)同省南部地方各鹽湖産白鹽年額八萬擔、同地方産岩鹽約六萬餘擔、計年額約五十萬擔に及んでゐる。而して晋北

- 石 墨 歸綏、興和
鉛 歸綏、興和、晋北天鎮

新鑛業法

蒙疆聯合委員會では本年八月一日附を以て二日午後新鑛業法を制定公布し次で鑛業口座の開始、蒙疆地域内引受時刻證明その他必要法令の公布等諸準備を完了したのて同十月一日これを施行したか、同鑛業法は經濟上重要性を有する三十七種の鑛物を法定鑛物として、同一法規の下に畫一化し、右三十七種以外の石灰石、長石、珪石等の石材類を土石採取取締規則の下に置き、又一般砂礫類に就てこれを新鑛業法中に包含せしめてゐる新鑛業法は本法五章、六十七條、附則六條から成り、日本鑛業法の百二十條、滿洲國鑛業法の百五條に比べると頗る簡潔で、蒙疆の主要鑛物のみを明確に三十七種に指定し、同一法規のもとに同一鑛業權として設定したこと、試掘權制度及び鑛業許可の有期限制度を排して鑛業權一種制を採用してゐること、蒙疆人及び蒙疆法人ならざる外國人にも或る程度の權利を附與してゐること、出願に就ても自由の出願を許してゐること、出願區域及び形狀面積等に關しても極力煩瑣を避けてゐることなどが注目される。新鑛業法の全文は左の如くである。

第一章 總 則

第一條 本法に於て鑛業と稱するは鑛物の採掘及之に附

屬する事業を謂ふ

第二條 本法に於て礦物と稱するは金、銀、銅、白金、鉛、鋅、錫、鐵、アンチモン、アルミニウム、ニッケル、コバルト、硫化鐵、クロム、マンガン、重石、水銀、水銀、砒、燐、硫、黒鉛、石炭、石油、土瀝青、油母頁岩、白雲石、マグネサイト、螢石、耐火粘土、重晶石、硝石、石膏、滑石、石棉及雲母を謂ふ。

第三條 未だ探掘せざる礦物（鑛滓及廢鑛を含む）は之を蒙疆政權の所有とす
第四條 蒙疆人民又は蒙疆政權の法令に従ひ成立したる法人に非ざれば鑛業權者たることを得ず但し蒙疆聯合委員會の特別の許可を受けたる者は此の限に在らず。
第五條 鑛業權者は鑛區に於て許可を受けたる礦物を採掘し及び之を取得する權利を有す但し鑛區の重複したる場合に於ては鑛業權者は互に其の權利を制限せらる。

第六條 本法に規定する鑛業權者の權利義務は鑛業權と共に移轉す本法の規定に依り爲したる手續共の他の行為は鑛業を出願せんとする者、鑛業出願人、鑛業權者土地所有者其の他の利害關係人の承継人に對しても其の効力を有す
第七條 共同鑛業出願人又は共同鑛業權者は内一人を代表と爲し蒙疆聯合委員會に届出づべし其の届出なきときは蒙疆聯合委員會之を指定す

付亦同じ但し鑛業權の處分を制限せられたるときは廢業の登録を爲すことを得ず

前項の登録は登記に代るものとす登録に關する規定は蒙疆聯合委員會之を定む

第十二條 前條第一項に掲ぐる事項は相續に因る鑛業權の移轉及び死亡に因る共同鑛業權者の脱退の場合を除くの外登録を爲すに非ざれば其の効力を生ぜず

第十三條 鑛業を爲さんとする者は願書に出願區域の圖面を添へ蒙疆聯合委員會に出願し其の許可を受くべし鑛業出願人は出願地に其の探掘せんとする礦物の存在することを證明すべし

第十四條 公益を害するものと認めたるとき又は鑛業の價値なしと認めたるときは鑛業の出願は之を許可せず

第十五條 同一の區域に於ては二以上の鑛業は之を設定せず但し異種の礦物に付各別に鑛業を爲すに支障なき場合及第二十六條に規定する場合に於ては此の限に在らず

第十六條 鑛業出願地重複するときは其の重複する部分に付ては願書發送の日時先なる出願を優先す、願書發送の日時同一なる時は蒙疆聯合委員會は期間を指定して各鑛業出願人に對し協議を調へ届出づべき旨を通知すべし鑛業出願人前項の規定に依る届出を爲さざるときは抽籤に優先者を定む
第十七條 鑛業出願區域出願の當時同種の礦物に付鑛區と重複するときは其の重複する區域に付ては鑛業の出

代表者は蒙疆聯合委員會に對し共同鑛業出願人又は共同鑛業權者を代表す共同鑛業出願人又は共同鑛業權者は組合契約を爲したるものと看做す

第八條 本法に於て鑛區と稱するは鑛業權の登録を得たる土地の區域を謂ふ鑛區の境界は直線を以て之を定め地表境界線の直下を限とす鑛區の面積は五十陌を下ることを得ず

第九條 市街地、鐵道、軌道、道路、水道、運河、河沼地、堤塘廟宇、社寺境内地、墓地公園地其の他の營造物及建築物の周圍六十米以内の地表及地下に於ては所轄官廳の許可並に所有者及利害關係人の承諾を受くるに非ざれば探掘を爲すことを得ず
所有者及利害關係人は正當の理由なくして前項の承諾を拒むことを得ず

前項の承諾を拒まれ又は承諾を受くること能はざるときは鑛業權者は蒙疆聯合委員會に裁定を申請することを得

第二章 鑛業權

第十條 鑛業權は之を物權とし本法に定むるもの、外不動産に關する規定を準用す

鑛業權は相續、讓渡、滯納處分、強制執行及抵當權の目的たるの外權利の目的たることを得ず

第十一條 鑛業權又は抵當權の設定移轉、變更、消滅及處分の制限は鑛業原簿に登録す共同鑛業權者の脱退に

願は之を許可せず

第十八條 鑛業出願區域出願の當時異種の礦物に付鑛區と重複する場合に於て蒙疆聯合委員會各別に鑛業を爲すに支障ありと認むるときは其の重複する區域に付ては鑛業の出願は之を許可せず

第十九條 前四條の場合に於ては同一鑛床中に存在する異種の礦物は之を同種の礦物と看做す

第二十條 鑛業出願人の名義は之を變更することを得。鑛業出願人の名義の變更は之を蒙疆聯合委員會に届出づるに非ざれば其の効力を生ぜず

第二十一條 鑛業出願人は出願區域の増減を出願することを得

鑛業の出願に關する規定は前項の規定に依る出願に付之を準用す

第二十二條 鑛業權者は鑛區の合併又は分割を出願することを得鑛區の一部を分割して之を他の鑛區に合併せんとするときは亦同じ前項の規定に依る出願を爲さんとする場合に於て抵當權の設定あるときは抵當權者の承諾及其の權利關係に關する協定を経べし

第二十三條 鑛業者は鑛區の増減を出願することを得減區を出願せんとする場合に於て抵當權の設定あるときは豫め抵當權者の承諾を受くべし

第二十四條 鑛業の出願に關する規定は前二條の規定に依る出願に付之を準用す
第二十五條 蒙疆聯合委員會鑛區の位置形狀が鑛床の位

置形状と相違し領利を損するものと認むるときは期間を指定して領業権者に對し領區の訂正を命ずべし

第二十六條 領業権者は隣接領區の領業権者の承諾を得たるときは其の領區に掘進する爲増區を出願することを得領床の位置形状に依り隣接領區に掘進するに非ざれば領利を保護する能はざる場合に於ては其の領業権者の承諾を得て領區の訂正を出願することを得此の場合に於ては領業権者は正當の理由なくして其の承諾を拒むことを得ず前項の承諾を拒まれ又は承諾を得ること能はざるときは領業権者は蒙疆聯合委員會に裁定を申請することを得

第一項及第二項の出願を爲さんとする者は其の願書に領區圖の外領床圖を添附すべし

第二十七條 領業権を譲渡せんとするときは蒙疆聯合委員會の許可を受くべし但し相續に因る譲渡及第五十六條第一項の場合には此の限に非らず

第二十八條 錯誤に因り領業権を設立したるときは蒙疆聯合委員會は期間を指定して領業権者に對し領區の訂正を命じ又は領業権を取消すべし

第二十九條 左の各號の一に該當するときは蒙疆聯合委員會は領業権を取消すことを得
一 領業が公益を害するものと認むるとき
二 第二十五條の規定に依る命令に従はざるとき
三 第二十八條の規定に依る命令に従はざるとき

第三十條 左の各號の一に該當するときは蒙疆聯合委員會は領業権を取消すことを得

一 正當の理由なくし領業権の設定の登録ありたる日より一年以内に事業の着手なく又は休業引續き一年以上に及びたるとき

二 領業権者第五十一項の規定に依る命令に従はざるとき

三 領業権者第五十四條第二項の規定に違反して領業を爲したるとき

四 領業権者第五十七條の規定に依る命令に従はざるとき

五 領業権者第五十八條の規定に依る命令に従はざるとき

六 領業権者領業税を納付せざるとき

第三十一條 領業権の消滅の登録ありたるときは蒙疆聯合委員會は直ちに其の旨を抵當権者に通知すべし抵當権者前項の規定に依る通知を受けたるときは蒙疆聯合委員會の指定する期間内に領業権の競賣を請求することを得但し第二十八條又は第二十九條第一號の規定に依る領業権の取消の場合に於ては此の限に在らず競賣に依る競買金は競賣の費用及抵當権者に對する債務の辨済に充て其の殘金は蒙疆聯合委員會に歸屬す領業権は競賣の手續完結の日迄競賣の目的の範圍内に於て仍存續するものと看做す

競落人の取得したる領業権の消滅の登録ありたる時に

於て領業権の移轉ありたるものと看做す

第三十二條 隣接領區の領業権者其の他の利害關係人は他人の領區に付蒙疆聯合委員會に其の實地調査を出願することを得

領業権者は自己の領區の境界に付蒙疆聯合委員會に其の實地調査を出願することを得
前二項の規定に依る出願人は調査に要したる費用を負擔すべし

第三章 土地の使用及收用

第三十三條 領業を出願せんとする者、領業出願人領業権者領業の出願又は領業を爲すに付測量又は調査の爲他人の土地に立入る必要あるときは蒙疆聯合委員會の認定を受くべし

前項の認定を受けたる者は豫め土地占有者に通知し他人の土地に立入ることを得

第三十四條 前條第一項の認定を受けたる者測量又は調査の爲障礙物を除去する必要があるときは蒙疆聯合委員會の認定を受くべし

前項の認定を受けたる者は豫め所有者及占有者に通知し障礙物を除却することを得

第三十五條 領業上急迫の危険を防ぐ爲必要あるときは領業権者は他人の土地に立入り又は之を使用することを得
前項の規定に依り領業権者他人の土地に立入り又は之

を使用したるときは直に其の旨を土地占有者に通知し且蒙疆聯合委員會に届出づべし

第三十六條 領業を出願せんとする者、領業出願の領業権者は前三條の規定に依り他人の土地に立入り若し之を使用し又は障礙物を除却したるに因り所有者及利害關係人の受たる損失に對しては補償金を支拂ふべし

第三十七條 領業権者領業上他人の土地を使用する必要があるときは蒙疆聯合委員會の認可を受くべし

蒙疆聯合委員會前項の認定を爲したるときは其の旨を土地所有者及利害關係人に通知すべし

前項の規定に依る通知ありたる後領業権者は其の土地に關する権利の取得に付土地所有者及利害關係人と協議すべし

第三十八條 土地を使用すること三年以上に亘り又は土地を使用するに因りて其の形質を變更するものと認めらるるときは土地所有者は領業権者に對し其の土地を收用すべきことを請求することを得土地の一部を收用するに因りて殘地を從來用ゐたる目的に供することを能はざるときは土地所有者は領業権者に對し全部の土地を收用すべきことを請求することを得

第三十九條 領業権者は他人の土地を使用又は收用するに因りて土地所有者及利害關係人の受たる損失に對しては補償金を支拂ふべし土地の一部を使用又は收用するに因りて殘地の價額を減じ其の他殘地に對し損失を生ずべきときは其の損失に付亦同じ

第四十條 礦業權者他人の土地を使用又は收用するに因りて土地所有者及利害關係人に於て通路、溝渠、橋樑其の他の工作物の新築、改築又は修繕を爲すの必要を生ずるときは補償金を支拂ふべし

第四十一條 土地所有者及利害關係人第三十七條第二項の規定に依る通知を受けたる後土地の形質を變更し又は建物其の他の工作物の新築、改築、増築若は大修繕を爲し又は物件を附加増置する必要があるときは蒙疆聯合委員會の認定を受くべし認定を受けずして之をなしたるときは之に關する補償金を請求することを不得

第四十二條 第三十七條第二項の規定に依る通知ありたる後礦業權者其の事業を廢止若は變更したる爲土地の使用を爲さざるに至りたるに因りて土地所有者及利害關係人の受けたる損失に對しては補償金を支拂ふべし

第四十三條 土地所有者及利害關係人は礦業權者をして補償金に付相當の擔保を供せしむることを得

第四十四條 土地の使用若は收用に付協議調ひ又は裁定確付したる時は補償金又は擔保に付裁定又は判決確定せざる時と雖も礦業權者裁定に依る補償金を供託し又は擔保を供して土地を使用又は收用することを不得

第四十五條 礦業權者補償金の支拂若は供託を爲さず又は擔保を供せざるときは土地所有者及利害關係人は其の土地を用ゐることを拒むことを得

第四十六條 土地を收用する場合に於ては收用の時期に於て所有權は礦業權者之を取得し其の他の權利は消滅す

前項の規定に依る命令を受けたる者は危害豫防の目的の範圍内に於て礦業權者と看做す

第五十三條 蒙疆聯合委員會は礦業權者に對し技術に關する管理者の選任又は解任を命ずることを得管理者の資格及職務に關する規定は蒙疆聯合委員會之を定む

第五十四條 礦業權者は施業案を提出すべし施業案を變更したるとき亦同じ礦業權者は施業案に依るに非ざれば礦業を爲すことを得ず蒙疆聯合委員會必要ありと認むるときは第一項の施業案の變更を命ずることを得

前項に依り變更したる施業案は蒙疆聯合委員會の許可を受くるに非ざれば之を變更することを不得

第五十五條 蒙疆聯合委員會必要ありと認むるときは礦業權者をして事業計畫書の提出を命ずることを得礦業權者前項の命令に依り提出したる事業計畫書の變更を爲したるときは遅滞なく其の旨を蒙疆聯合委員會に届出づべし

蒙疆聯合委員會必要ありと認むるときは前二項の事業計畫書の變更を命ずることを得

土地を使用する場合に於ては其の權利は使用の時期に於て礦業權者之を取得し其の他の權利は使用の期間其の行使を停止せらる但し使用を妨げざるものは此の限に非らず

第四十七條 土地の使用を終りたるとき礦業權者は遅滞なく土地を原狀に復し又は原狀に復せざるに因りて生ずる損失に對し補償金を支拂ひ之を返還すべし

第四十八條 土地の使用若は收用、補償金又は擔保に付協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは礦業權者及土地所有者は蒙疆聯合委員會に裁定を申請することを得前項の裁定中補償金又は擔保に付不服ある者は法院に出訴することを不得

第四十九條 本章の規定は水の使用に付之を準用す

第五十條 本章に定むるものを除くの外礦業警察に關する事項は蒙疆聯合委員會之を定む

第五十一條 礦業上危険の虞あり又は公益を害するの虞ありと認むるときは蒙疆聯合委員會は礦業權者に對してその施設又は作業の全部若は一部の停止を命ずべし

第五十二條 礦業權消滅したる後と雖一年間は蒙疆聯合委員會は前條の規定に準じ其の礦業權の消滅の當時礦業者たりし者に對し危害豫防に關する設備を爲すべきことを命ずることを得

依る買收金を拂渡期日迄に拂渡すべし但し拂渡すこと能はざる事由あるときは之を供託すべし

第五十七條 蒙疆聯合委員會必要ありと認むるときは礦業權者に對し事業に着手し又は事業を繼續すべきことを命ずる事を不得

第五十八條 蒙疆聯合委員會必要ありと認むるときは礦業權者に對し其の事業に關し公益上又は統制上必要な命令を爲すことを得

第五十九條 蒙疆聯合委員會は礦業權者に對し礦業に關する報告を求むることを得

當該官吏は礦業に關する文書物件を検査し若は坑内其の他の場所を臨檢し礦業に關する犯罪ありと認むるときは搜索を爲し罪證と爲るべき文書物件の差押を爲し又は坑内の全部若は一部を封鎖することを不得

第六十條 礦業權を有せずして礦物を採掘し又は詐偽の所爲を以て礦業權を設定せしめたる者は三年以下の有期徒刑又は三千圓以下の罰金に處す

第五章 罰則

第六十一條 礦業權者第五十八條の規定に依る命令に違反するときは其の採掘したる礦物を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第四章 礦業警察及監督

反したるときは千圓以下の罰金に處す
第六十二條 鑛業權者左の各號の一に該當する時は五百圓以下の罰金に處す

一 第九條の規定に違反したるとき
二 第五十一條又は第五二五條第一項の規定に依る命令に違反したるとき

第六十三條 左の各號の一に該當する者は二百圓以下の罰金に處す

一 第三十四條第一項の認定を受けずして障礙物を除却したる者

二 第五十三條第一項、第五十四條第三項又は第五十五條第一項の規定に依る命令に違反したる者

三 第五十四條第一項、第二項又は第四項又は第五十五條第二項の規定に違反したる者

第六十四條 第五十九條の規定に依る報告を爲さず若し虚偽の報告を爲し又は當該官吏の職務の執行を阻害したる者は三百圓以下の罰金に處す

第六十五條 鑛業權者の使用人其の他の従業員其の業務に關し本法の罰則に觸るる行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外其の本人をも處罰す但し其の本人心神喪失者又は營業に關し成年者同一の能力を有せざる未成年者なるときは其の法定代理人を處罰す

第六十六條 法人の使用人其の他の従業員法人の業務に關し本法の罰則に觸るる行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外役員又は業務を執行する社員をも處罰す

法人の役員又は業務を執行する社員前項の行爲を爲したるときは其の役員又は社員を處罰す
第六十七條 第六十五條及前條第一項の場合に於て本人若し法定代理人又は役員若し社員が當該違反行爲を防止する途なかりしことを證明したるときは之を罰せず

附 則

第六十八條 本法施行の期日は蒙疆聯合委員會之を定む

第六十九條 本法施行の際従前の規定に依り現に存する鑛業出願は之を許可せず

第七十條 本法施行の際従前の規定に依り現に存する鑛業權にして蒙疆聯合委員會の確認を得たるものは本法の規定に依り鑛業權の設定の登録を爲したるものと看做す

第七十一條 本法施行の際現に存する蒙疆聯合委員會の鑛業區域に付ては本法施行の日に於て其の區域を鑛區とし鑛業權の設定の登録を爲したるものと看做す

第七十二條 蒙疆聯合委員會に別段の慣習ある地域に付本法に定むるもの外必要なる規定を定むることを得

第七十三條 蒙疆聯合委員會は本法の規定に依る權限の一部を各自自治政府に委任することを得

細 則

第一條 鑛業に關する願書申請書届書、身分證明書又は

登記簿謄本若し抄本は圖面は一件毎に之を複製し格式の定あるものについて其の格式に準ずべし

前項の書面または圖面は蒙疆聯合委員會に提出すべし

第二條 鑛業に關し命令又は通知を發する場合に於て受信人の住所不明なるときは十五日間其の全文又は要旨を蒙疆聯合委員會の揭示場に揭示すべし此の場合に於ては其の期間満了の日に命令又は通知を受けたるものと看做す

第三條 本則の規定に依りて爲したる手續其の他の行爲は鑛業を出願せんとする者、鑛業權者、土地所有者其の他の利害關係人の承継人に對しても其の効力を有す

第四條 本則中鑛業の出願に關する規定は鑛業出願區域又は鑛區の増減及鑛區の合併、分割又は分合の出願に付之を準用す

第五條 書面又は圖面不完備なるときは相當の期限を附して修正又は補充を命ずることを得

第六條 書面又は圖面を郵便にて提出したるときは消印記載に記載したる最終の日時に提出したるものと看做す

郵便受取證に依りて前項の規定に依る日時外の日時に提出したることを證明したるときは其の日時に提出したるものと看做す消印記載なき場合に於て郵便物受取證に依りて其の日時を證明したるときは亦同じ

第七條 鑛業法第十三條第二項の規定に依り鑛業出願人は出願の日より三十日以内に鑛床に關する説明書又は

鑛物の標品を提出すべし

第八條 同一の區域に於て二種以上の鑛物に付鑛業を爲さんとする者は各種の鑛業毎に願書を提出すべし但し同一鑛床中に存在するものに付ては此の限に在らず

第九條 鑛業の許可を得たる鑛物の名稱を更正せんとするときは願書に理由書を添附して提出すべし

第十條 鑛業出願人は出願の日より三十日以内に所轄管公署の身分證明書又は登記簿の謄本若し抄本を提出すべし

第十一條 鑛業出願人蒙疆人民又は蒙疆政權の法令に従ひ成立したる法人に非ざるときは出願の日より三十日以内に當該國の領事の身分證明書又は登記簿の謄本若し抄本を提出すべし

前項の出願人蒙疆地域内に住所を有せざるときは蒙疆地域内に假住所を定め届出づべし但し願書に假住所を表示して届出に代ふることを得

前項の規定は共同鑛業出願人に付ては其の代表者が蒙疆地域内に住所を有せざるときに限り代表者に付之を適用す

第十二條 前二條の規定は出願人の名義變更の場合に於て新出願人に付之を準用す

第十三條 共同鑛業出願人は願書と共に連署したる代表者選定の届書を提出すべし但し願書に代表者を表示したるときは之を以て代表者選定の届出と看做す

前項の規定は出願人の名義の變更鑛業權の設定又は移

轉に因り續業出願人又は續業権者と爲るべき者二人以上なる場合に付之を準用す但し續業権の設定又は移轉の場合に於ては登録申請書に代表者を表示したるときは之を以て代表者の届出と看做す
共同續業出願人又は共同續業権者代表者を變更したるときは遅滞な連絡して其の旨を届出づべし續業法第一項の規定に依り蒙羅聯合委員代表者を指定したるときは之を共同續業権者に通知すべし
第十四條 續業出願人代表者に依りて續業出願の取下の出願區域の増減の出願又は出願人の名義變更の届出を爲す場合に於ては願書又は届書に其の決議書又は之に相當する書面を添附すべし
前項の規定は代表者に依りて續業出願の増減、合併、分割又は分合を出願する場合に付之を準用す
第十五條 續業出願の願書に添附すべき圖面は格式第十號に準じ之を調製し左に掲ぐる事項を明示すべし
一 出願區域の地名、地種及地目
二 出願區域の面積
三 南北線
四 縮尺
五 二箇以上の不動基點並に其の名稱及特徴
六 出願區域の各隅となるべき測點及其の番號
七 境界線並に基點測點間の方位及距離
八 隣接續業との關係
九 出願區域又は其の附近に於ける礦床の露頭及其の

走向傾斜
十 出願區域及其の附近に於ける地形其他續業法第九條に記載したるもの
第十六條 出願區域は一邊の方位零度又は百八十度としたる正方形又は矩形とし矩形の場合に於ては長邊は短邊の三倍を限とす但し已むを得ざる場合は此の限に在らず
前項但書の場合に於ては出願區域の境界に對し適當に測點を設くべし
出願區域の境界は直線を以て之を定むべし
出願區域の面積は五十陌以上五百陌以下を以て限とす
第十七條 續業出願の願書身分證明書又は登記簿謄本若し抄本及出願區域又は續業の増減の願書は書留郵便を以て提出すべし
前項の場合に於ては發送郵便局より受附の年月日及時刻を記載したる受取書を請置くべし
第十八條 蒙羅聯合委員は相當の期限を附し出願人に續業の設備に關する設計書の提出を命ずることを得
第十九條 蒙羅聯合委員會續業に關する出願又は續業に付實地調査の必要ありと認むるときは調査事項及調査期日を指定し出願人又は續業権に立會を命ずることを得若し調査期日を指定すること能はざるときは豫定期日は出張吏員の指定に依るべきことを命ずべし
出張吏員が確定期日を指定するときは其の期日より少く共五日前に之を通知すべし但し出願人又は續業権者

に於て異議なき場合に依ては此の限に在らず
第一項の場合に於ては出願人又は續業権者は指定の期間内に調査費を納付すべし
第二十條 續業出願人の名義變更の届書には新舊出願人連署すべし
相續其の他の一般承繼に因りて續業出願人と爲りたる者又は氏名若し住所を變更したる續業出願人は其の事實發生の日より三十日以内に其の事實を證する書面を添附し其の旨を蒙羅聯合委員會に届出づべし法人る代表者を變更したるとき亦同じ
第二十一條 共同續業出願人脱退したる場合に於ては代表者若し代表者なきに至りたるときは共同續業出願人は脱退の日より二十日以内に其の原因を證する書面を添附し其の旨を蒙羅聯合委員會に届出づべし
第二十二條 續業出願區域の増減の願書に添附すべき圖面には新舊出願區域の關係を明示すべし
前項の規定は續業出願區域の増減の願書に依りて之を準用す
第二十三條 第二十八條第一項の通知を受けたときは出願人は出願區域の増減、礦物の名稱の更正の願書又は續業出願人の名義變更若し共同續業出願人の脱退の届書は之を受理せず
第二十四條 續業法第十五條第三項の規定に依る抽籤は關係續業出願人立會の上蒙羅聯合委員會之を行ふ
蒙羅聯合委員會は抽籤の日時を定め少く共十五日前に關係續業出願人に通知すべし

前項の通知を受けたる續業出願人抽籤日時に出頭せざるときは二名以上の蒙羅聯合委員會職員立會の上抽籤を行ふ
第二十五條 續業の合併、分割又は分合の願書には理由書を添附すべき圖面には合併、分割又は分合の願書に添附すべき圖面は各區域毎に之を調製すべし
續業法第二十二條第二項の規定に依る抵當權者の承諾書及其の權利關係に付ての協定書は前項の願書に之を添附すべし
第二十六條 續業法第二十三條第二項の規定に依る抵當權者の承諾書は減區又は増減區の願書に之を添附すべし
第二十七條 續業法第二十五條の規定に依り續業訂正の命令を爲すときは命令書に理由を示し訂正の區域を示したる圖面を添附すべし
續業権者前項の命令を受けたるときは指定の期間内に圖面四葉を提出すべし
第二十八條 續業の出願を許可したるときは其の旨を續業出願人に通知すべし
續業出願人前項の通知を受けたるときは指定の期限内に續業権設定の登録を申請すべし指定の期限内に登録の申請を爲さんとするときは出願の許可は其の効力を失ふ
前二項の規定は續業の訂正、増減、合併、分割又は礦物の名稱の更正の出願に付之を準用す

- 第二十九條 礦區所在地の名稱、種目、境界、地形、方位、距離、基點又は積面が礦區圖と相違する事を見出したるときは蒙疆聯合委員會は相當の期限を附して礦業權の表示變更に關する礦區圖の提出を命ずることを得此の場合に於ては命令書に調査圖を添附すべし蒙疆聯合委員會が礦業權の表示變更に關する礦區圖の提出を要せざるものと認むるとき又は前項の命令に依り提出したる礦區圖を調査し完備したるものと認むるときは其の旨を礦業權者に通知すべし
- 礦業權者は第二項の通知を受けたるときは指定の期限内に礦業權の表示の變更の登録を申請すべし
- 第三十條 左の各號の一に該當するときは蒙疆聯合委員會は願書、申請書又は届書を受理せず
- 一 出願の礦物が礦業法第二條の規定に該當せざるとき
 - 二 圖面を添附すべき礦業の願書に之を添附せざるとき又は添附圖面に依り區域分明ならざるとき
 - 三 第十四條の規定に違反し決議書又は之に相當する書面を添附せざるとき
 - 四 第十六條の規定に違反したるとき
 - 五 第十七條の規定に違反し書留郵便を以て提願せざるとき
 - 六 第二十條第一項の規定に違反し新舊出願人連署せざるとき
 - 七 第二十五條第二項の規定に違反し承諾書及協定書を添附せざるとき

- 八 第二十六條の規定に違反し承諾書を添附せざるとき
 - 九 手数料を納付し其の領收證書を提出せざるとき
- 第三十一條 左の各號の一に該當するときは蒙疆聯合委員會は願書申請書又は届書を却下す
- 一 願書に添附したる圖面が實地の區域と著しく相違するときは
 - 二 第五條の規定に依る命令の期限内に修正又は補充を爲さざるとき
 - 三 第七條の規定する期間内に礦床に關する説明書又は礦物の標品を提出せざるとき
 - 六 第十九條の規定に依りて指定したる期日に出願人立會を爲さざるとき又は實地調査の際其の出願區域を明示すること能はず若は調査事項の説明を爲すこと能はざるとき
 - 七 第十九條の規定に依る調査費を納付せざるとき
 - 八 第四十九條の規定に依る旅費を納付せざるとき
 - 第三十二條 相續其の他の一般承繼に因りて礦業權者と爲りたる者又は氏名若は住所を變更したる礦業權者は其の事實發生の日より三十日以内に其の事實を證する書面を添附して登録の申請を爲すべし
- 法人の代表者を變更したるときは前項の規定に準じて其の事實を證する書面を添附し其の旨を蒙疆聯合委員會に届出づべし前二項の規定は抵當權者に付之を準用す

- 第三十三條 共同礦業權者死亡に因り脱退したる場合に於ては代表者若し代表者なきに至りたるときは共同礦業權者は其の事實發生の日より三十日以内に其の事實を證する書面を添附して登録の申請を爲すべし
- 第三十四條 礦業法第二十七條の規定に依る許可申請書には讓受人の氏名及住所を記載し讓受人の所轄官公署の身分證明書又は登録簿の謄本若し抄本を讓受人蒙疆人民又は蒙疆政權の法令に従ひ成立したる法人に非ざるときは當該國の領事の身分證明書又は登記簿謄本若し抄本を添ふべし
- 第三十五條 礦業權者礦業に著手したるときは遅滞なく礦區所在地、又は其の附近に礦業事務所を定め其の所在地、礦山名稱及著手の年月日を記載したる届書を蒙疆聯合委員會に提出すべし礦業事務所を移轉したるとき亦同じ礦業事務所の所在地及礦山名稱不適當と認むるときは其の期間を明示し理由を詳記して蒙疆聯合委員會に届出づべし休業期間内に著手したるときは遅滞なく其の旨を蒙疆聯合委員會に届出づべし
- 第三十七條 礦業權者自ら管理せざるときは礦業代理人を選任し蒙疆聯合委員會に届出づべし
- 前項の代理人は礦業法及礦業法の施行に關する命令の規定に依りて礦業の管理に關し礦業權者の爲すべき一切の手續其の他の行爲を委任せられたるものと看做す但し礦業權者其の代理權に制限を加へたるときは此の

- 限に在らず
- 第一項の代理人不適當と認むるときは蒙疆聯合委員會は礦業權者に對し其の改任を命ずることを得
- 第三十八條 礦業法第五十四條の施業案は格式第十四號に準じてこれを説明すべき圖面を添附し礦業に着手の日より三十日以内に提出すべし礦業法第五十四條第四項の施業案變更の許可申請書には變更の理由を詳記したる書面を添附すべし礦業の種類又は状況に依り施業案の格式に掲げたる事項を増減したるときは其の理由を明示すべし
- 第三十九條 礦業法第五十五條第一項の事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一 礦業に關する計畫の概要
 - 二 礦産物の生産、販賣購買、調査及研究其の他の施設に關する計畫
 - 三 礦産物の生産高、販賣高原材料の購買高及使用高(種類別數量及價額)
 - 四 處分方法
 - 五 重要なる資金計畫其の他特に命ぜられたる事項
- 第四十條 蒙疆聯合委員會礦業法第五十六條第一項の規定に依り礦業權者に對し其の礦業權を讓渡すべきことを命じたる場合に於ては礦業權者及蒙疆聯合委員會の指定したる礦業權の讓渡を受くべき者は遅滞なく價額其の他讓渡の條件に付協議を爲すべし
- 前項の協議調はざるとき又は協議爲すこと能はざるとき

きは裁定申請書を蒙羅聯合委員會に提出すべし蒙羅聯合委員會前項の裁定申請書を受理したるときは當事業者に其の旨を通知し期限を指定して意見書の提出を命ずることあるべし
前項の期限内に意見書を提出せざる者は意見なきものと看做す

第四十一條 蒙羅聯合委員會鑛業法第五十六條第二項の規定に依る裁定を爲したるときは裁定書の謄本を當事者に送達す

第四十二條 鑛業権者は鑛區圖、坑内實測圖、鑛業簿施業案及鑛夫名簿を鑛業事務所に備置くべし

第四十三條 坑内實測圖は平面圖及截面圖の二種とし少くとも毎月末に於ける掘進の状況を測定し翌月中に調製すべし
坑内實測圖の複本は毎年末日迄の分を翌年二月末日迄に提出すべし但し蒙羅聯合委員會必要ありと認むるときは何時にても坑内實測圖の複本の提出を命じ又は提出回数の変更を命ずることを得

前項の規定に依りて提出したる前期の坑内實測圖複本は請求に因り之を下付す

第四十四條 鑛業簿には鑛産物の數量、販賣先、販賣高販賣代價、作業日數及工數を記載すべし

鑛業簿の複本は格式第十五條に準じて之を調製し毎年六月末日及十二月末日迄の分を七月末日及一月末日迄に提出すべし

第五十條 鑛業法第三十三條第一項の認定を受けんとする者は土地の名稱、種目及其の目的を記載したる願書を提出すべし

第五十一條 鑛業法第三十四條第一項の認定を受けんとする者は障礙物の種類名稱、存在の場所、所有者及占有者の氏名並に豫定價格を記載したる願書を提出すべし

第五十二條 鑛業法第三十五條第二項の規定に依る願書及通知書には土地の名稱占有者の氏名及其の目的を記載すべし

第五十三條 鑛業法第三十三號及鑛業法第三十四條の規定に依り他人の土地に立入り又は障礙物を除却せんとする者に蒙羅聯合委員會の認定書を携帯すべし

第五十四條 鑛業法第三十七條第一項の認定を受けんとする者は土地の名稱、種目、面積、所有者及利害關係人の氏名、住所、使用の目的時期及期間を記載したる願書に土地登記簿謄本又ほ之に相當する書面、關係地實測圖及工事設計書を添附して提出すべし

第五十五條 鑛業権者鑛業法の規定に基きて他人の土地に關する権利を取得したるとき、使用を終りたるときは直に蒙羅聯合委員會に届出づべし

前項の権利取得に關する届書には土地の名稱、種目、面積、所有者及利害關係人の氏名、住所、使用の目的、時期、期間、補償金及擔保を記載すべし

第五十六條 鑛業法第九條第二項又は鑛業法第四十八條

第四十五條 鑛業明細表は格式第十六號に準じて之を調製し毎年一月末日迄に其の前年分を提出すべし

第四十六條 鑛夫名簿には鑛夫の氏名、生年月日、本籍、履歴の要領業務の種類、賃金、履傭及解傭年月日並に履傭期間を記載すべし其の異動ありたるときは遅滞なく之を記入すべし

第四十七條 坑内實測圖複本、鑛業簿の複本又は鑛業明細表を提出すべき場合に於て記載すべき事項なきときは其の旨を届出づべし坑内實測圖の複本、鑛業簿の複本、鑛業明細表又は前項の届書は鑛業権の消滅又は移轉の場合に於ては鑛業権者たりし者に於て其の登録の日より三十日以内に提出すべし

第四十八條 二以上の鑛區に付合併施業を爲さん場合に於ては前五條の書類又は圖面は合併して之を調製することを得

第四十九條 鑛業法第三十二條第一項及第二項の規定に依る實地調査の願書には鑛業権の登録番號、鑛區所在地、鑛業権者の氏名、調査區域及其の理由を詳記したる書面を添附すべし

蒙羅聯合委員會實地調査を爲さんとするときは出張職員の氏名、調査日數並に之に要する人夫又は物品の豫定書及旅費の計算書を調製し出願人に交付すべし
出願人は前項の書類到達の日より三十日以内に旅費を前納し指定期日に人夫及物品を準備し現場に立會すべし

の規定に依る鑛業権者の裁定の申請書には左に掲ぐる事項を記載し請求地に於ける工事設計圖及所有者又は利害關係人と交渉したる始末書を添附すべし但し交渉を爲すこと能はざるときは其の事由書を以て始末書に代ふることを得

一 申請人の氏名及住所

二 所有者及利害關係人の氏名及住所

三 鑛業権の登録番號

四 申請の目的及理由蒙羅聯合委員會前項の申請書を受理したるときは之を所有者及利害關係人に交付すべし

所有者又は利害關係人は申請人の交付を受けたる日より二十日以内に答辯書を提出すべし

所有者又は利害關係人前項の期間内に答辯書を提出せざるときは蒙羅聯合委員會に申請書のみ依りて裁定することを得

申請書の交付を爲すこと能はざるとき亦同じ

裁定書には理由を附して蒙羅聯合委員會之を附して蒙羅聯合委員會之を申請人、所有者又は利害關係人に交付すべし

前五項の規定は鑛業法第四十八條の規定は鑛業法第四十八條の規定に依る土地所有者の裁定の申請に付之を準用す

第五十七條 第二十條第二項、第三十二條、第三十三條第三十五條第一項、第三十六條、第三十七條、第四十

二條、第四十三條、第四十五條、第四十七條、第五十三條、第五十五條、第六十一條の規定に違反したる者第十九條の規定に基く指定の期日に立會はす若し調査事項の説明を爲さざる者、第二十九條第一項の規定に依る命令の期限内に領區圖を提出せざる者又は第三項の規定に違反し期間内に登録の申請を爲さざる者は五十圓以下の罰金に處す

第五十八條 第三十七條の規定に依りて債權代理人を定めたる場合には債權者、法定代理人又は法人に適用すべき本則の集則は之を債權代理人に適用す但し其の期限に屬せざる事項に付ては此の限に在らず

第五十九條 本則中土地の使用に關する規定は水の使用に付之を準用し罰則に付亦同し

附則

第六十條 本則は債權法施行の日より之を施行す

第六十一條 本則施行の際現に債權を爲す者は債權事務所の届出に付ては本則施行の日より三十日以内に債權事務所の提出に付ては九十日以内に蒙議聯合委員會に届出又は提出すべし

債權登録税法 (九月十日公布)

第一條 債權に關し債權原簿に登録を受くる者は左の區別に従ひ登録税を納付すべし

- 一 債權の設定 每一件 貳百圓
- (一)新規登録 每一件 貳百圓

- (二)債權合併 每一件 五拾圓
- (三)債權分割又は分合 設定債權 每一件 五拾圓
- 二 債權の變更
 - (一)債權法第二十五條の規定に依る 債權訂正 每一件 百圓
 - (二)増區又は増減區 每一件 百圓
 - (三)減區 每一件 百圓
- 三 抵當權の移轉
 - (一)相續其の他の一般承繼に因る移轉 每一件 貳拾圓
 - (二)(一)以外の原因に因る移轉 每一件 百圓
- 四 抵當權の設定
 - (一)新規登録 債權金額 千分之十
 - (二)債權法第二十二條第二項に基き爲したる承諾及協定に因る設定 每一件 五圓
- 五 順位の變更に因る抵當權の變更 每一件 拾圓
- 六 抵當權の移轉
 - (一)相續其の他の一般承繼に因る移轉 每一件 五圓
 - (二)(一)以外の原因に因る移轉 每一件 拾圓
- 七 共同債權者の退却 每一件 五圓

八 滞納處分以外の原因に因る債權又は抵當權の處分制限 債權金額 千分之五

(九、十、十一、十二は略す)

第二條 登録の抹消又は錯誤若し遺漏か當該官吏の過誤に出でたるときは其の回復又は更正の登録税を課せす

第三條 登録税は豫め蒙議銀行の債權口座に拂込むべし前項の拂込を終りたるときは其の領收證書を書面に貼附して之を提出すべし

第四條 蒙議政權自己の爲にする登録には登録税を課せす

附則

本法は債權登録規則施行の日より之を施行す

債權に關する手数料の件

債權に關する手数料の件は九月十日蒙議聯合委員會令を以て公布された。

第一條 債權に關する出願、申請又は届出を爲す者は左の區別に従ひ手数料を納付すべし

- 一 債權出願 每一件 百圓
- 二 債權出願區域の變更願
 - (一)増區又は増減區 每一件 八拾圓
 - (二)減區 每一件 拾圓
- 三 債權の變更願
 - (一)増區又は増減區 每一件 八拾圓

- (二)減區 每一件 拾圓
 - (三)債權法第二十五條の規定に依る訂正
 - 債權の合併又は分割願 每一件 參拾圓
 - 債權の分合願 每一件 五拾圓
 - 債權出願の名義變更願 每一件 八拾圓
 - 六 債權出願の名義變更願
 - (一)相續其の他の一般承繼に因る變更 每一件 拾圓
 - (二)(一)以外の原因に因る變更 每一件 五拾圓
 - 七 共同債權出願人の脱退願 每一件 拾圓
 - 八 債權の名義更正願 每一件 拾圓
 - 九 債權法第廿二條の規定に依る實地調査願 每一件 拾圓
 - 十 債權法第廿三條第一項の認定願 每一件 貳拾圓
 - 十一 債權法第廿四條第一項の認定願 每一件 參拾圓
 - 十二 債權法第廿七條第一項の認定願 每一件 五拾圓
 - 十三 裁定申請 每一件 五拾圓
- 前項の規定は蒙議政權の債權に付ては之を適用せず
- 第二條 債權登録規則第八條の規定に依りて債權原簿の謄本若し抄本の交付を請求し又は債權原簿若し附屬書類の閲覧を請求する者は左の區別に従ひ手数料を納付す

すへし

- 一 鑛業原簿の謄本又は抄本交付の申請用紙 每一枚 壹圓
- 二 鑛區圖謄本交付の申請 鑛區每五十陌 五圓
- 三 鑛業原簿又は附屬書類の閲覧申請 鑛區每一時 壹圓

紙數、面積又は時間に依り手数料額を定むる場合に於ては一枚、五十陌又は一時間に滿たざるものと雖一枚五十陌又は一時間として計算す

第三條 前二條の規定に依る手数料は豫め蒙疆銀行の鑛業口座に拂込むへし

前項の拂込を終りたるときは其の領收證書を願書、申請書又は届書に貼附して之を提出すへし

附則
本令は鑛業法施行の日より之を施行す

蒙疆聯合委員會規定鑛業區域

蒙疆聯合委員會では聯合委員會所有の鑛區を定め九月二十九日これを發表したが鐵、石炭、石棉、鉛の四鑛種で總面積七八三、七八九陌五五、鑛區數一〇四一の多きに達し、蒙疆地下埋藏資源の尠大さを語つてゐる。

一、鐵 鑛 鑛 所謂龍烟鐵鑛、蒙古聯盟自治政府内の崇禮縣で總面積二〇八九六九陌七五、鑛區數は二二四區、南 宣化縣一四九、龍關縣一一五、豚鹿縣一四四、懷來縣一五、蒙古聯盟 崇禮縣一一

第五條 鑛業税は鑛區税及鑛産税とす

第六條 鑛業税納期開始の時に於ける鑛業権者より之を徵收す但し納期中に於て鑛業権者に異動ありたるときは新舊鑛業権者連帶して鑛業税納付の義務を負ふ

第七條 鑛區税の税率は鑛區一陌毎に毎年一圓五角とす但し一陌以下は一陌と看做す

第八條 鑛區税は鑛業權設定の月より起算し三年間に限り之を半減す但し各併分割又は分合に因り生じたる鑛區に付ては此の限に在らず

第九條 鑛業法第二十八條に依る鑛業権の取消ありたる場合に於ては納税人の請求に依り既に徵收したる鑛區税額は相當する金額を交付す

第十條 鑛産税は鑛産物に付之を賦課す鑛産物の税率は鑛産物の價格の千分の二十五とす前項の鑛産物の價格

第十條 鑛産物に付之を賦課す鑛産物の税率は鑛産物の價格の千分の二十五とす前項の鑛産物の價格

- 一、石 炭 總面積五六一二九〇陌五〇、鑛區數六九四區で大同を中心とする世界的大炭田が定められ。
- 二、晉北五〇二、三二一陌七五、大同縣六〇、左雲縣一三
- 三、懷仁縣四五、山陰縣三五、朔縣一九五、應縣一四、
- 四、右玉縣七二、察南三、一八七陌、五宣化縣九、蒙古聯盟
- 五、七八一陌二五、烏盟烏拉後特旗一三四
- 六、石 總面積一二七一八陌七五、鑛區數一二〇區
- 七、全部蒙古聯盟政府内にある、安北縣二六、烏盟烏拉
- 八、特後旗九六、烏爾察布盟八
- 九、黑 鉛 總面積八一二陌鑛區數三〇(天鎮縣)

鑛業税法

蒙疆聯合委員會及察南、晉北、蒙古聯盟の三自治政府に於いて夫々十月一日附公布、實施せる新鑛業税法全文左の如し(條文中財政部の字句は聯合委員會及び蒙古聯盟自治政府、財政廳はあるは察南晉北兩政府に適用し他は全文共通)

- 第一條 鑛業権者には本法に依り鑛業税を課す
- 第二條 前項の規定は蒙疆政權の鑛業に付ては之を適せず
- 第三條 鑛業権者には其の鑛業に付營業税を課せず
- 第四條 市、縣又は旗は鑛業権者に對し其の鑛區及鑛産物に付一切の課税を爲すことを得ず
- 第五條 共同鑛業権者は連帶して鑛業税納付の義務を負ふ

は其の主要市場に於ける前年中の取引價格を標準として毎年蒙疆聯合委員會之を認定す

第十一條 金鑛、銀鑛、鐵鑛、石油及油母頁岩に付ては鑛産税を課せず

第十二條 鑛業権者は前月中採掘したる鑛産物の數量を其の種類、名稱及平均品位の異なる毎に區分して記載したる申告書を毎月十五日迄に當該鑛區所轄財政廳又は財政部に提出すべし但し鑛業権消滅したる場合に於ては直に之を提出すべし

第十三條 鑛産税の課税標準は毎年二月に於て前年分を前項の申告に依り申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは調査して財政廳又は財政部之を決定す

第十四條 鑛産税は前年中に於て採掘したる鑛産物に對する分を毎年三月に徵收す但し鑛業権消滅後の場合に於ては其の際直に徵收す

第十五條 稅務官吏鑛業税課税取締上必要ありと認むるときは納稅義務者の營業所其の他の場所に臨檢し帳簿書類又は鑛産物を検査することを得

第十六條 詐欺其の他不正の行爲を以て鑛業税を遁脱せんとしたる者の鑛業税は直に之を徵收するの外其の鑛業税の十倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は三十圓を下ることを得ず

第十七條 本法に基く稅務官吏の職務の執行を阻害した

る者は三百圓以下の現金又は料料に處す

本法は鑛業法施行の日より之を施行す従前の法令中鑛業に對する課税に關する規定は之を廢止す但し鑛業に對する課税に關する事項にして、法施行前に屬するものに付ては仍従前の例に依る鑛業法第七十條該當の鑛業權に付ては第七條第二項の規定を適用せず鑛區の合併、分割、分合、訂正、増區、増減區、減區又は面積に關する表示の變更ありたる後と雖も亦同じ

鑛業採掘出願成續 蒙疆聯合委員會では世界に誇る蒙疆地區内の鑛業資源の開發を促進するため十月一日午前九時より新鑛業法による鑛業出願の受付を開始したが世界の富鑛を擁する蒙疆だけあつて出願件数は受付開始第一日の一日が一〇三件、日曜日一日をおいて三日が一六件と三日間で早くも一一九件の多きに達した出願者は全部日本人によつて占められた。かつて滿洲國に於て鑛業法公布した際開發出願者が大部分邦人であつたのと同様注目すべき現象といへよう。十一日迄の受付件数は左の通りである。

石	六八	計	七四
鐵	一	△蒙古聯盟管内	
錳	二	石	二一
銅	二	鉛	四
錫	一	鋅	一
土	二	計	二六
硫	一		
炭	二		

工業

概観 近代的工業としては真に見るべきものなく毛織工業（厚和）、電氣（張家口、大同、厚和、包頭）、製粉（厚和、包頭）、酒精（大同）等に若干近代的設備を有するものがある外蒙疆地方の工業は全般的に見てまだ原始

看板は……衣笠看板製作所へ
 廣告は……衣笠廣告社へ
 建築塗裝は……衣笠塗裝部へ

石	八四	錳	二一
鐵	八四	錳	二一
計		錳	二一
鉛	一七三	錳	二一
錳	四	錳	二一
計		錳	二一
土	一八四	錳	二一
計		錳	二一

的家内工業、加工業の域を脱しない。經營は一部日本人を除く外漢人の獨占に歸しその主要なものは粗紙又は麻紙、毛氈および毡帽、製革、卵加工、製油、煙草、製糖、銅器、鹽、曹達の精鹽等でこの中製毡、製革、曹達、鹽は原料豊富だから將來適當な技術と資本との導入すれば發達の可能性がある。

羊毛工業 京包沿線の羊毛工業としては綏遠毛織工廠がわづかに近代性を帯びた工場でその他は羊毛産地の關係上沿線都市には手工業が盛んで主として絨氈、フェルト毛布等を製造してゐる。その中絨氈が一部京津地方に移出される外手工業製品は蒙地およびその他の需要を充たす程度に過ぎず、蒙古人の羊毛工業は全然ない。蒙古人は習慣上皮を鞣すこともフェルトを造ることもせず且つ自家の住居に使用するフェルト並に自家の着用する羊皮衣さへ漢人の手で造られてゐる

綏遠毛織工廠 民國二十三年傳作儀が厚和に設立したもので従來一ヶ月毛布（ロシア毛布、ラダマ毛布）一千枚、服地二千碼毛糸二千封度の生産能力があつたが事後軍管理下におかれ滿蒙毛織會社の手により修理復舊し本年二月十九日から運轉を開始した。

場所 厚和大馬路
 設立 民國二十三年十二月
 創業 同 二十四年七月
 資本金 三〇萬元

一ヶ月使用原料、綏遠省並に西路產汚羊毛四十萬斤
 製産能力、一ヶ月、毛布一千枚（ロシア毛布、ラダマ毛布）服地二千碼、毛糸二千封度
 販賣地、省内各地、西路地方、京津方面、絨氈原料糸を販賣
 工場内容
 (A)發動機
 ボイラー一台（約五百ポンド）
 電力一台（二〇馬力）
 (B)洗毛機
 蒸氣使用手洗、天日乾燥
 (C)染色機
 ベス四個（但洗用ベス兼用）
 (D)カード 一台
 (E)ミニール一台（約二百鍾）
 (F)織機ジャカード附二台
 ラシヤ織機 六台
 (G)起毛機、針金起毛機 一台
 (H)縮絨機 一台
 (I)仕上プレス 一台
 (J)職工数 約二百名

織物の洗毛工場案 織紡では張家口に公大毛織廠を有してゐるが毛織物品の現地調辦主義に基く包頭洗毛工場設立案は大略左の如くである。第一期建築費三十萬元、本年秋季までに工事に着手し明年度に工場を擴張すると共

に綾遠方面に同様の工場を建設する。包頭洗毛工場の洗毛計畫は毎日原毛一萬五千ポンドである。

京包線各都市別毛皮手工業表

品名	單位	一年產量	單價	鎮路	製造工廠數
絨靴	方尺	10,000	二五	內蒙古及	1
フエルト	枚	3,000	四〇	京津	1
毛帽子	個	5,000	五〇	內蒙古及	1
毛鞋	個	10,000	一五	本地	1
毛褥	件	1,000	二〇	本地	1
皮衣	件	1,000	二〇	本地	1
皮革	件	5,000	一五	本地	1
厚和	方尺	16,710	一五	天津及本	6
絨靴	方尺	13,500	四〇	本地、西	2
毛布	枚	2,100	三〇	本地	5
下等毛布	枚	3,500	三〇	內蒙及本	4
フエルト	方尺	1,100	七〇	內蒙及本	1
毛袋	個	5,100	一〇〇	本地	1
毛帽	個	8,100	一三〇	本地	2
毛鞋	個	1,100	一〇〇	本地	1

品名	單位	一年產量	單價	鎮路	製造工廠數
皮褥	件	1,200	二〇〇	本地及京	2
皮衣	件	10,900	二五〇	本地及京	5
皮革	張	3,170	一五〇	本地及京	6
絨靴	方尺	18,000	一五〇	京津、山	3
フエルト	枚	3,000	四〇〇	西、蒙古	3
毛袋	個	4,000	五〇	蒙古	1
毛帽子	個	10,000	五〇	本地	1
毛鞋	個	10,000	一五〇	本地	1
毛褥	件	1,000	二〇	本地	1
皮衣	件	15,000	二〇	本地	1
皮革	件	3,000	三〇	本地	1

電氣工業 蒙疆地區の事變前の電氣事業は張家口一帯を張家口華北電燈公司(資本金二十萬圓)大同を西北實業公司興農酒糟廠電燈部(資本金二十五萬圓)、厚和を綏遠電燈公司(資本金四十萬圓)包頭を包頭電燈公司(資本金十二萬圓)がそれぞれ經營してゐたが全く無統制のまま放任されてゐた。皇軍各地に入城後取敢ず興中公司が假經營に當つてゐたが本年四月二十三日蒙疆聯合委員會では地區内電力事業の統合經營をなし一元的經營をなす方針の下に蒙疆電業株式會社法を公布した結果翌月蒙疆電業株式會社の設立を見て前記各會社の買收をなし同地方電氣事業は北支より一足先に一元化を實施した。

蒙疆電業株式會社

本社 張家口大馬路
設立 五月二十七日
資本金 六、〇〇〇、〇〇〇元

(内譯三、〇〇〇、〇〇〇元蒙疆政府側||三政府一、八〇〇、〇〇〇元、蒙疆銀行一、二〇〇、〇〇〇元||二、〇〇〇、〇〇〇元日本電力聯盟、一、〇〇〇、〇〇〇元興中公司)

張家口(舊華北電燈公司) 六八二KW
大同(舊大同電燈廠) 五二〇KW
(六月一日接收)

厚和(舊綏遠電燈公司) 一、五六〇KW
(七月一日接收)

包頭(舊包頭電燈公司) 二六〇KW
(七月一日接收)

支店 張家口 大同・厚和・包頭
支店長 李芳洲
常務理事 益進
理事 于美江・默勒根巴
監事 酒井輝馬

發電新計畫 張家口建設所△設備火力發電一〇〇〇キロ△着手七月上旬△竣工十一月月上旬豫定△送電開始竣工と同時に

大同建設所△設備火力發電二〇〇〇キロ(一〇〇〇キロ二臺)△着手七月上旬△竣工十月下旬△送電開始竣工と同時に

下花園建設所△設備火力發電二〇〇〇キロ(一〇〇〇キロ二臺)△着手七月△竣工十月上旬△送電開始竣工と同時に

右發電所設備を急ぐ一方口泉鎮—大同間、下花園—宣化間、宣化—張家口間の特別高壓電線路も計畫準備されつゝある。また蒙疆地區の諸産業は目下着々計畫進捗し尨大なる産業五ヶ年計畫が遂行されるとともに大同炭田龍烟鐵礦の開發に送る開發動力は當然大火力發電設備を要請されるに至つたので、これに對處すべく同會社でも發電計畫五ヶ年計畫を樹立

一、下花園に火力三萬二千キロ
一、大同に火力七、八萬キロ
一、西蒙その他六千キロ
一、東蒙地方、中蒙地方に若干

右計畫を送電線新設と併せて着手することになつてゐる。而して右計畫に要する資金は五ヶ年間に四千萬圓程度を要するとされる。又從來張家口、大同、厚和及包頭の電氣事業は各別個に經營しその採用せる電氣周波數及電壓等も異り非常に不統制であつたが八月一日から蒙疆電業株式會社をして周波數を五〇(サイクル)電燈電壓を二〇〇「ボルト」とした。次に料金も従來高きに過ぎたるのみならず各地區區であつたが調整を圖り八月一日

より張家口、大同、厚和及包頭を同一値段となし同時に大巾の値下を断行した。その値下率は各都市により異なるも大體張家口に於て二三%大同一三、五%厚和一六、五%包頭一三、%の値下となつた。今次の料金値下は舊料金に比すれば極めて低廉となつた。

晋北興農酒糖復活 西北實業公司によつて經營されてゐた大同の北支唯一のアルコール製造工場は八月五日から晋北興農酒糖廠の名稱の下に復活して操業を開始した。同工場は民國二十二年閏錫山部下の騎兵將校を發起人として資本金十五萬五千圓で創始され翌年西北實業公司の經營となり資本金十五萬圓に増額して操業してゐたが今事業により昨年工場の一部は損害を被つたが重要部分に舊状を止めて來た。晋北自治政府の成立後政府と現廠長秋野公顯との間に委託經營の契約がかはされ八月十二日工場火入式が舉行されたものである。原料は馬鈴薯高粱、包米で能力は年産二千石一日六石、消費市場としては京津地方千二百石、蒙疆八百石が見込まれてゐる。近く清酒部も設置される筈で年五千石の清酒を製造する外無水アルコールも製出を計畫されてゐる。なほ晋北政府としては可及的速かに同工場を晋北法人たらしむる意向を抱いてゐる。

乳製品工業 主として行はれ錫林郭勒盟及察哈爾盟の蒙古人は家畜から得る乳を以て黄油、奶皮子、奶豆腐、酒其他の食料または飲料を造り自家用の消費に充てゝゐる

るが察哈爾盟唯一の蒙人經營の工業として烏蘭諾爾に「黃油公司」があり張家口以北の外人にベター、チーズを供給してゐる。同公司是民國八年の創立になり合資組織になつてゐる。近年は製品少きため察哈爾盟内及張家口附近居住の外人に販賣しつゝある。工場設備は幼稚にて手工業の域を脱しないが牧畜地帯の工業として且つ商業を忌避する傾向にある蒙人の企業としては特に注意を要する。

張家口都計委員會官制 (五月十五日施行)

- 第一條 張家口都市計畫委員會(以下委員會と簡稱す)は政府内に設け張家口都市計畫事項に關して管掌す。
- 第二條 委員會は左記職員を以て之を組織す。
委員長一名、委員若干名
副委員長一名、幹事若干名
- 第三條 委員長には政府の主席最高委員、副委員長には政府最高顧問之に充任す。委員は政府及び蒙疆聯盟委員會或はその他張家口内の各關係機關の職員を充當し幹事は委員長より任命或は委嘱す。
- 第四條 委員長は會務を總理し並に會議の議長と爲る。委員長事故ある時は、副委員長その職務を代理す。
- 第五條 都市計畫の重要事件に關しては、委員會の決議に據り之を決定し、その重要ならざるものは副委員長主催の幹事會の決議に依り之を決定す。
- 第六條 委員會は委員及び幹事の出席半數以上に非ざる

時は開會することを得ず
第七條 委員會の決議は出席の委員及び幹事過半數を以て取決め可同數なる時は議長之を決す。
附則
第八條 本令は民國二十七年五月十五日より之を施行す。

張家口都市建設辦事處官制

(九月二十六日公布)

第一條 張家口都市建設辦事處以下建設辦事處(と簡稱す)を政府に置く
建設辦事處は張家口都市計畫委員會に於て決定したる事項に基き之か實施に當る
第二條 建設辦事處に左の職員を置く其の定員は別に定む

- 處長
 - 副處長
 - 事務官
 - 技正
 - 技佐
 - 事務官
 - 技佐
- 第三條 辦事處長は總務處長の指揮監督を受け處務を綜理す
副處長は處長の命を受け處務を辦理し處長事故あるときは其の職務を代理す

第四條 事務官は上司の命を受け事務を掌る技正は上司の命を受け技術を掌る

事務官佐は上司の指揮を受け事務に従事す
技佐は上司の指揮を受け技術に従事す

第五條 建設辦事處に左の五股を置く

- 庶務股
- 土地股
- 土木股
- 水道股
- 建築股

第六條 庶務股は左の事項を掌る

- 一、機密に關する事項
 - 二、官印の管守に關する事項
 - 三、文書の收受發送及保管に關する事項
 - 四、成案文書の審査及進達に關する事項
 - 五、豫算決算及現金出納に關する事項
 - 六、物品の準備請求及配給に關する事項
 - 七、工事の請負契約に關する事項
 - 八、都市計畫の企畫及行政に關する事項
 - 九、張家口都市計畫委員會に關する事項
 - 十、統計報告及建設事業誌編纂に關する事項
 - 十一、他股の所管に屬せざる事項
- 第七條 土地股は左の事項を掌る
- 一、土地の收用買収及交換に關する事項
 - 二、土地の管理及處分に關する事項

- 三、補償金の決定に關する事項
- 四、土地の測量、地籍の調査に關する事項
- 五、町名番地に關する事項
- 六、土地其他不動産權利の調査に關する事項
- 七、土地の評價に關する事項
- 第八條 土木股は左の事項を掌る
 - 一、都市計畫區域の地形測量に關する事項
 - 二、道路橋梁、下水道其他土木施設の設計施工及監督に關する事項
 - 三、河川改修に關する事項
 - 四、都市計畫工程隊と連帶に關する事項
- 第九條 水道股は左の事項を掌る
 - 一、上水道の設計施工及監督に關する事項
 - 二、上水道の維持經營に關する事項
- 第十條 建築股は左の事項を掌る
 - 一、引築線の表示に關する事項
 - 二、建物及其の附屬施設の設計施工及監督に關する事項
 - 三、建築の指導改善及助成に關する事項
 - 四、建築出願審査監督に關する事項
- 第十一條 建設辦事處に都市計畫工程隊を置き建設事業の一部に當らしむ
- 都市計畫工程隊は建設辦事處長之を管理す
- 第十二條 建設辦事處は事業を進捗し又は材料器具を保管する爲め張家口に出張所倉庫を設けることを得

附 則

- に便宜な近隣單位となす、この場合宅地と通路其他公共用地との面積割合は七對三とし一戸當面積七一五平方(約二一四坪)とし一、〇〇〇戸の近隣單位の面積を七一五、〇〇〇平方(約二一萬坪)となす
- (ハ)全市街地面積に對しては宅地と道路其公共用地との面積割合を六對四とし一戸當平均八三三平方(二五〇坪)と定む即ち人口二〇萬人として一戸平均五人とすれば全市街地面積は約三三、三平方(一、〇〇〇萬坪)
- (ニ)以上の他に市街地の外周に巾員二軒以上の緑地帯をとり農耕地、軍用地及び飛行場、神社、墓地、運動場、騎馬場等の用地とし一般建築物を禁止都市の不秩序の膨脹を抑制し、雲崗一帶の地及其の沿道を風致地と定める
- △平面計畫の概要
 - (イ)既成市街地の改造を排し城西に都心を設け新市街地の開發を計畫す
 - (ロ)大同市と諸地方との交通連絡を考慮し且つ地形に順成せしめ鐵道、幹線道路網、上下水道を定む
 - (ハ)都市發展の核心となる三箇の中心地域を定む
 - (ニ)驛による發展中心地
 - (三)政府其他中央施設による發展中心地域
 - (四)飛行場、輕工業、娛樂地等による中心地域
 - (五)これらの三箇の中心地域より漸次發展し人口約五萬人に達すれば一應のまとまりを生じ爾後は人口の増加に

本官制は民國二十七年十月一日より之を施行す
大同都市計畫 東京帝國大學内田祥三博士により基本案が作成され三十年後二十萬人目標の大都市が豫想されてゐる。

大同都市計畫案概説

△人口推定

大同市そのものを工業市と考へずその西南方十數軒の地點に人口約四萬人程度の「炭礦都市」及新設「重工業都市」の建設を豫想し大同市の衛星都市としてこれを配す

大同市は主として行政、商業、交通、軍事、輕工業、消費遊覽の中心都市として三十年後の將來人口約二十萬人を收容し得ることを目途とす但し第一期計畫としては約人口十萬人を收容し得る地域を定むるも場合に依つては先づ人口五萬人程度の收容力を有するものより取りかゝり得る様に計畫せり

將來更に人口の増加を來す場合は同一箇所に延長擴大するを避け適當の距離を有する小都市を附近地に設けることとして地方計畫的に分散せしめる方針なり

△面積推定

(イ)一戸當平均宅地面積を五〇〇平方(一五〇坪)と定む即ち一戸五人とすれば一人當一〇〇平方(三〇坪)となる

(ロ)約一、〇〇〇戸を小學校を中心として集め日常生活

伴ひ自然的にその外周に順次發展し得る如く計畫す

△防空的考慮

大同上水道計畫 都市計畫として上水道計畫は滿鐵北支事務局安田技師によりて立案調査されてゐるが現在一日四千三百トンの給水量が右計畫により一日十萬トン前後となる豫定である。

張家口水道計畫 察南自治政府都市計畫委員會では十一月月上旬張家口水道計畫として蒙口聯盟察哈爾盟崇禮鎮狐石村(張家口北方三キロ)の地點五萬坪を水源地とし差當り三ヶ所の井戸を穿ち總工費百五、六十萬圓を以て四萬人に給水可能な水道を作ること決定してゐる。

察南都市計畫法 (六月公布)

第一條 本法に都市計畫と稱するは交通、衛生、保安、經濟等の公共安寧及福利を増進する爲めの重要施設計畫にして管轄區域内に施行するのみならず管轄區域以外も亦之を施行す。

第二條 都市計畫區域は政府の命令を以て之を規定す。前項の區域は都市計畫委員會の會議を経て後政府之を決定す。

第三條 都市計畫とは、都市計畫事業及毎年度執行の都市計畫事業にして本會々議を経て後政府より之を決定す。

第四條 本會の組織及權限に關しては政府の命令を以て之を規定す。

第五條 都市計畫事業は政府より之を執行す。

政府は都市計畫事業の全部或は一部に對して管轄都市計畫區域の縣公署に囑託して之を處理することを得。第六條 政府は特別の必要ありと認めたる時は非行政官署に命じて請願通りに都市計畫事業の一部を執行することを得。

第七條 都市計畫事業執行に關する必要の費用は、行政官署執行の時は政府或は縣公署之を負擔し、非行政官署執行の時は當事者之を負擔す。

第八條 政府は必要ありと認めたる時は都市計畫事業に據り其重大なる利益を受くる者より其利益の限度内に於て、前條の費用の全部或は一部を負擔せしむる事を得。

第九條 都市計畫區域内の土地増進に關し住宅土地の利用的の爲地區執行區劃整理を受くる事を得前項の區劃整理に關しては別に規定して之を行ふ。

第十條 政府は都市計畫事業のため其の必要なる土地及定着物を收用或は使用することを得。前項の規定に依る收用の土地及定着物は政府より之を公告す。

第十一條 政府は都市計畫の爲め必要なる時は區域内の土地定着物の權利設定及移轉に關し禁止並に制限の趣旨の爲め必要なる事項を規定することを得。

第十二條 政府は都市計畫區域内に住居區域、商業區域、工業區域、雜居及其他の區域を指定することを得。政

附 則

第十八條 本法は公布の日より之を施行す。第十九條 本法施行前都市計畫に關し政府所發の法令は同等の效力を有す。

勞働賃金の統一 張家口現地當局では察南一般の苦力勞役代價が從來一定されたる規則なく時々紛糾を發生し或は苦力頭、請負人の苛酷なる搾取、又は傭主の壓制等この種の弊害多きに鑑み急にこれが制止方法を設けるの必要を痛感したる結果特に察南自治政府保安廳より各縣に指令を佈告し宣化縣公署ではこの訓令を受けて五月七日左の如く佈告を發した。

察南自治政府保安廳の訓令を奉じ一般苦力の勞役賃金に對し一日一人四十錢と規定す。この規定料金を遵守して傭告を民衆は熟知すべし。各々苦力を傭ふ者及び傭はるる苦力とも一律にこの規定を遵守處理し苛酷なる搾取或は壓制を行ふを得ず。

勞働力問題 蒙疆地區の勞働力問題の根本的對策は大要左の如くである。

- 一、各自治政府の勞働輔導機關
- イ、勞働者の募集供給輸送の斡旋及び地域外勞働者の招致
- ロ、勞働者の登録及び勞働票の發給
- ハ、勞働者の訓練及び保護施設の經營
- ニ、勞働者は勞働票を所持するにあらざれば勞働することを不得

府は前項各區域内の建築物の種類、構造、設備、建築工事の施行並に建築物の新築、増築、改築、取壊、土地形質の變更及草木類採取に關し之を禁止制限の爲め必要事項を規定することを得。

第十三條 都市計畫區域内の建築物及土地工事が吻合して左記各項の一あるときは政府は其建築物の取壊、改築、修繕、使用禁止、使用停止、土地原狀恢復及其他必然の措置をとることを得。

一、保安上危険ありと認めたる時
二、衛生上妨害ありと認めたる時
三、本法に發布したる規定の根據に違反したる建築物の時

第十四條 本法中及發布したる命令中建築の規定に關し建築物に非ざる工作物に對しては之を準用することを得。

第十五條 政府は必要ありと認めたるときは都市計畫區域内指定區域は建築物に對し本法を根據とする所發の命令區域中は建築物の規定の一部或は全部を適用するを得ず。

第十六條 本法の規定及本法を根據とする所發の命令規定及本法を根據とする處分に違反したる時は千圓以下の罰金に處す。

第十七條 第十一條の規定又は所發の命令に違反して土地定着物の權利の設定及移轉を爲す時は之を無効とす。

- 三、各自治政府は勞働者の地域内外の移動に關しては鐵道其他關係當局と協議し統制する
- 四、聯合委員會内に設置する勞働輔導機關は蒙疆地域の全般に亘る勞働統制に關する事項及び各自治政府間の連絡調整に關する事項を管掌する

貿易・商業

事變前 商業貿易は張家口を中心とする蒙古貿易と、包頭を中心とする西北貿易とによつて代表される。張家口は曾て京津の大市場と内外蒙古および甘肅、寧夏のいはゆる西北地方とを繋ぐ一大中繼市場として繁榮を誇つたことがある包頭は黄河の水運に恵まれ鐵道の最終點として張家口の繁榮を奪ひ蒙疆物資貿易上の一大集散地として重要さるゝに至つた。天津、北京を最終市場内至消費市場として結ばれる張家口、大同、厚和、包頭等の蒙古西路貿易を貫く同地域唯一の鐵道である京包線の開通はこれら貿易市場の發展に拍車をかけたものであるが十餘年前蒙古貿易—特に獸毛類—華かなりし時代驚嘆に價したこれら市場の股盛もその後外蒙古の獨立による貿易の停頓と國內の兵燹、匪患によつてその繁榮を奪はれ民國二十四年新疆が完全にソヴェートの勢力圈内に入つて以來は各市場概ね衰微の一途を辿つてゐた。これが事變西北貿易の概況であつた。

事變後 最近まで奥地貿易上の要地五原には回教軍約八千が蟠踞し專政權と結び安北、臨城など附近の要地と連絡し蒙古聯盟自治政府の治外におかれたが、つて黄河の水運ならびに陸運により五原に集散され包頭に來る西北貿易ルートはもろろ寧夏省、甘肅省、青海省などの獸毛は完全に出口をふさがれ同時に京包線よりする奥地向け物資の供給も入口を遮断され慘憺たる情勢におかれた。西北貿易がいかに蒙疆貿易において重要性を有するかは昨年前半期包頭における奥地産毛集散八百六十萬斤(内西寧三百萬斤)だつたものがその梗塞せる今日一本夏各地産毛の出廻り期において包頭羊毛同業會の買付け數わづかに百四十萬斤に過ぎなかつた一事で明かである。この意味において五原、寧夏の確保は右の奥地貿易を大部分回復することにならう。

貿易路 張家口を中心とする蒙疆貿易路は左の如くである。

- 一、京包線の終點包頭を中繼として水路運により五原、臨城、寧夏、蘭州に至るもの。
- 二、多倫諾爾を経て滿洲國赤峰へ通ずるもの。
- 三、駱駝隊商により寧夏、蘭州からさらに天山南路を西北に進み青海、新疆を過ぎ中央亞細亞に連なるもの。
- 四、ゴビ沙漠を横断して外蒙古首都庫倫を介し賈買城において蘇聯ブリヤート共和國に至るもの。
- 五、京包鐵道を介し北京天津に出づるもの。

右のうち五、は京包鐵道の確保により蒙疆産業の發展を形成し日滿蒙支を結ぶ貿易ルートとしての重要性を高めつゝはあるが奥地貿易の事變後における梗塞はむしろ今後治安の確保の上における回復發展を依據せざるを得ぬ現状にあり而も蒙疆における移輸出貿易上の王者である獸毛—羊毛の出廻りは今後相當の期間を俟つて昔日の繁榮に立戻ると思はれる。

主要貿易品 移輸出品では羊毛を筆頭に牛、馬、羊、毛皮、皮革等の畜産および畜産加工品、輸入品では綿絲布および日用雜貨が王座を占めてゐる。大同炭、龍煙鐵の日本向け輸出も向後は重要性を増大するであらう。

蒙特産品輸出入概況

民國二十六年四月—二十七年四月

種	計	出	入
獸毛獸皮	四〇〇〇千圓	獸毛獸皮	一九二〇〇
石炭鐵礦	六二〇〇	阿片	一〇〇〇〇
石其他	三三〇〇〇	鹽砂糖	一〇〇〇
阿片	七三〇〇	差引輸出超過	七二六〇〇
鹽	一、一〇〇	棉花	四〇〇〇〇
菜子	一、四六六	煙草	五六三〇〇
其他	四、三三四	計	四七九〇〇
計	三〇〇〇〇〇		
	一九五〇〇〇		

蒙疆地方ノ對寧夏甘肅青海方面移輸出入主要物貨表

種	計	出	入
磚	五—萬箱	牛	一—萬餘張
煙	七—千箱	羊	三十萬張
伴	四千五百箱	各種	一千一百萬斤
油	三萬五千箱	草	五百萬斤
茶	一萬五千箱	甘	小鹽
雜		草	煙
各種			麻
織			入
布			四十萬斤
			一千萬斤
			四百二十萬斤(三萬箱)

獸毛類其他ノ產出並輸出貿易特況 (八月現在)

品名	單位	數量	價格	對日貿易	對外貿易
駱駝毛	斤	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
山羊毛	斤	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豬鬃	斤	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
馬尾	斤	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
羊尾	斤	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
總計		6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000

毛皮類ノ產出並輸出貿易狀況 (八月現在)

品名	單位	數量	價格	對日貿易	對外貿易
羊皮	枚	6,000,000	1,900,000,000	3,800,000	2,200,000
總計		6,000,000	1,900,000,000	3,800,000	2,200,000

張宜陽大厚包 張豐大平托厚包

主要集散地 家 拉 家 主要集散地 家 古泉 家 主要集散地

各地高粱ノ集散及輸移出狀況 (單位千石) 八月現在 出運高 產地 龍關、蔚縣、蔚縣 陽口附近 大同附近 陶林、涼城附近 平地泉附近 托古托附近 厚和附近 包頭奧地

移輸出高 主要仕向地 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線

主要仕向地 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線 北京及沿線

張豐大平陶厚包 張豐大包平 馬牛

主要集散地 家 地 主要集散地 家 地 主要主散地 家 地 馬牛

各地大麥ノ集散及輸移出狀況 (單位千石) 八月現在 出運高 產地 京包線及其他一帶 大同附近一帶 涼城縣附近一帶 陶林及附近一帶 陶林及附近一帶 武川縣托古托附近 武川附近一帶 安北五原附近一帶

移輸出高 主要仕向地 北京及天津 張家口 張家口及北京 平地泉 張家口天津 厚和

主要仕向地 北京、京包線一帶 北京、大同其他 北京及京包沿線

蒙疆地方一ケ年間ニ於ケル家畜輸出表

Table with columns for species (馬牛, 羊), unit (頭數, 單價, 價格), and quantity. Includes a note about the implementation of a rationing system for wool exports starting in March.

各地小麥ノ集散及輸移出狀況 (單位千石) 八月現在

出運高 產地 興和榮溝保其他 平地泉、涼城其他 武川及近縣 五原、安北、臨河 大同附近帶 興和、陶林方面

移輸出高 主要仕向地 北京、京包線一帶 北京、大同其他 北京及京包沿線

主要集散地	出廻高	産地	輪移出高	主要仕向地
張家口	一〇八	附近一帶	二〇八	河北省 張家口及豐鎮
厚和	二〇	厚和及薩拉齊	二〇	" " " "
平泉	三〇	包頭及五原	三〇	" " " "
豐鎮	三〇	大附近及奧地	三〇	" " " "
張家口	八八	隣縣及朔州	三六	天津
多倫	一〇〇	奧地一帶	六〇	張家口、天津
張家口	四〇〇	奧地及京包沿線	一八〇	北京及天津
陶林	三六	奧地一帶	三〇	張家口
豐鎮	三六	陶林、涼城附近一帶	三六	張家口、天津
厚和	二二	奧地一帶	一七	天津及北京
包頭	二二	奧地甘肅外蒙一帶	二二	包頭
五原、安北、臨河	二二	五原、臨河一帶	二二	

各地生羊ノ集散及輪移出狀況 (單位千頭) 八月現在

主要集散地	出廻高	産地	輪移出高	主要仕向地
張家口	三〇	多倫奧地一帶	一〇	北京、天津、頁店
張家口	三〇	關口一帶	三	張家口
張家口	三〇	大同附近	三	北京、天津
張家口	三〇	陶林、五原、臨河附近	三	張家口
厚和	三〇	武川及隣縣	四八	
包頭	七〇	奧地一帶	三三	河北省 包頭
武川、固陽	八二	包頭、五原、臨河附近	三六	" " " "
安北、五原、臨河	五〇	安北、固陽奧地一帶	七〇	" " " "

搬出取締 蒙疆聯合委員會では銅搬出取締令、毛皮類搬出取締令、獸毛類輸出取締令および通貨取締令等の諸取締法規をそれぞれ公布實施中で右は直接的には重要物資の輸出を統制する代りに金その他の各種資金の確保により蒙疆開發の躍進に萬全を期せんとするものに外ならぬ。

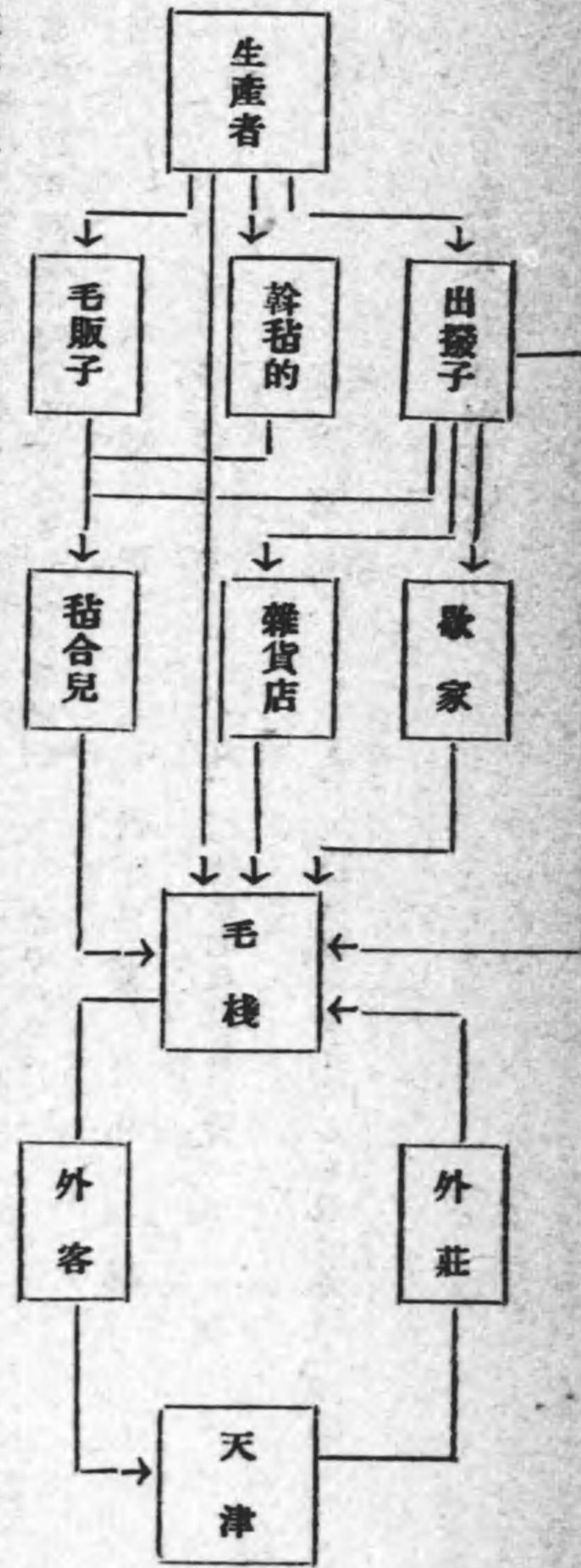
察哈爾盟地方の市場 取引方法は出撥子と稱する漢人行商人が直接部落に赴き交易するものと、蒙古人が地方集散市場の華商に行き所要の物資を需めるものと草集取

引と稱し一定時期に一定の場所に於て商人と蒙古人が相會し交易を行ふものとの三がある。彼等の出市期は春と初冬で春は缺乏せる物資の補給、初冬は越年に要する物資の準備の爲で、春は毛皮革多く、初冬は牲畜を携へ牛車又は駱駝の隊商を組み市に出るのである。

一、取引商品は主として綿布、蠶糸、ローソク、磚茶、糖、石鹼、炒米、砂糖、煙草、嗅煙草、燒酒、針、碗麵粉、絹布、マッチ、菓子、線香等日常雜貨及食料品等である。

蒙疆羊毛取引事情表

市場名	位置	活動範圍
張家口	察哈爾盟 (察東特別區)	東、西阿巴嘴及東蘇尼特
多倫	察哈爾盟	東、西蘇尼特を主とするも盟内各族に活動しつつある



出撥子 牧羊の後を追ひ交易に従事する行商人を言ひ
日用雜貨品、布、雜穀、食料等を携行し對價として生畜皮
革、獸毛等を取、蒙古人の無智に乗じ常に欺瞞的行爲
を敢てし不當の利得を貪る場合が多い。
幹毡的 蒙古人は自家用のフェルトさへも自分で製作
せず漢人の勢力に待つてゐる。幹毡的とはこれが製作のた
めに蒙古奥地に數名組をなし出撥するものを言ふ。
毛販子 蒙疆の奥地に入込み羊毛の買出を専業とする
者を言ひ現銀又は雜貨を交附して決済する。
歌家 雜貨舖とも云ふ。出撥子を奥地に出す場合も
あり、羊毛皮などを携帶して入市した蒙古人を自家に誘
導して携帶品の受託販賣をなし或は雜貨類を供給する。
毡合兒 經記とも言ひ仲買商人の事で手数料を目的と

包頭羊毛市場

包頭に集散する羊毛およびその他獸毛は遠く新疆青海
にもおよび同地は京包線の終端驛としていはゆる西北貿
易の據點をなし黄河の水運により寧夏、甘肅、青海の羊
毛産地に通じ全支第一の羊毛仲繼市場として事變前は天
津出題數量の約六割乃至七割は此地に集産しその品質に
おいても支那第一位に位してゐる。今次事變により寧夏

してゐる。
毛棧 毛店、皮毛店、貨棧とも言ふ、旅館と問屋を
兼ねたもの、出撥子、幹毡的、毛販子より羊毛を買ひ或
は保管に應じ販賣の仲介をなし又彼等を宿泊せしめる。

以西の産毛の搬出は殆んど困難となり従來の如く大量の
來貨はしばらく期待出來ざるもわが勢力の遠く邊境の地
におよぶも遠きにあらざと思はれる。

包頭における毛店

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|----------|----------|-----|
| 廣恒西 | 通順昌 | 廣豐厚 | 廣豐裕 | 雙順裕 | 廣生厚 |
| 仁和祥 | 天成恒 | 天德隆 | 德豐祥 | 通義昌 | 義同厚 |
| 廣豐源 | 天義長 | 德生西 | 廣義豐 | 德生厚 | 雙義厚 |
| 力生钰 | 天順恒 | 玉振號 | (以上漢民間屋) | | |
| 寶順公 | 三義棧 | 聚成公 | 德順公 | (以上回民間屋) | |

包頭に集散する羊毛の取引上分類

西寧套毛 新疆青海一帯より産出するものにして西寧
に集散し纖維長く光澤良好、支那羊毛中最も強力なるも
の、産出額の大部分は包頭を経て天津に出廻り米國に輸
出されカーペット原料として使用されるも粗大を免れ
ず、特殊織物には向くも手觸り柔軟の服地等には適せざ
る憾みあり、従來混砂なく歩留佳良なるを以て高價にて
取引されつゝあり。一部西藏高原産は印度に輸出される
ものあり、四川近接の川邊一帯の西康産は重慶を経て揚
子江下流に移送され毎年四五十萬斤より時に百萬斤を越
すことあり。

甘肅套毛 甘肅省西北地方より産し西寧套毛に亞ぐ高
價品で纖維西寧に比し稍々短く光澤あり且つ細く強力劣
ると雖も日本内地における需要多く嘗て海軍毛布、外套

絨等に使用されたことがある。従來甘字肅字冷字套毛と
して來貨しをりしも近年支那商人の手に渡ると共にその
良品は西寧套毛中に混される傾あり。
寧夏套毛 寧夏省一帯に産し比較的細手で甘冷套毛と
大同小異なるも只纖維短かし。

包頭套毛 細別すれば五原、河西、後山、固陽、狼山
臨河および陝西省北部地方となるも一括して包頭套毛と
し五原、河西の毛は寧夏套毛と一見して誤別し難い良品
なるも後山その他のものは粗にして且死毛多く強力又劣
る。

瓜子毛 玉の大小二種に分る何れが良きとも一概に區
別し難きも小玉の方は頭の割に尾小さく「ハヤ」従つて
少量なるを以て割得となり包頭附近殊に固陽一帯に多し
頭は細毛良質なるも尾には粗毛を混ず尾に土砂を捲き込
み居るも以て歩留悪し。

爪毛 是又固陽附近を主たる産地として品質として
も佳良なり細毛にして豐饒、大同のものに比し優る産額
は餘り多からざるもその用途大なり。
羔毛 いはゆる仔羊の毛なるを以て纖維短きも細く
且光澤あり概して死毛少なし其用途大なるも産額少量な
り。固陽地方を主たる産地とす。

秋毛 纖維太きも短く強力に乏し特に「ハヤ」混入
多し寧夏河西より陝西榆林地方品は比較的長く強力有り
品質割に良好なり包頭附近のものには良からず「ヨーク」
及砂土の混入少く従而歩留良く採算上有力なる點より級

子用として盛んに利用せられて比較的高價を唱へられ

山羊毛 最近滿洲國猪鬃の移入絶えたる結果その代用品として需要多く殊に包頭集散の山羊毛はその質硬く代用品として適せり。(大同張家口品は軟弱にして代用に不適なり)白山羊毛は黒山羊毛に比し高價なり。

榆林紫山羊毛 陝西省榆林地方より來るものにして褐色にして毛筋長く且つ細く最良品に屬す。過半数は山西省を経て天津に出廻る差毛比較的少なく撰別に便なり。神木横山品はその次に位する良品なり。

包頭紫山羊毛 五原附近より包頭一帯に産するものにして灰色品多く榆林産に劣れり。毛足稍々短かく細きも絨面に差毛多く撰別困難なり。又寧夏よりも産するもの額少く品質は包頭品と大同小異なり。

白山羊毛 包頭に出廻るものの中狼山のもの織維極めて細く品質最優良とせらる。一般に包頭に出廻るものは差毛非常に多く榆林紫毛に比し其撰別に約二倍の勞力を要する程なり。土貨にては一見低廉なるか如きも撰別は極めて高價となる。

公王(王府)駱駝毛 淡黄色を呈し毛質細く軟く且強力あり最も優良品に屬す。阿拉善地方を産地とす。

包頭駱駝毛 蒙古地方および包頭附近より來るものにして公王品に比し稍黒味を帯ぶ。

二等品三等品を多く混じ毛質幾分硬き傾向あり。

包頭市場への羊毛出廻り時期

西寧羊毛	八・九月間	抓毛	五・六月間
甘冷羊毛	七・八月間	羔毛	六・七月間
寧夏春毛	六・七月間	秋毛	九・十月間
同秋毛	九・十月間	山羊毛	五・六月間
包頭羊毛	五・六月間	山羊毛	六・七月間
瓜子毛	五・六月間	駱駝毛	五・六月間

生産地よりの運搬経路及方法

西寧羊毛

イ、水路よりするもの
遼源(丹鳴爾)―西寧―貴德―を經牛皮筏羊皮筏によ
夏河―循化及臨河(河州)―り黄河を下り
中衛―石嘴子を経て包頭に集るこれ等羊毛は五佛寺、靖遠中衛又は石嘴子にて皮筏より民船に積替へらるゝを普通とす。

ロ、旱路よりするもの
西寧に樂都品を加へ平番を總駝背により中衛に出で黄河を下り包頭に出ず。又青海の海北地帯遊牧蒙古人の産毛は祁連山脈を越えて甘州に集り駝背により鎮番を経て石嘴子に出で包頭に下る。
(註)此等産毛量の多寡に至りては支那産毛中其大部分

包頭における各地産毛の集散数量

民國廿六年度(昭和十二年度)に於ける各地産毛の集散数量(包頭皮毛同業公會調査)

西寧羊毛	約三〇〇,〇〇〇斤
其他羊毛	約五〇〇,〇〇〇斤
内蒙羊毛	約一七〇,〇〇〇斤
羊	約一七〇,〇〇〇斤
五原羊毛	約一七〇,〇〇〇斤
榆林羊毛	約一七〇,〇〇〇斤
神木羊毛	約一七〇,〇〇〇斤
王爺地、二〇%の割合	
内蒙羊毛	約一五〇,〇〇〇斤
王爺地三〇% 河西、西洛各二〇%の割合	
黒山羊毛	約六〇〇,〇〇〇斤
五原羊毛	約三〇〇,〇〇〇斤
榆林羊毛	約三〇〇,〇〇〇斤
神木羊毛	約三〇〇,〇〇〇斤
寧夏羊毛	約三〇〇,〇〇〇斤
五原、寧夏各五〇%の割合	

(右は中途にして今次の事變の始りたる昨年度の包頭における集散数量なればその前半期はとも角後半期はこれがためその出廻りにも圓滑を缺き平時の三分の二位の数量と見做すを適當とす。尙西寧羊毛は右数量の外に昨年度中に此地を經由せるも北地に於て交易されずして天津に直送されし数量約五六百萬斤ありたりとの報告あり此等は主として青海、甘肅、寧夏の督軍たる馬步芳、馬鴻賓、馬鴻逵等の税金代りに取立てしものなりとも稱せらる。

を占め西寧より一千萬斤平番を經るもの八百萬斤甘州に出ざるもの七百萬斤と稱せらる。

甘肅省一帯の産毛 蘭州を中心として集散するものは前記西寧、河州の青海産にして純甘肅産は多からず、夏河は甘肅に屬するも青海南部の産、南部地方は岷縣に多産するも岷山山脈以北の蕃族土司地方の産、寧遠天水地方は多からず、北部及西北部は純粹の甘肅省産毛で平番附近より涼州、甘州及肅州の三地方は祁連山脈を越へて來る蒙古遊牧地以外に良質の羊毛を産し、之等は駝背により中衛又は石嘴子に出で黄河を下りて包頭に出ず。寧夏一帯の産毛 中衛に集散する外鹽池(花馬池)にも良質のものを産す。この地の産毛は寧夏又は石嘴子に出で黄河の水運を利用して包頭に集る。

包頭迄の運搬日數及運搬諸掛

以上の如く黄河による水運は駝背その他による陸運よりも多少水濡れのおそれもあるも途中の危険少なく輸送量も多く運賃低廉なれば平時においては水運の利用約その七割迄を占むるものである。駝背による陸運は主として包頭より駝駝にて雜貨を奥地に移入したる歸途を利用する

品名	西	甘	平	寧	榆	五	河	固	河	寧	五	河	公	西	河	河	西	路	西	
種	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊	羊
最高	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
最低	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
最高	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
最低	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
最高	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
最低	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
最高	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
最低	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
最高	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
最低	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
最高	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
最低	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
最高	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
最低	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

最近數年間の羊毛値段表 1 淨貨老秤 100斤建位元 11

名稱	產地	年產量	年產量	輸出量
烏拉山羊毛	烏拉山	24萬斤	25萬斤	200,000
綏包五臨一帶	綏包	15萬斤	15萬斤	150,000
內蒙阿拉善王地	王府	10萬斤	10萬斤	100,000
內蒙圖合公王地	公王	8萬斤	8萬斤	80,000
烏拉山	烏拉山	5萬斤	5萬斤	50,000
綏林	綏林	3萬斤	3萬斤	30,000
狼山	狼山	2萬斤	2萬斤	20,000

支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用	支那内地工廠紡績用
前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量	前年産出量
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤
200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤	200,000斤

最大貨物紡績 本國工廠 最粗 九割日本最高 八日本稍次 本國工廠稍次

西路黑山羊毛	〇〇〇〇	三三
河西、五原白山羊毛	〇〇〇〇	三三
榆林神木白山羊毛	〇〇〇〇	三三
黑山羊毛	〇〇〇〇	三三
黑山羊毛	〇〇〇〇	三三

在包頭市在住漢人側皮毛問屋信用調査

(七月二十九日現在)

問屋名 主人名	資本金	開業年	使用人數
廣恒西 董世昌	四千五百兩	光緒十八年	五十餘人
義同厚 張如有	三千兩	二十三年	四十餘人
仁和祥 石牧成	四千兩	二十四年	三十餘人
德生厚 喬步雲	五千兩	十一年	三十五人
天成恒 郭樹蘭	五千兩	元	三十餘人
廣豐厚 鄧海元	三千兩	十一年	三十餘人
雙順裕 曹照秀	五千兩	十一年	三十餘人
天義長 劉亭惠	五千兩	十三年	四十餘人
廣生厚 李世薛	五千兩	二十五年	二十五人
通義豐 交子善	五千兩	二十五年	二十五人
通順昌 劉子義	四千兩	二十五年	二十五人
通義長 周善雲	六千兩	二十五年	二十五人
天德隆 王瑞	一萬一千兩	二十六年	三十餘人
雙義厚 郝子英	一萬一千兩	二十五年	三十餘人
德生西 康茂	一萬一千兩	二十五年	三十餘人
廣豐厚 馮禮	三千兩	二十六年	三十餘人

在包頭市在住回民側皮毛問屋信用調査

(七月二十九日現在)

問屋名 主人名	資本金	開業年	使用人數
聚盛公 陳子壽	一萬餘圓	民國十七年	十五人
三義棧 李長青	一萬五千圓	十三年	二十餘人
德順公 馬志元	二萬餘圓	二十四年	二十餘人
寶順棧 丁玉豐	三萬餘圓	二十一年	十餘人
大享永 楊四擔	二萬餘圓	二十年	十餘人

厚和羊毛市場

昭和三十二年六月廿五日現在

厚和に於ける毛機 左の通り合計十八軒有り。入荷毛の種類は各毛棧共大差無きも德豐祥毛棧のみは一部平香毛、西寧毛を取扱つてゐる。

復興義 德豐祥 祥記 德享魁 集義恒 天和恒	永和公 (會長) 福生祥 通經祥 集豐祥 福合魁
------------------------	--------------------------

萬事新 廣和合 復義隆 謙和昌 謙生永 義順祥 萬盛合

取引七分、出廻時期、運搬経路

取引上分類	出廻時期	生産地よりの運搬経路	日數	運搬法
北路套毛	七月—八月	內蒙古(四子王)烏蘭花—武川—厚和	約三日	駱駝
西路套毛	"	新疆(古城子)哈密—白夜冒梁—武川—厚和	"	"
西路套毛	"	青海(寧夏)石嘴子—黄河—厚和	"	"
西路套毛	六月	蘭州(肅州)馬宗山—利子河—草地—白靈廟—武川—厚和	"	"
西路套毛	六月	新疆(哈密)白夜冒梁—白靈廟—武川—厚和	"	"
西路套毛	"	(同右)	"	"
西路套毛	"	內蒙古(四子王)烏蘭花—武川—厚和	"	"
西路套毛	"	本地(薩縣)武川—和利—陶林—托縣—巴彥縣—厚和	"	"
西路套毛	"	本地(清水河)以下同)	"	"
西路套毛	五月—六月	內蒙古(四子王)烏蘭花—武川—厚和	"	"
西路套毛	六月—七月	新疆(古城子)哈密—白夜冒梁—白靈廟—武川—厚和	"	"
西路套毛	"	本地(薩縣)武川—和利—陶林—托縣—巴彥縣—厚和	"	"
西路套毛	四月	本地(同右)	"	"
西路套毛	"	(同右)	"	"
西路套毛	"	(同右)	"	"
西路套毛	"	(同右)	"	"
西路套毛	"	(同右)	"	"

從來品質對照 毛質そのものは大差なくも現今は砂多きもの買付又爲に職前に比し品質向上せる感あり。

他は第三年程度 (一)一頭に付約二斤 (二)蒙古人は一人平均約三百頭飼育、経費一ケ年約貳百四拾圓(二四〇)母體をはなれて第二年めで経費八十錢

- (一)肉質上なる年齢は第三年以後
- (二)交尾牡一頭に雌約一〇〇頭の割
- (三)出産数一匹乃至二匹
- (四)發育割数は百頭に付約七十頭
- (五)飼育は冬期は朝十時頃より夜五時、春季は朝十時頃より夜九時迄草を食む

最近一ケ年間に於ける獸毛類産數量 (昭和十三年八月調査) 蒙疆羊毛同業會厚和出張所

品種	産地	出廻數量	備考
北路套毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、武川)	110,000	本年度は見込なし
西路套毛	新疆(哈密)	100,000	本年度は見込なし
西寧套毛	青海(西寧)	60,000	
肅字套毛	甘肃(肅州)	11,000	
西路黑毛	新疆(哈密)	11,000	
西路秋毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、二里子河)	10,000	本年度は見込なし
白秋毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、二里子河)	35,000	
黃秋毛	市附近一帶	4,000	
羔子毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、武川、陶林、清水河、薩縣、托縣)	65,000	
北路駝毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、二里子河)	140,000	
西路駝毛	新疆(哈密)	11,000	
白山羊毛	内蒙(百靈廟)	100,000	
紫山羊毛	内蒙(百靈廟)	100,000	
抓毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、武川、陶林、清水河、薩縣、托縣)	150,000	
散毛	内蒙(四子王旗、百靈廟、武川、陶林、清水河、薩縣、托縣)	150,000	

(一)套毛 (最長 三寸 位程度 最小 一寸)

(二)羊一頭に對する時間 (剪毛—約二〇分、抓毛—約二〇分、接毛—約四十五分)

出廻期

平香套毛—六月

荏子毛—五月—六月

沙毛—五月

黑秋毛—八月

産地	品種	抓毛	羔毛	秋毛	羊毛	黑山羊毛	山抓毛	計
蒙源縣	抓毛	14,000	2,080	3,310	11,710	4,030	7,730	4,340
靈邱縣	抓毛	19,070	7,290	7,430	17,700	2,330	7,760	3,710
陽高縣	抓毛	11,160	4,930	2,620	6,010	3,290	1,540	2,210
岱岳縣	抓毛	3,500	4,930	2,620	1,180	800	3,090	3,090
天鎮縣	抓毛	2,200	6,330	5,100	1,000	5,150	1,770	2,270
東集縣	抓毛	1,330	9,290	1,100	1,000	1,150	1,150	2,300
蔚縣	抓毛	7,840	5,600	1,500	1,750	1,470	1,330	3,850
代縣	抓毛	3,760	!	!	80	!	!	1,000
懷仁縣	抓毛	1,400	!	!	!	!	!	94,250
清水縣	抓毛	1,800	18,000	22,200	4,200	3,290	!	1,560

大同羊毛市場

大同地區羊毛の生産地別及品種別出廻數量 (昭和十三年七月)

蒙疆羊毛同業會大同出張所調

荏子毛 (同右) 80,000

平香毛 甘肃(平香近邊) 40,000

黑羔毛 當市附近一帶 5,000

(一九種) 原裝正味 (總計) 1,290,000 (一斤—二庇)

應懷備清靈醇蔚代排右平左朔
水
縣仁關河邱縣縣縣坪玉魯雲縣

磨石村—岱岳鎮—懷仁—柳東營—大同
高山村—大同
威源—左雲—高山村—大同
左雲—高山村—大同
平魯—威源—左雲—高山—大同
胡山谷口—岱岳—懷仁—柳東營—大同
採田村—西平—大同
陽明堡—廣武—岱岳—懷仁—大同
三莊堡—渾源—集家莊—大同
獅子塔—威源—左雲—高山村—大同
老營鎮—亂魚八村—朔縣—磨石—岱岳
懷仁—柳東營—大同
柳東營—大同
清泉村—大同

馬車及牛車
馬車及牛車
馬車及牛車
汽車及馬車
路路及馬車
路路及馬車
路路及馬車
路路及馬車
路路及馬車
路路及馬車
路路及馬車

二二八五四五五五三三四二五
日日日日日日日日日日日日

一二〇里 八三里 四二〇里 三六〇里 二四〇里 三八〇里 二八〇里 三二〇里 三〇〇里 一八〇里 二四〇里 二八〇里 二八〇里

生產地

運搬經路

運搬方法

支那

大排右左個朔
合
同坪玉雲關
計縣縣縣縣縣縣

大同地區羊毛集積狀況 (昭和十三年七月) 蒙疆羊毛同業會大同出張所調

九〇,七〇〇	四,〇〇〇	四七,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四八,〇七〇
三,五〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三,五〇〇
三〇,七〇〇	八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三,八〇〇
三,九〇〇		四,五〇〇	七,三〇〇	三,〇〇〇
七,三〇〇				七,三〇〇
一六,四〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六九,一三〇
二八,二九〇	四〇,〇〇〇	一五,一〇〇	一六,一七〇	一〇〇,〇〇〇

應清懷代醇蔚東天岱靈陽渾繁
水仁 井鎮岳邱高源峙
縣河縣縣縣縣縣鎮縣縣縣縣

大同に於ける主なる毛棧の生産地別扱數量

一五,九七〇	六,六六〇	四,〇〇〇	三,一〇〇	一,〇〇〇	三,六〇〇
一六〇,九三〇	七,四三〇	一,一七〇	一,〇〇〇	三,七〇〇	四八,七〇〇
三,六〇〇	四,一三〇	五,七八〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
九,三〇〇	二,六四〇	八,〇〇〇	四,三九〇	一,〇八〇	三,七〇〇
三,六四〇	七〇	四,〇〇〇	四,九〇	二,四〇〇	三,〇〇〇
六,一七〇	三,七八〇	一,九一〇	二,九六〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇
四,二六〇	一六,三〇〇	三〇,一〇〇	一七,六九〇	八〇,三三〇	二,一七〇
三,七二〇	六,五〇〇	三,〇〇〇	一,三〇〇	一,一三〇	一〇〇,〇〇〇
二,〇〇〇	三,〇〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	七,〇〇〇	三,七〇〇
二,三九〇	一,五〇〇	一,五〇〇	五,七〇〇	三,九〇〇	三,九〇〇
二,二一〇				三,二一〇	三,二一〇
七〇				七〇	七〇
六,三七〇				一,九一〇	一,九一〇
二,〇〇〇				四,〇〇〇	四,〇〇〇
二,三三〇				二,三三〇	二,三三〇
三,八五〇				三,八五〇	三,八五〇
四,九〇				四,九〇	四,九〇
一,九九〇	六,〇〇〇	一,三七〇〇	三,〇〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇
一五,九六〇	三,〇〇〇	一,三七〇〇	三,〇〇〇	一五,九六〇	一五,九六〇
一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一,四〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

產地、毛棧名

天慶和 成義興 謙業昌 謙瑞祥 永豐 福生永

計

大排右左個朔
合
同坪玉雲關
計縣鎮縣縣縣縣

一五,九七〇	六,六六〇	四,〇〇〇	三,一〇〇	一,〇〇〇	三,六〇〇
一六〇,九三〇	七,四三〇	一,一七〇	一,〇〇〇	三,七〇〇	四八,七〇〇
三,六〇〇	四,一三〇	五,七八〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
九,三〇〇	二,六四〇	八,〇〇〇	四,三九〇	一,〇八〇	三,七〇〇
三,六四〇	七〇	四,〇〇〇	四,九〇	二,四〇〇	三,〇〇〇
六,一七〇	三,七八〇	一,九一〇	二,九六〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇
四,二六〇	一六,三〇〇	三〇,一〇〇	一七,六九〇	八〇,三三〇	二,一七〇
三,七二〇	六,五〇〇	三,〇〇〇	一,三〇〇	一,一三〇	一〇〇,〇〇〇
二,〇〇〇	三,〇〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	七,〇〇〇	三,七〇〇
二,三九〇	一,五〇〇	一,五〇〇	五,七〇〇	三,九〇〇	三,九〇〇
二,二一〇				三,二一〇	三,二一〇
七〇				七〇	七〇
六,三七〇				一,九一〇	一,九一〇
二,〇〇〇				四,〇〇〇	四,〇〇〇
二,三三〇				二,三三〇	二,三三〇
三,八五〇				三,八五〇	三,八五〇
四,九〇				四,九〇	四,九〇
一,九九〇	六,〇〇〇	一,三七〇〇	三,〇〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇
一五,九六〇	三,〇〇〇	一,三七〇〇	三,〇〇〇	一五,九六〇	一五,九六〇
一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一,四〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

出廻時期
大 同 井

東 天 陽 岱 澤
繁 井 集 鎮 高 岳 源

集家莊—大同
薛家莊—懷仁—卒莊—大同
聚樂堡—大同
陽高—聚樂堡—大同
聚樂堡—三十里鋪村—大同
茹岳口—應縣—清泉—大同

路 駱 駝 及 馬 車

二 日 一 二〇里
四 日 一 八〇里
三 日 一 八〇里
三 日 一 八〇里
二 日 一 二〇里

抓 毛 五・六月
羔 毛 六・七月
秋 毛 九・十月

羊 毛 五・六月
黑 山 羊 毛 六・七月

飼育費每頭 每年平均 一元五毛
春秋兩季收 每頭平均 一斤餘七—八毛
獲毛 平均一斤三—二元
每頭皮價 平均三十斤九元
每頭屠殺稅 八毛

張家口羊毛類市場

張家口に於ける毛織 左の通り合計十軒有り。
通興合 德玉恒 西德玉恒 日升棧 裕興公 瑞恒隆
錦榮祥 裕慶公 興源永 裕通源

大同市場羊毛品質
從來に比し當地出廻毛の品質一般の向ひは認め難きも
當會の取引方法を認識するに伴ひ遂次土砂混入程度の漸
減しつつあるは注目す可き事實なり。
綿羊飼育に關する農家採算概略
當地區に於て適當なる資料蒐集困難なるも綜合する
に。

綿羊每頭平均價 八—九元

取引上分類、出廻時期、運搬經路

取引上分類	出廻時期	生産地	運搬	經路	日數	運搬法
廠秋剪毛	抓毛—六月	東蘇尼特	馬塔兒—工部哥々山—赤老關—廟白旗—羊群—廟	廟白旗—羊群—廟	三日—三日	駱駝及牛車
圖秋剪毛	剪毛—八月	西蘇尼特	烏蘭諾兒—石拉奔—德化—黑水河—張北—張家口	張北—張家口	五日—八日	"
抓毛且	套毛—八月	哈叭嘎	召勒喀圖旺—東蘇尼特—正白旗—羊群—馬群—張家口	張家口	"	"
散抓毛	套毛—八月	百靈廟	哈叭嘎—召勒喀圖旺—東蘇尼特—正白旗—羊群—馬群—張家口	張家口	"	"
白抓毛	百毛—六月	四子王	哈叭嘎—召勒喀圖旺—東蘇尼特—正白旗—羊群—馬群—張家口	張家口	"	"
黑抓毛	駝毛—八月	東蒙沁	哈叭嘎—召勒喀圖旺—東蘇尼特—正白旗—羊群—馬群—張家口	張家口	"	"
羔子毛	山羊毛—六月	西蒙沁	哈叭嘎—同 右	張家口	"	"
白山羊毛		烏珠穆沁	貝子廟—召勒喀圖旺—東蘇尼特—正白旗—羊群—馬群—張家口	張家口	"	"
紫山羊毛		康保縣	土城子—張北縣—張家口	張家口	七日—八日	"
荏毛		寶源縣	三總管營子—東二臺—張北縣—張家口	張家口	七日—八日	"
白山羊毛		多倫縣	閃且河—寶源—二臺子—白廟子—大圓圖—張家口	張家口	九日—二日	"
青山羊毛		商都縣	大青溝—三臺埃—張北縣—張家口	張家口	七日—八日	"
		德化縣	茶汗掃羅—黑水河—張北—張家口	張家口	六日—八日	"
		張北縣	張家口	張家口	"	"

綿羊飼育に關する農家採算概略
(一)羊毎日飼養時間自早九時至晚七時但係牧放(冬季積雪時只備草並無食糧之預備)
(二)羊每頭價值平均十元每頭肉量計二十六七斤每張皮價平均

張家口地區羊毛の毛棧別及品種別出廻數量 昭和十三年八月三日查填

毛棧名、斤量、品名	數量
通興合 駱 毛	10000
通興合 套羊毛	15000
通興合 秋剪毛	50000
通興合 羔羊毛	10000
通興合 抓羊毛	10000
通興合 山羊毛	10000
通興合 荏毛	10000

(一)羊毛每年第一次抓一次剪毛時期在秋七月間抓毛時期在春四月間
(二)羊一頭剪毛及抓毛合計每年一斤「羔羊」出毛每頭每年出十兩

三菱、榮松、滿洲畜産、大蒙公司の八社である。當初事業資金は三百萬圓とし、一口五萬圓六十口、各社出資額は鐘紡一三、目毛一〇、三井一〇、榮松九、三菱四、滿洲畜二、大蒙(大倉)、二滿毛一〇で工場經營者側で割合多くを出資することになったものである。蒙疆地區における羊毛、駱駝毛の生産高および京包線の扱ふ数量は三千五百萬斤乃至四千萬斤と稱せられてゐるが事變後日滿蒙プロック經濟の見地からこれら羊毛資源を同プロック内に確保しまた政治的使命を帯びて生れたもので規約は別掲の通りである。

從來蒙疆資源は同業公會の手で天津經由外國に輸出されてゐたものであるが蒙疆羊毛同業會の成立後同會の手で一手にこれに當ることになった。買付交渉を開始したのは二月中旬以來で第一回買付は包頭を皮切りに三月初旬買付を決定、次で厚和、大同、張家口の買付を決定したもので、大同、厚和は四月中、包頭は五月中、張家口は六月中それぞれ受渡しを完了した。受渡全数量淨貨二百五十一萬五千斤、金額二百六十五萬圓で第二回買付は六月から開始、受渡全數量淨貨五百萬斤に上るだらうとみられてゐる。しかし同業會の擁する資金は現在三百萬圓でありこれだけの資金では到底大西北貿易ルートを開拓する役割を果す餘力はないとして組合組織から株式組織への改組、その他買付取引の合理化が議論となつてゐる。なほ羊毛同業會が買付た羊毛は七月末現在で左の如くである。

包頭	第一期	(二月—五月)	三百萬圓
厚和	第一期	(六月—七月)	三百萬圓
大蒙	第二期		六十萬圓
豐同	第二期		六十萬圓
張家口			三十萬圓
張北			六十萬圓
合計			八百五十五萬圓

蒙疆羊毛同業會規約 (要約)

第一條 本會は支那羊毛類の使用並に販賣等に關し緊密なる共同の利害關係を有する者を以て組織する組合にして差當り左の八社を以て組織し蒙疆羊毛同業會と稱す

- 一、鐘淵紡績株式會社
- 一、株式會社榮松商店
- 一、株式會社大蒙公司
- 一、日本毛織株式會社
- 一、滿蒙毛織株式會社
- 一、滿洲畜産股份有限公司
- 一、三井物産株式會社
- 一、三菱商事株式會社

第二條 本會は蒙疆地區内の羊毛其の他の獸皮取引に關し蒙疆聯合委員會の監督指導を受けて自治的統制を行

ひ以て畜産資源の利用の進展を圖ると共に蒙疆聯合委員會並に蒙疆地區内各自治政府の施設に協力援助して畜産業の發達に資するを以て目的とす

第三條 本會の事務所は當分の内張家口太平街公大館内に之を置く

第四條 本會は羊毛、山羊毛、山羊、駱、駱駝毛及其の他の獸毛の賣買(物々交換を含む)並之に附帶する一切の事業を營むものとす

第五條 本會に會長一名、副會長一名、委員八名を置く

會長、副會長及委員は總て名譽職とす

會長、副會長の任期は二年、委員の任期は一年とし重任を妨げず

會長、副會長は蒙疆聯合委員會に於て會員中より之を指名し委員は各社より一名宛就任し委員は常任委員二名を互選す

本會に顧問若干名を置き蒙疆聯合委員會並蒙疆地區内各自治政府の官吏中より就任を仰ぐものとす

第九條 本會の總會は定時總會及臨時總會とす、定時總會は毎年十月之を開く

第十三條 本會の事業執行の細則は別に之を定む

第十四條 本會に専門委員會を設け羊毛其の他の獸毛の買付價格の決定及會員間の數量割當を爲すものとす、専門委員會は各會員より選出せる専門委員を以て之を組織す

第十六條 本會の基金として會員は總額金圓參百萬圓也

(一口五萬圓六十口)を據出す

會員の引受口數は左の如し

鐘淵紡績株式會社	一三口
株式會社榮松商店	九口
株式會社大蒙公司	二口
日本毛織株式會社	一〇口
滿蒙毛織株式會社	一〇口
滿洲畜産股份有限公司	二口
三井物産株式會社	一〇口
三菱商事株式會社	四口

第十七條 會員の所要の管内羊毛其の他の獸毛は總て本會より之か供給を受くるものとす

第二十條 本會は毎年八月末日に於て決算をなすものとす

第二十三條 本規約に規定なき事項に付ては日本商法株式會社法を準用するものとす

昭和十二年十二月十二日

本會 張家口明德大街

支 部 東京、大阪、天津

出張所 包頭、厚和、大同

會 部 倉知四郎

理事 神谷信利

監事 駱毛は蒙疆から産出されてゐるが毛質可良ならず僅少の絨毛が市場價值を有するに過ぎず、馬具、繩として自家用に消費されるもの多く近年羽毛滿圓に代用せ

らるゝに至り一部に注目せられてゐる。産毛量は相當額に達し舊綏遠のみにも五十萬餘斤に上つてゐる。

阿片

阿片は蒙疆管内に生産されるのみならず寧夏、甘肅、青海方面からも搬入されその一ヶ年の取引量は約六十萬餘斤と見られ蒙疆管内の消費を除き一ヶ年約四十萬斤は京津地方へ輸出されてゐる。事變後西方に敗残兵出沒して輸送路を脅したため出廻滞滞したが昨今改善されて例年の如くなつた。察南におけるモルヒネ製造は天津に亞ぐ旺盛を示し一ヶ年二百萬兩以上の阿片需要があつたが最近大規模の製造業者は影を沒した。阿片取引商人には土商と膏商とあり、土商は買付仲介を行ふ煙商で、膏商は土商から生阿片を購入し生のまゝこれを小賣し又は煙草に製造して小賣するもの。察南には事變前五十八軒の土

包頭における甘草 (藥品) 單位一萬斤

種類、産地	什拉召其他	杭蓋地	王爺府	西鎮	鎮香	肅州	合計	時價
大草	三	三	三	〇	〇	〇	三	〇
二草	八	八	八	〇	〇	〇	三	〇
細草	二	二	二	〇	〇	〇	三	〇
抗達	二	二	二	〇	〇	〇	三	〇
紅頭	二	二	二	〇	〇	〇	三	〇
紅粉	二	二	二	〇	〇	〇	三	〇
細粉	二	二	二	〇	〇	〇	三	〇
合計	三〇	三〇	三〇	〇	〇	〇	三〇	〇

商膏商があつたが事變と共に逃亡閉店し現在土商十四軒膏商十四軒、この二十一軒を以て阿片公會を組織し舊政權時代の阿片徵稅機關たる清查處を踏襲し昨年十月から舊稅率により舊稅率で徵稅を開始した。

包頭における藥品

名稱	産地	産額
活	寧夏	一〇〇〇〇斤
大	阿拉善	六〇〇〇〇
枸	阿拉善	四〇〇〇〇
羌	阿拉善	四〇〇〇〇
黄	阿拉善	四〇〇〇〇
杞	阿拉善	四〇〇〇〇
(超王類第二)	阿拉善	四〇〇〇〇
(蓋王類第三)	阿拉善	四〇〇〇〇
(頂王類第四)	阿拉善	四〇〇〇〇
(東々王類第五)	阿拉善	四〇〇〇〇
(魁王類第六)	阿拉善	四〇〇〇〇
(大棟類第七)	阿拉善	四〇〇〇〇

草子	皮	粗粉	細粉	合計
三	三	一	一	三
八	八	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三
三	三	一	一	三

股份有限公司蒙疆公司

事變後蒙疆における土着商工業者の對外商取引が全般として渺々しくないのでこれが善後處置については蒙疆聯合委員會各政府において考究を重ね戦後建設を急いでゐるが八月一日蒙疆銀行が出資百萬圓より成る蒙疆公司を張家口に設立、右公司是主として重要物資の買付および交換、銀行財産の管理、雜貨の代理業、その他銀行の附帯事業に當り、土着商工業者の商取引の便を圖ることになつた。即ち同公司の創業は蒙疆地區における金融と産業の綜合經營に着眼せるもので同月十日營業を開始した。

資本金 一百萬圓
 本店 張家口堡内東門大街六號
 支店 包頭、厚和、大同
 出張所 平地泉、豐鎮、薩拉齊
 專務董事 渡邊 伸
 事務董事 穆克騰寶、李治光、鄭全有、
 富田英次郎

股份有限公司蒙疆公司定款

- 第一章 總則 第一條 本公司は股份有限公司蒙疆公司と稱す
- 第二章 左の業務を營むを以て目的とす
- 一 重要物資の買付交換
 - 二 財産の管理運営
 - 三 代理業
 - 四 前各條に附帯する事業
- 第三章 本店を張家口に置き必要の地に支店を置くことを得
- 第四章 資本金は蒙疆法幣百萬圓とす
- 第五章 存立期間は設立の日より三十年とす
- 第六章 公告は蒙疆新聞及蒙疆新報に掲載して之を行ふ
- (中略)

雜貨	藥業	紡織工業品販賣業	紙業	林產品販賣業	飲食用品販賣業	服用用品販賣業	宣化縣	飲食店	整妝業	旅館業	雜貨業	紙業	皮裘業	菸業	茶業	教育用品販賣業	林產品販賣業	實業	業紡織工業品販賣業	服用用品販賣業	飲食用品販賣業	蔚縣
九	九	二	六	五	二	〇	四	六	三	三	三	九	三	五	五	〇	八	三	二	六	六	六
二,〇〇〇	七,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一,五〇〇	二,八〇〇	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	一,一〇〇	三,六〇〇	六,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	二,〇〇〇	一,二〇〇	四,〇〇〇	三,七〇〇	二,一〇〇	六,〇〇〇	六,七〇〇	一八,六〇〇
九〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	九二〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	六二〇,〇〇〇	一八六,〇〇〇

整妝業	藥業	飲食店	雜貨業	服用用品販賣業	飲食用品販賣業	延慶縣	雜貨業	農產品販賣業	龍關縣	飲食用品販賣業	服用用品販賣業	山貨業	雜貨業	藥業	首飾業	陽原縣	飲食用品販賣業	服用用品販賣業	深澤縣	鐘表業	印刷業
三	一	七	八	四	七	三	〇	七	九	三	四	一	七	四	二	一	九	三	三	七	三
一,〇〇〇	五〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	四,〇〇〇	九,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	一七,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
〇〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇

第三十六條 本公司の負擔すべき設立費用は蒙羅法幣三千圓以内とす

張家口邦人職業別營業者數 十一月一日現在張家口總領事館警察調査によれば左の如くである。

張家口市	農業	商業	工業	運輸業	服務業	飲食業	飲茶店	咖啡店	理髮業	藥業	科學	領事館	警察	調查							
三	二	三	三	七	二	一	四	二	二	三	四	一	二	五							
計	其他	食料雜貨商	實業	家具製造販	土建請負業	電氣關係業	印刷業	新開販賣業	礦油販賣業	交通運輸業	修理業	自動車販賣	洗濯染色業	縫製業	吳服和洋裁	理髮業	藥業	科學	領事館	警察	調查
二	一	六	三	二	五	六	一	七	二	五	三	七	九	六	二	六	二	四	八	一	三
全年營業額	資本額	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數	家數
五〇〇,〇〇〇元	一〇,〇〇〇元	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	三〇家	

飲食用品販賣業	服用用品販賣業	皮裘業	皮靴業	礦產品販賣業	鹽業	製革業	中西藥業	雜貨業	縫紉業	旅棧業	貨棧業	深澤業	旅蒙業	染衣業	轉運業	木器業	煤業	藤及藤業	萬全縣	農產品販賣業	服用用品販賣業	燃料用品販賣業	飲食用品販賣業
三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二
一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六五,〇〇〇	七〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	八〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
一,三〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,五〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,五〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇

農商自治政府新土地法 察南自治政府では蒙疆聯合委員會の方針に基き現行中國土地法の缺陷を根本的に改訂せる近代的土地制度を確立する爲に九月中暫行土地法を公布した其の特色大體は次の如きものである。

一、黄河及堤防各地並に其の間に直接必要の土地、湖沼、澤地、礦泉の湧土地、及び其の保護の爲直接必要の土地、未墾の草地其の他所有權の決定せられざる土地の如き民衆の私有して直接利用せざる凡ての土地は一切官有

縣別	項別	衣	住	居	職業	飲食	農戶年收入	農戶年負擔
赤城	同	同	同	同	同	同	同	同
龍關	同	同	同	同	同	同	同	同
陽原	上中等年約	二十元	上中等年約	七十五元	農% 工% 商% 穀子、高粱	同	上戶年約二三百元	同
承德	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
懷安	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
懷來	上中等年約	二十三元	城鎮上中等年約	二十元	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
蔚縣	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
延慶	下中等年約	五十二元	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
宣化	上中等年約	五十二元	城鎮上中等年約	二十元	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同

縣別	項別	衣	住	居	職業	飲食	農戶年收入	農戶年負擔
赤城	同	同	同	同	同	同	同	同
龍關	同	同	同	同	同	同	同	同
陽原	上中等年約	二十元	上中等年約	七十五元	農% 工% 商% 穀子、高粱	同	上戶年約二三百元	同
承德	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
懷安	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
懷來	上中等年約	二十三元	城鎮上中等年約	二十元	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
蔚縣	同	同	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
延慶	下中等年約	五十二元	同	同	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同
宣化	上中等年約	五十二元	城鎮上中等年約	二十元	農% 工% 商% 高粱、玉蜀黍	同	同	同

察南各縣人民生活狀況及收入擔負統計表

とする事
 一、賣買其他土地の自由處分を一切禁止し土地處分は凡て縣長又は政府の許可を要する事
 一、土地の利用者の所有權が極めて尊重確保された事
 一、土地に對し積極的統制を加へ土地の兼併を防止する土地利用者を保護すると共に山林原野其他土地の積極的開發促進を容易ならしめた事
 一、從來の契約時日認定効力を縮少し時日認定は登録による事とした事

地政廳議會 蒙古地域の蒙疆兩民族における錯雜せる土地權別關係の特殊性に鑑み、蒙古聯盟自治政府では地政行政の審議機關として地政審議會を設置することとなり十月下旬實施した。同會は政府内に設け、土地制度、土地行政に關する重要事項を調査審議し蒙疆兩族の上に公平なる解決措置を執り半年乃至一年これを存置する豫定で同會の重要性に鑑み德王主席直屬機關としてある。

見本市 大阪東亞輸出組合では今春蒙疆各地に見本市を開催、次で九月中旬から十月上旬にかけて第二回の見本市を決定し携帶品の主なるものは次の如くで蒙疆産業開發に資するため機性的廉賣を行つた。

人絹布、綿布、綿織物、羅紗及羅紗製品、毛糸、絹織物、メリヤス製品、タオル、ハンケチ、帽子、洋傘、肩掛、靴、櫛、齒磨、齒ブラシ、海産物、罐詰品、家庭用金物、電機器具、文房具、セルロイド製品、各種玩具、陶器、化粧品藥品、ガラス製品、ゴ

▲靴等である。

開催地は張家口、大同、厚和、包頭等で賣上率は全體の八割二分、二百餘噸の大量貨物を十一日間に賣捌き金額は今回繰入分六萬二千圓前回の残り一萬圓、合計七萬二千圓で賣上金額は五萬八千九百八十八圓で内譯は左の如くである。

開催地	送貨量	日數	金額
張家口	三車半	四日	二四、六四六
厚和	一車	二日	一七、四〇〇
大同	一車	三日	一〇、八九〇
包頭	一車	二日	六、〇五二
合計	六車半	十一日	五八、九八八

來客筋は華人が全體の九五%を占め五%は日本人、蒙古人であつた。

張家口の九月上旬卸賣物價平均指數 蒙疆銀行では蒙疆地域の主要商業都市たる張家口における八月下旬および九月上旬の調査集計をなしたが右物價調査は八月下旬を以て第一回としたため暫定時に八月下旬を基準指數一〇〇とせるものであるが右によれば九月上旬張家口卸賣物價總平均指數は一〇〇・四を示し八月下旬に比し〇・四の微騰となつてゐる。類別指數においては糧食類〇・四調味嗜好類三・一建築材料一・七を騰貴し紡織品類は〇・一を微落し獸毛皮類、燃料燈火類及雜品類は保合を示した。而して調査品目中前旬に比し騰貴せるもの七品低落せるもの六品、保合は五十七品であるが糧食類に

いては果が著騰し調味嗜好類においては燒酒が騰貴し砂糖は低落し紡織品類は本色細布、棉直貢呢、晒細布が低落、棉花は騰貴し紡織品類の低落傾向は日本における圓ブロック内物資輸出緩和の報が影響したものと思われる建築材料は亜鉛鐵板、瓦鉛等鐵類は著しく騰貴し木材は微落を示したが鐵類は時局柄漸騰の傾向にある尙九月上旬類別指數及前旬比左の如し。

類別	調査品目	本旬指數前旬比
糧食類	一〇〇	騰〇・四
調味嗜好類	一〇三・一	騰三・一
紡織品類	九九九	低〇・三
獸毛皮類	一〇〇〇	一
燃料燈火類	一〇〇〇	一
建築材料類	一〇二七	騰一・七
雜品類	一〇〇〇	一
總平均	一〇〇	騰〇・四

張家口の物價取替 京津地方に比べて二、三割高値の張家口物價は九月に入つて以來さらに昂騰の形勢にあるので張家口領事館警察ではその取締の手段として市中全邦商の正札附賣りを断行すべく同月中旬全商人に對しこれを怠るものは嚴重處罰の方針を明かにした。

張家口の石炭物價統制 張家口はすぐ隣りに世界的富坑大同を控へてゐるにも拘らず業者の過剰と需要の激増が嗣して最近賣惜みと炭價引上等の惡傾向が募りつゝあり目度迫つた冬期を控へ成行は大いに注目されてゐた

が察南政府では九月廿四日下記の如く財政廳顧問の名を以て業者の公定價格上廻りと賣惜しみの惡傾向に對し斷乎反省を促す旨の談話を發表した。

張家口における石炭販賣價格に就ては本年二月十八日蒙疆聯合委員會が業者の經費並に利益金を各一圓五十錢と算定し一トン當り單價を大同塊炭十二圓十錢、大同切込炭十一圓十錢と決定發表したが其後石炭同業公會の陣情により右の價格に各區別の運賃(第一區五十錢、第二、第三區七十錢、第四區一圓)を加算することを認めることとした。爾來當局としては業者が右公定價格を忠實に遵守しつゝあるものと信じてゐた處その業者は公定價格に更に二圓を加へ別に運賃を加へたものを販賣價格としたき旨を新聞紙上に發表した。茲に於て政府は去る七月廿七日附佈告を以て業者に對し業に定めたる左記價格及び運賃を遵守すべき旨を告示するとともに若しこれに違反したる場合は斷乎營業停止を命ずべき旨佈告した抑々石炭商一店の一ヶ年間に於る石炭取扱數量は大體一萬トンを以て至當とし大同では總數僅か八軒の業者が市内に於る石炭全消費量を取扱業者と消費者とが相互に利便を受けつゝある、然るに張家口に於ては業者が大小一〇七軒の多きに達してゐるので業者一人當りの取扱量が自然少量となるのみならず販賣價格までが高價となる傾向あり、大同に於ては業者の經費利益金及運賃一切を一トン當り八十錢と見積つてゐるに對し張家口では大同と大體同一の

人口を有してゐるにも拘らず、運費利益金を各一圓五十錢とし別に運費を加算することゝなつてゐる。従つて張家口の業者が公定價格に對し低廉に過ぎて生計維持困難なる如く思惟するのは業者の主觀的偏見と斷ずる外ない政府としては現行の石炭價格は將來低下すべきものと認めるもこれが引上げを行ふ如き考へは毛頭有しない、最近業者がやゝもすれば賣惜しみの傾向ある如き風聞を聞くがかくの如き傾向は詢に遺憾で若しかる業者があつた場合消費者は直ちに最寄りの警察官署に届出でるやう希望する。

政府公定價格及運搬費

種別	毎屯價格	第一區		第二、三區		第四區	
		運搬費	區運搬費	運搬費	區運搬費	運搬費	區運搬費
大同炭塊	二二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同切込炭	二二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
下花園有煙炭塊	二六〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同切込炭	九六〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同無煙塊炭	二二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同同切込炭	二二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
△張家口石炭同業公會規定張家口石炭小賣價格(百斤につき)	八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一區	第二區	第三區	第四區	第一區	第二、三區	第四區	第一區
大同混合炭	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
煙混合炭	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
煙塊	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
煙混合炭塊	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

もある如くすでに價格を公定されて居りこれに違反する場合は營業停止處分に附せられることになつてゐるにも拘らず同業公會はこの公定價格を無視して勝手に左表の如き小賣價格を規定し公定價格を遙かに上廻る値段で販賣してゐるのみか中には盛んに賣惜しみて益々價格を引上げんと試みる不心得者さへある始末である故に例へば政府公定價格によると第二區の大塊炭はトシ當り十二圓八十錢小塊炭は十一圓十錢の計算となるにも拘らず同業公會規定價格によると大塊炭は十四圓二十五錢、小塊炭は十三圓二十錢と實に一圓四五十錢も高くなつてゐる。

摘要

各價格より一圓五十錢を減じたものを石炭商が興中公司より買受ける價格とす
一圓五十錢を以て石炭商は一切の經費及利益金に充つ

花圃貴混合炭 花圃煤球 保安貴混合炭 保安煤球 第四區より更に遠距離に特出す時は此の外に運費をとる。
一、一噸は一五〇〇斤とす。
二、運費經費の一切を含む。
三、此の小賣値段は生活費百斤につき一〇錢を含んでゐる。
四、本會所定の小賣價格に違反したるものは停業閉鎖させる。

第一區 橋東街方面
第二區三區 それより玉帶橋迄
第四區 玉帶橋より更に遠距離
張家口卸賣市場案 察南自治政府で設立準備中で該案大要は左の如くである。
資本金 二十萬圓、内十萬圓は開設者の現金出資(第一回拂込半額五萬圓)、十萬圓は當業者の出資
株式會社 蔬菜類、果實類、魚類(鹽干魚を含む)
年間取引高 蔬菜十五萬圓乃至二十萬圓

果實三十五萬圓乃至四十萬圓
魚類二十五萬圓乃至三十萬圓
計 七十五萬圓乃至九十萬圓

石油統制 從來蒙疆地域の石油類の一般消費量は揮發油十萬箱、燈油廿萬箱、機械油及其他合計推量三十萬箱上下で大部分は天津方面を経て輸入されその輸入組織及系統も亦美孚、德士古、亞細亞等の外國商及中國大華火油公司、日本石油、小倉、滿洲石油等の各社の輸入が混亂且つ複雑を極め又支那事變以來價格は騰貴し遂に配給の困難を妨害して殊に甚しきものがあつた。然るにこれが一元的統制に依り配給を圓滑化するために蒙疆聯合委員會では蒙疆地區内の揮發油、石油、重油、ベンゾール無水アルコール(純度九八%以上)油類の統制に着手し同地區内における石油類配給管理令を制定し七月五日公布實施した。同日成立した蒙疆石油株式會社をその配給機關に指定した。右によれば石油類を生産者より買受け若しくはその販賣の委託を受け又は蒙疆地區に搬入若しくは搬出する者は聯合委員會の指定するものに限りその品種および數量はすべて聯合委員會の許可を要するものである。
蒙疆石油株式會社 蒙疆汽車公司、蒙疆銀行、出光商會等の石油類販路擴張生産の經驗者より主要需給者および金融機關等の出資で資本金蒙疆法幣八十萬元を以て七月五日成立した。前記石油類配給管理令による蒙疆地區石油類の一元的配給に當るものである。

專務董事 栗屋 友吉
 董事 山田 孝介
 董事 特穆爾博羅特
 董事 劉興甫
 監事 富田 英次郎
 本 社 張家口宣化大道
 取扱品目 (略) 煤油、輕油、燈油、重油
 燃料統制實施 集寧縣内の常用燃料は燈用は別として
 奥地では今なほ牛、羊糞を多數使用してゐるが最近地方
 産の褐炭、大同炭の塊炭等需要増加を見縣公署ではこれ
 を問題視し炭商その他の思惑吊上げ利益飽満なきを期し
 本秋燃料統制の規定を佈告したその大様は需給兩方面の
 自戒を求めたもので大體次の通り
 一、炭業組合購入の石炭は縣公署の許可なき限り他縣に
 賣捌くことを得ず。
 一、普通商店並一般家庭にては一月一回につき五百斤以
 内。
 一、風呂屋及大商店は一回に一頓以内。
 一、毎月數次に亘る購入に對しては炭業組合が販賣を停
 止することを得。
 一、強制購買或は規定噸數超過購入者は炭業組合より保
 安公署に報告すべし。
 一、購買者が自家用以外に購入利益を獲んとするものに
 は三十圓以下の罰金三十日以内の拘留に處す。

滿洲國駐在蒙疆代表部官制

- 第一條 蒙疆に代表部を置く
 - 第二條 代表部に左の職員を置く
 代表 簡仕または薦任
 理事官 一人 薦任
 主 務 官 一人 薦任
 主 事 官 二人 委任
 - 第三條 代表は國務總理大臣の指揮監督を受け一般交渉
 および査證その他の事務を掌理す
 - 第四條 代表は部下職員を指揮監督しその進退および賞
 罰につき國務總理大臣に上申す
 - 第五條 理事官および主務官は上司の命を受け事務を掌
 理す主事は上司の指揮を受け事務に従事す
 - 第六條 代表部の事務を分掌せしむるため辦事處を置
 く
 - 第七條 辦事處に辦事處長を置き理事官または主務官を
 もつてこれに充つ、辦事處長は代表の命を受け處務を
 掌る
 - 第八條 代表部はこれを張家口に置く、辦事處の設置場
 所は國務總理大臣これを定む。
- 附 則
 本令は公布の日より之を施行す
 (註) 代表何春魁

交通・通信

鐵 道

京包鐵道 鐵道としては京包鐵路一線のみで事變前平
 綏鐵路と呼ばれ事變後改稱し最近まで京綏鐵路と呼ばれ
 てゐた。北京の南一五軒、北寧線の豐台驛を起點として
 河北、察南、晉北、蒙古聯盟の間に亘り包頭に終る幹線
 延長八一六、二三軒の鐵道で支那において支那人の手に
 より建設された最初にして且つ最大の鐵道で支那が異國
 の力を借りなかつたと誇るものゝ一であり支那西北地方
 を貫く重要幹線路であるためその使命は邊疆の開発と共
 にまた軍事的、政治的意義を多分に有し事變後その通過
 地帯たる蒙疆情勢は自ら異なるものがあるがいはゆるコミ
 ンテルン・ルート遮斷の作戰路として一層その意義を強
 めつゝある。

沿 軍 一八九九年(光緒二十五年)滿洲を侵略しロシ
 ヤは更に伯都納附近より北京に至る鐵道を敷設すべく時
 の清國政府に要求し支那の拒絶するところとなつたが、
 ロシヤは再び計畫を改めてイルクーツクより恰克圖、庫
 倫、張家口を経て北京に達する路線の敷設權獲得を迫り
 こにれ略成功しやうとしたが偶々英國の抗議に遭つて此
 の企圖も遂に再び水泡に歸した。以來英國は支那に德運

し支那自身で此の鐵道を建設後も外資の擔保となさざる
 ことを約せしめ、京奉鐵道の純益中より之が建設資金を
 提供することを承認するに至つた。

建設概況 一九〇五年(光緒三十一年)八月清國政府は袁
 世凱、胡燏等の建議に基づいて之が建設の工を起した。
 第一期は北寧線豐臺驛—張家口間二一八、七五軒の工程
 で、資金には北寧線(舊京奉)の利益金を以て當て、詹
 天佑が技師長として専ら此の建設に當つた。工事は一九
 〇九年(宣統元年)八月完成を見たがなほ此の期間に北
 京西直門より門頭溝に至る二六軒の京門支線をも併せて
 開通することが出来、支那自身の手による最初の建設事
 業が、極めて好成绩裡に完成されたので有頂天となつた
 政府は、更に此の方法を踏襲して張家口以遠の鐵道建設
 を計畫することとなつたが第二期の延長建設に關しては
 當時二論があつた。一は張家口より庫倫に至るもの、一
 は張家口より綏遠に至るものである。然るに張庫線は
 距離長きに失し、貨物少きの故を以つて否決され、詹天
 佑等の主張であつた綏遠線の建設が採擇されることとな
 った。一九〇九年(宣統元年)九月、張綏線建設の工が
 起されたが偶々工半にして革命勃發し工事は一時中止
 の已むなきに至つた。その後復工して一九一五年(民國
 四年)には豐鎮迄を開通したが資金、材料の缺乏から再
 び停工、民國九年一月に至つて漸く平地泉迄を開通する
 ことが出来た。前後十二年の日子を経て遂に一九二一年
 (民國十年)五月一日第二期豫定全線の建設完成を見た。

後更に鉄道西方百五十軒の包頭が水陸交通の要衝に當り且西北物資の集散市場とし極めて重要な地位にあるので張綏綏竣工と共に引續き綏包綏建設の工が進められ一九二三年一月全綏竣工通車を見るに至つた。尙その間左記四支線の建設を見たが幹支線合計延長八八三・三六軒の建設に十七年餘の日子を費したのであつた。

- 一、京門支線 三六六軒 西直門—門頭溝 一九〇六年建設
- 二、環城支線 二二六軒 西直門—東便門 一九〇四年
- 三、大同支線 一九八軒 大同—口泉鎮 一九〇五年
- 四、宣化支線 八六五軒 宣化—水磨 一九〇八年

註、宣化支線は一九二二年革命の兵禍に遭ひ、軌條を除去され、その後は廢棄を預すのみであつたが、本支線は所謂復舊修繕の運轉線であつて今次、同然設計書の具體化につれ現在已に復舊完成を見てゐる。

建設費 本線第一期豊臺—張家口間の建設費は専ら北寧鐵路の収益金を以つて之に當て毎年の支出額は百三十萬兩に上り第二期延長工事も亦此の例によつたが豊鎮迄の建設中に既に資金の缺乏を告げ、前後數回に亘つて内國債を募集して之に當てたのを初としその後の延長工事には遂に外資に依るの已むなきに至つて一九一八年豊に本鐵道を外資の抵當にせぬと云ふ英國との約束を破り、先づ日本東亞興業會社に對して抵當權を設定したのを始とし一九二一年には同社より再度の借款を爲し翌年には英國、中英煤礦公司より借款を受けるなどその内外債務の額は相當巨額に達してゐる。

相當改善の實績を挙げ、業績は比較的順調な情況にあつたと言はれる。事變以後皇軍の進出と共に現在なほ軍の管理下に置かれ、滿鐵で受命假營業を行つてゐる。

最近十年間營業收支概況

年度—收支	支出	收入
一九二六年	五九七、五〇六元	五、八四、三四八元
一九二七年	六六六、四七〇	五、四七、五三三
一九二八年	五三三、三三〇	五、六七、〇〇〇
一九二九年	五九七、七三三	六、一〇、五五五
一九三〇年	五二八、三三三	五、七〇、一三三
一九三一年	六五七、五九五	七、四八、九六六
一九三二年	七〇〇、七〇七	八、三三、〇三三
一九三三年	六九二、三三九	九、七〇、九三〇
一九三四年	八〇八、七五一	一〇、九五、六四二
一九三五年	七三三、〇八三	一二、〇六、八八六

營業發展 經營改善の跡は旅客營業方面でも相當の實績を擧げてゐた。一九三五年八月その第一着手として列車のスピードアップを行ひ九月旅客貨率の引下げを實施した。即ち従來二十七時間餘を要した北京—包頭間を二十四時間餘に短縮し、貨率に於いては三等一軒一・七分を一・五分(二等三分、一等四・五分に引下げ同時に一方に於ては他線道との旅客連絡輸送を擴張し、又觀光客の誘致等にも積極的な活動をなし、業績は着々好調を示してゐたものである。

建設資金表

(一九三二年現在擴張、改良費を含む)

豐台—包頭間幹線	五、三三、六八八元
京門支線	八七、〇〇〇
環城支線	三三、八五五
宣化支線	三三、八六〇
大同支線	五九、四三〇
合計	六、二〇、八三三

營業狀態 從來の經營方針は概して放漫に流れ、一九二六、七年の兩年度收支に赤字を見る迄、その間經濟的採算に就いてはあまり深く考慮が拂はれなかつたかの如くである。此の兩年度の赤字以來は經營收支の均衡を計るため數次に亘つて運賃の引上げが斷行されたが、その結果は一九三四年に至つて遂に最高點に達し、一時他に類例の無い高率運賃を實施するに至つた。これが爲、奥地物資の輸出が甚しく阻害される結果となつたので、此の貨率は間もなく改正の必要に迫られ、翌三五年根本的な貨率改正を行つたのが即ち現行の標準となつてゐるところの六級制、遠距離遞減法の貨率であつた。この改正は又經營上に於ける一大轉換を意味し、當時澎湃として起つた西北開發の波に乗つて開拓鐵道としての使命に一步前進したものと見て極めて注目されるものであつた。今次事變の直前に於いては、蒙地の開發につれ物資の輸送量も漸量の傾向を示し且施設、營業方面に於いても

最近十年間旅客輸送概況

年度	旅客數	延入軒
一九二六年	八四三、〇三九	八三、六四、五五軒
一九二七年	八〇六、七五五	八八、五三、九四三
一九二八年	八二八、二〇〇	八九、一〇、一三三
一九二九年	九〇五、八四〇	一〇一、七六、〇〇〇
一九三〇年	九七五、二六六	九六、六四、一五六
一九三一年	九七五、二六六	九三、二四、七三六
一九三二年	九七五、二六六	八四、五〇、一三三
一九三三年	一、〇一、六六七	一三、二四、一〇六
一九三四年	一、一三、一〇〇	二六、三三、二八〇
一九三五年	一、一〇〇、七〇七	二五、八七、七五一

尙、營業收支の點から見れば、本線に於ける旅客收入は全收入の二二%内外を示してをり、この數字は略本線旅客營業の常態を示すものとされてゐる。貨物營業 石炭と穀物とは輸送貨物の二大系をなすもので全輸送數量の約八〇%に當つてゐる。その他は遙かに落ちて輸移出の畜産品並輸移入の綿糸布諸雜貨類が各四%内外を占め之に次いでゐる。本鐵道の沿線は農畜産資源と礦産資源の豊かな地方で事變前支那側に於いても已に之が積極的な開發に着手してゐたが、未だほんの序幕に過ぎなかつた今次蒙疆新政權の成立によつて此方面の開發が一段と積極化されるべき情勢にあり、且當分は外蒙古方面との交易再開が見込なしとするも、黃河上流の

寧夏、甘肅方面の情勢安定を見れば所謂西北商業路線として輸入物資の輸送にも相當な役割を持つてあらうから經濟線としても亦極めて有望な將來性を持つとも云ひ得る。

最近十箇年貨物輸送概況

年 度	輸送噸數	延 噸 軒
一九二六年	八七〇七九噸	一三、九八二、五五軒
一九二七年	七五三三三噸	一八、九四三、三三二
一九二八年	七三、七八五	二九、六七九、一三
一九二九年	九三、八三三	二六、八八七、三〇
一九三〇年	一〇七、八一九	二五、〇八七、四〇七
一九三一年	一三三、四三六	三六、四三三、八九三
一九三二年	一六八、二五七	三〇、八九三、六九九
一九三三年	一六四、九二〇	二七、四三三、一四七
一九三四年	二二五、四〇五	四三、八〇三、九三三
一九三五年	二二七、九八八	四七、三五一、九四九

確定線 本鐵道に關聯し支那側が豫て計畫してゐたものに左の四線が擧げられてゐる。

1. 包寧鐵道 包頭—寧夏一、二〇〇支里の豫定線で、綏遠より寧夏を経て甘肅の蘭州に至る所謂綏蘭豫定線の一部をなすものである。一九二五年八月基礎工事を開始したが資金關係にて建設不能に陥り、現在この區間は自動車路として利用されてゐる。

2. 平滂鐵道 平地泉より九臺、土牧臺等を経て滂江に

至る延長二四二軒の豫定線で、一九二五年にその測量が行はれてゐる。

3. 蒙古縱斷鐵道 綏遠より賽爾烏蘇、庫倫を経て蒙國境恰克圖、買賣城に至らんとす約二萬軒の鐵道である。ロシアが最初計畫したのもこの線であつたが後、支那が自然建設を企圖して該區間の踏査をしたことがある。

4. 張多輕便鐵道 張家口より萬全、張北、沽源を経て多倫に至る延長四四〇支里の鐵道で、一九二七年内蒙華興興牧公司經理黃玉民なるものに依り計畫されたが實現を見るに至らなかつた。

事後管理におかれてゐたのを蒙疆聯合委員會成立と共に各政府の有する權能の委譲を受け滿鐵北支事務局をして張家口に鐵路辦事處を設け運管に當らしめ本年二月一日復舊しさらに六月張家口鐵路局に改正、目下北京包頭間を二十五時間にスピードアップし夜間運轉もも行つてゐる。別項の如く七月から鐵道運輸の附屬業務たる小運送の統制強化を圖るため蒙疆運輸公司を設立した。

將來全般の鐵道路線の改修、建設およびこれが運管に就いては最近蒙疆鐵道對策要綱を立案、原則として北支交通會社(假稱)をしてこれに當らしめることになつてゐる。

張家口鐵路局職員

局長 新 一 郎
總務處長 平 山 貞 齊

經理處長 山 本 勇 治
營業處長 野 中 勇 雄
輸送處長 七 田 積 積
工務處長 加 藤 喜 一郎
電氣處長 淵 田 多 穗 理
警務處長 清 水 助 太 郎

入場券制度施行 十一月十五日から滿鐵北支事務局管内主要駅に入場券制度施行に伴ひ左記京包幹線主要駅に適用を開始された。

入場券を要する站 張家口、大同、厚和、包頭
入場料金 一回に付五分

自動車運輸

事變勃發後從來蒙疆地區において長途運輸營業に供せられてゐた自動車は悉く支那軍退却に際し奪取し去られたため蒙疆聯合委員會はこれが復舊整備に乘出し本年一月五日滿鐵系張多汽車公司を蒙疆汽車公司と改組擴大した。同公司の自動車路線は京包鐵道を除いては唯一最大の陸上交通網である。

株式會社蒙疆汽車公司 本社は張家口明德南大街、前身は民國二十五年七月一日滿鐵の華北汽車公司(天津)の營業所を張家口に置き、張家口—多倫間の營業を張多汽車公司の名稱で運行したに始まる。爾來同公司が内蒙を中心と輸送部門に殘した功績は顯著なもので同年秋綏

東事變に際しその功績を認められ二十六年三月には德化特務機關の指導下に内蒙自動車事業の統制を行ひ、今次事變勃發後張家口居留民の引揚、商都德化の居留民引揚に協力し續いて蒙疆地區内の討伐作戰には物資軍需の輸送に全従業員が活動した。蒙疆聯合委員會成立して本年一月五日、蒙疆地區内自動車交通統制の趣旨に沿ひ張多汽車公司を「蒙疆汽車公司」と改稱して全地域に對し自動車路線總延長六〇〇〇キロの事業を開設するため計畫を進めた。現在張家口に本社を、張北、大同、宣化、厚和、包頭、多倫、商都、德化、貝子廟、商都に營業處を置き、張家口、大同、包頭に修理工場を併置して國策遂行の交通機關として全力を盡す體制を目下迅速裡に備へつゝある。現在全地域に〇〇〇臺の車輛を配置し日人従業員二百數十名、中國人百名餘が活躍し軍貨、軍需の輸送、その他一般物資、旅客の輸送に當り、その内本年五月には陽明堡で川波副總理外大多和司機生を匪禍の犠牲者として失ひその外多數の戦傷者を出した。さかのぼつては綏東變では「シラムリス」の他に八名の戦死者を出し、今次事變萬全附近の戦闘では司機生一名戦死してゐる。同公司の事業が蒙疆地區の産業開發、治安維持、文化向上更に包頭を中心とする黄河水運による西北貿易上に多大の裨益を齎すであらうことは期待すべきであるが現在華北汽車公司の統制下にある同公司を將來は滿鐵及び内地自動車製造業者の資本による獨立會社として改組擴充しよらとする準備が目下企圖されつゝあり而して蒙疆地域

三〇 天鎮 蔚縣 陽原

察南全省公路表

公路別	起點	終點	里程公里
京張路	張家口	北京	一七四
張北路	張家口	張北	一〇八
張家口路	張家口	懷安	一〇八
宣化路	宣化	蔚縣	一〇八
赤沙路	赤城	宣化	一〇八
赤花路	赤城	蔚縣	一〇八
赤沽路	赤城	沽源	一〇八
赤蔚路	赤城	蔚縣	一〇八
永懷路	延慶	懷來	一〇八
陽化路	陽原	懷來	一〇八

經過主要地點
宣化懷來南口昌平
文德鎮
柴溝堡
深井化稍營西合營
長安嶺鷓鴣堡
涿鹿縣禪房堡桃花堡
趙州堡龍關縣
靈州堡獨石口
磐山堡禪房堡
延慶縣
東城

全長至北京爲二二八公里
由張北縣可通多倫烏得
百靈廟康保寶昌沽源等縣

陸運

汽車、自動車以外の一般陸運としては駱駝がある。厚和—新疆哈密 所要日数 運賃一頭につき (約二五〇斤駱駝) 六〇日間 四〇元 厚和—寧夏 四〇日間 三〇元

水運

水運としては黄河のそれがあるだけで蒙古聯盟自治區の西南隅たる小邑横城から山西省西北隅の河曲に至る約七百軒の黄河がそれに該當する。甘肅、寧夏方面の物資

は殆んど右黄河の水運に頼るものでこれによつて包頭に集り京包鐵道で北支市場に搬出される。曾て甘綏輪船公司が汽船による航運を試み、甘肅省政府も汽船二隻を蘭州、包頭間に就航させたが何れも失敗に歸した。設備、様式共に實際に不適合だつたためである。その後民國二十三年太原の山西經濟建設委員會の手でも包頭、寧夏間に小汽船の試運轉を行つたが実績挙げずして中止し翌年の解水期の試運轉が稍良好で以來包頭、寧夏間の汽船航運がその緒に就き機關の故障による航運斷續を見つゝあつた際今次事變の勃發を見たものである右包寧區間の航運概要は左の如くである。

航行期間	解水期(四月始)―結水期(十一月始)
使用船	大船、小船と呼ぶ民船(設備不良)又は船筏(筏は下航のみ)
航程	最少一ヶ月、最大二ヶ月
船數	民船約八〇〇隻
同積載量	一ヶ年週航約八〇〇萬斤
計	同下航約八〇〇萬斤
筏數	一、六〇〇萬斤
同積載量	皮筏子約三〇〇隻
西寧よりの航行日数は左の如くである。	約一、〇〇〇萬斤
蘭州—晉源間	五日
寧夏	十三日間
石嘴子	十七日間

右の中西寧—晉源間は急流で岩面多く船舶の通行を許さず、毛筏皮筏を以て運行し船舶は大船小船と分れ何れもプロペラ船である。

包頭	積載量	運賃
大船	二萬斤	三六〇元
小船	一萬斤	二〇〇元
毛筏	三萬斤以上	運賃なし得
皮筏	同	同
舟付場	西寧よりの航路(支里)	西寧、晉源間は急流にして岩角多く船舶の通行を許さざるも毛筏、皮筏を以て運航す。
西寧	五日間	西寧より航行日数
蘭州	五日間	五日間
晉源	五日間	五日間
吳忠	五日間	五日間
寧夏	五日間	五日間
李開	五日間	五日間
平羅	五日間	五日間
黃渠	五日間	五日間
石嘴子	五日間	五日間
包頭	五日間	五日間

一三日間
一七日間
二四日間

皮 羊の頭部および尾を切斷し頭部より體中の骨
肉を抜き取り天日に乾燥せしめその頭肉から煙草を詰め
込みたる後風箱を以て空氣を注入し朋を張りつめた上頭
口を縛し水の進入を防ぐ。上流では二百位の並列筏の航
行が可能である。一箇八〇斤—一〇〇斤詰込可能、耐久
力二、三年。

毛 筏 牛皮を以て羊皮と同じく運搬用に供するもの
羊毛運搬に使用す。大は一五〇箇—二〇〇箇を並列し一
箇一五〇斤—二〇〇斤詰込可能。事變後蒙疆聯合委員會
で蒙疆地區と西北邊疆地域の經濟的重要性に鑑み右水運
開發に乘出し七月初旬以來哈爾濱の航業聯合會により現
地調査の上根本的開發策に取りかゝつた。

航空

事變前の航空輸送は日支合辦惠通航空公司經營の津張
線(天津—北京—張家口—張北)一線あつたをたげて一週
一往復、航程三三〇軒であつた。

貨物運輸

蒙疆運輸股份有限公司

事變前後まで京包線沿線の糧棧は張家口二十餘ヶ所、
大同十五、六ヶ所、厚和二十ヶ所その他各驛に數ヶ所づ

一、代辦及び保證行爲
一、勞力請負
一、委託買賣業
一、直接運送に關係ある貨物の資金融通
現在專屬荷扱人は舊糧棧の参加によつて
張家口、懷來、沙城、新保安、下花園、宣化、沙嶺子、
張家口、張家莊、郭磊莊、柴灣堡、永嘉堡、天鎮、陽
高、大同、豐鎮、平地泉、卓子山、三道營、旗下營、
厚和畢克齊、察素齊、薩拉齊、包頭
以上二十五ヶ所に約百二十軒がある、なほ今後新に指
定すべき荷扱人を加算すれば專屬荷扱人は全地區に三百
數十軒に達する。

本社

張家口

包頭 厚和 平地泉 大同 陽高 天鎮
柴溝保 沙嶺子 下花園 宣化 新保安
沙城 懷來 康莊 南口 西直門 廣安

役員

董事長 李裕之
副董事長 大江新
董事 白井喜一 野中勇雄 申鎔軒
監察人 天笠寛二 賈素珍
支配人 三奈木重則

本社 張家口明德南大街
營業所 張家口橋西大街、宣化南門裏
なほ本年六、七月兩月における同社取扱ひ主要貨物統

つあつて各自専用線を持ち積込運賃、貨物等級品差別な
どの規定もなく自由競争の儘に放任され各業者は往々密
輸、脱税行爲等行ひ全く貨物運送業は亂脈の状態にあつ
たが事變後京包線の運管に滿鐵が軍の委任を受けるや國
際運輸は滿鐵補助機關として各驛に從事員を派遣し蒙疆
の貨物運送取扱業務は國際の獨占事業となつた従つて從
來の糧棧の如き舊小運送業者は没落の一途を辿つたので
あるが、蒙疆聯合委員會ではこれら舊小運送業者の救済
更に民衆の福利増進のため運送業の合理化、統制を圖る
べく滿鐵と協力運送公司設立の計畫を進め六月二十四日
鐵道運送取扱業者指定に關する會令即ち蒙疆聯合委員會
は鐵道により發着する貨物の運送取扱及小運送業務に當
らしめるため資力信用充分にして鐵道運輸機關の推薦あ
る者を鐵道貨物運送取扱業に指定し該業者は專屬荷扱人
を指定し得るといふ主旨を公布した結果、蒙疆運輸公司
が資本金一百万圓(蒙疆側五十萬圓、國際五十萬圓出資
の割合)で七月八日張家口に創設された。

蒙疆聯合委員會並びに張家口鐵路局では蒙疆の貨物運
輸等は一體一店主義の獨占事業を方針としてこれを蒙疆
聯合委員會鐵道當局の監督下に置くことになつてゐるの
で蒙疆運輸公司是將來とも蒙疆地區の貨物運送業務の獨
占を約束され、營業區域は京包線、同蒲線を範圍とし營
業種目は。

一、運送及運送取扱營業
一、倉庫營業

計により日滿北支および蒙疆奧地より張家口に到着する
各種主要貨物の一ヶ月平均應數は左の如くである。

品名	單位	數量	品名	單位	數量
酒類	箱	七二七	獸毛	噸	六〇七二
啤酒	箱	九七五	化粧品	箱	六〇六八
雜貨	箱	三三三九	紙類	箱	三三三〇
砂糖	噸	三三、九〇〇	機械類	箱	八、四三〇
石油類	噸	一六四、七〇三	マツチ	噸	一八、〇四一
綿糸布	噸	二五七、〇〇三	米	噸	一〇五、〇八三
棉花	噸	一三、一一一	木材	噸	四六、一〇三
鮮乾果物	噸	一五〇、六三八	セメント	噸	三三、五〇〇
煙草	噸	一三三、五九	其他	噸	六四、〇六〇
麻袋	噸	四、四八八			
食料品	噸	一〇、一〇三	合計	噸	二、七二、一四七

京包線各驛發着貨物數量(單位應)
民國二十七年

品名	單位	數量	品名	單位	數量
到着貨	噸	一、七、一〇〇	發送貨	噸	一、五、七六六
一	噸	二〇、三三〇	二	噸	七、三九〇
二	噸	五、七四三	三	噸	九、四三〇
三	噸	八、六六八	四	噸	六、九〇〇
四	噸	三、七四八	五	噸	一〇、三三三
五	噸	一、三、〇〇九			

(註) 主要品は到着分食糧品、雜貨、綿織布、生果類、石油、建築材料、發透分。大同、下花、團發石炭、穀物、高粱、粟、小麥、亞麻仁、胡麻、大豆。

入關貨物統稅徵收 察南自治政府は五月一日より管下各地國際運輸營業所へ稅務官吏二名宛を派遣し、北支政權地域より蒙疆地域に移入される七種統稅貨物に對して統稅徵收を開始した。これは蒙疆地域の三自治政權が獨立形體を執つてゐる以上當然の措置で即ち稅率は北支のそれと同率であるが、右貨物は既に天津稅關および北支製造工場等で納稅支拂済みであるため二重課稅とならぬやう種々研究されつゝある。尙ほ統稅率は事變前のまゝを踏襲してゐるため邦人に關係深いビールの如き二國の稅金となつてゐるが、蒙疆及び北支政府財政當局は之が通減並に一般統稅の調整方に力めてゐる。

石炭運搬費改定 察南自治政府では民國二十七年十月二十八日左の如く石炭運搬費を値上した。

石炭運搬費 每噸一〇錢一〇分 每噸一〇錢 每噸爲一千斤

通信(郵便)

今事變勃發と共に支那郵政局從業員は多く逃亡し郵便運送路混亂のため業務は一時斷絶の狀態に陥つたが民國

二十六年九月初め察哈爾交通委員會の成立と共に滿洲國および張北郵政總局よりの應援によつて察南晉北兩地區の中治安確保に至つた地方より逐次郵政接收を開始し之れと併行して蒙古聯盟自治政府の地區において綏遠接收班に依つて逐次これを接收せしめた結果十月中旬北支郵政との通郵に就き諒解成立、同月二十日より一先づ中華制度による通常郵便のみ業務を開始すると同時に蒙疆地區内における郵政管理機關として張家口に郵政管理處を設置し次で十二月一日より小包郵便(北支、日滿宛を含む)の取扱を開始した。一月一日より爲替事務を、一月二十日より航空郵便を各開始し各般に互り急速なる回復振りを示し二月郵電總局官制の發布と共に一元的運營をなすに至り茲に完全なものとなつた。

郵電總局官制

第一條 郵電總局は蒙疆聯合委員會の管理に屬し郵便小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話及放送無線電話の管理に關する事務を掌る

第二條 郵電總局に左の處及室を置く

企畫處
監理處
局長室

第三條 企畫處に於ては左の事務を掌る

一、事業計畫に關する事項
二、會社に關する事項

郵電局官制

第一條 郵電局は蒙疆聯合委員會の管理に屬し郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話及放送無線電話の現業事務を掌る

第二條 蒙疆聯合委員會は郵電局を指定し區域を定めて現業監察の事務を分掌せむることを得

第三條 郵電局の名稱、位置及事務取扱の範圍は蒙疆聯合委員會之を定む

第四條 蒙疆聯合委員會は必要と認むる地に郵電代辦所を設け郵便、小包郵便、郵便爲替、電信又は電話の事務を取扱はしむることを得

第五條 各郵電局を通して左の職員を置く

通信官 四名
副通信官 六十二名

第六條 各郵電局の定員は蒙疆聯合委員會之を定む

第七條 郵電局長を置く
郵電局長は郵電總局長の指揮監督を受け局務を掌る

第八條 通信官は上官の命を受け事務を掌る
第九條 副通信官は上官の命を受け事務に従事す
第十條 通信官及副通信官は臨時命を受け通信に關する郵電總局の事務を助く

附 則

本令は民國二十七年二月十一日より之を施行す
成吉思汗紀元七百三十三年二月十一日

第四條 監理處に於ては左の事務を掌る

一、事業監理に關する事項

二、業務監察に關する事項

第五條 局長室に於ては左の事務を掌る

一、機密に關する事項

二、官印の管守及文書に關する事項

三、人事に關する事項

四、庶務に關する事項

第六條 郵電總局に左の職員を置く

郵電總局長 一名
理事官 二名
通信官 五名

副通信官 三十五名

第七條 郵電總局長は蒙疆聯合委員會の命を受け局務を掌理し郵電總局長を監督す

第八條 理事官は郵電總局長の命を受け事務を掌る

第九條 通信官は上官の命を受け事務を掌る

第十條 副通信官は上官の指揮を受け事務に従事す

附 則

本令は民國二十七年二月十一日より之を施行す
成吉思汗紀元七百三十三年二月十一日

成吉思汗紀元七百三十二年 蒙疆聯合委員會令第五號郵政管理官制は之を廢止す

滿・歐文電報取扱ひ 從來察哈爾を除く地域外の郵電局方面では只日文電報のみ取扱ひ漢文、歐文電報は取扱はなかつたが七月一日から張家口、大同、厚和、平地、泉、豐鎮、宣化の各地において皆漢歐兩文電報を取扱ふことに決定、同時に蒙疆地域の全郵電局でも同様取扱ひを開始した。

郵電局名稱及位置

Table with columns: 名稱 (Name), 位置 (Location), 電 (Type). Lists various post offices like 張家口郵電局, 張家口郵電局電話分室, etc.

Table listing post offices in the 察南地區 (Southern察哈爾 region), including 延慶郵電局, 康莊郵電局, 懷安郵電局, etc.

Table listing post offices in the 察北地區 (Northern察哈爾 region), including 厚和郵電局, 厚和車站郵電局, 涼城郵電局, etc.

Table listing post offices in the 察東地區 (Eastern察哈爾 region), including 陶林郵電局, 武川郵電局, 薩拉齊郵電局, etc.

郵電局取扱事務の範圍

Text describing the scope of postal services, including sections for (一)郵便事務 (Postal Services) and (二)小包郵便物 (Small Parcel Mail).

郵電總局主要職員

局長	蔣
副局長	中
企畫處第一科長	齊
企畫處第二科長	田
監理處第一科長	工
監理處第二科長	福
秘書科長	程
張家口郵電局長	木
大同郵電局長	林
厚和郵電局長	原
	村
	島
	治
	培
	鳳
	文
	昇
	深
	義
	右
	積
	一
	次
	士
	藏
	吉

電政(電信電話)

今事變勃發後滿洲電信電話會社派遣班は軍作戦通信の圓滑なる疏通を圖る目的を以て支那軍敗退により破壊された電信電話の破壊の補修、建設に當り多倫、張北、張家口、大同、厚和、包頭と到るところ電線路の補修新設を進めこれを確保したるが電信電話は事業の性質上一時軍において管理することになり張家口、宣化、懷來、大同、綏遠、包頭における既設の官民管電信施設の接收を完了しこれを軍用に供する外その餘力を以て公衆通信の用に供しつゝあつたが民國二十七年三月五日日蒙合辦資本

役員

理事長	沙拉
副理事長	安
理事	白
	子
	吉
	那
	酒
	長
	沈
	文
	炳
	隆
	馬
	郎
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一
	圭
	三
	江
	祥
	律
	爾
	多
	義
	美
	奎
	一

第十一條 蒙羅電氣通信設備株式會社に理事長、副理事長各一人、理事五人以内、監事三人以内を置く

第十二條 理事長は蒙羅電氣通信設備株式會社を代表し其の業務を総理す

第十四條 拂込済金額の三倍を限度とし社債を募集することを得

第十五條 蒙羅聯合委員會は社債の元本の償還及利息の支拂に付き保証す

第十六條 社債権者は財産に付き他の債権者に先立ちて自己の債権の辨済を受くる権利を有す

第十七條 社債借替の爲め一時第十四條の制限に依らず社債を募集することを得

此の場合に於ては募集後三箇月以内に其の社債總額に相當する舊社債を償還することを要す

第十八條 蒙羅聯合委員會は業務を監督す

第二十條 蒙羅聯合委員會の認可を受くるに非ざれば其の所有する電氣通信設備及其の附屬設備を讓渡し又は擔保に供することを不得

第二十一條 蒙羅聯合委員會は業務に關し監督上必要な命令を爲し又は必要な電氣通信設備若は其の附屬設備を爲すべきことを命ずることを得

第二十三條 毎事業年度に於ける利益配當金が蒙羅聯合委員會以外の者の所有株式の拂込済金額に對し年六分の割合に達する迄蒙羅聯合委員會の所有株式に對し利益の配當を爲すことを要せず

第二十四條 毎事業年度に於ける利益配當金が蒙羅聯合委員會以外の者の所有株式の拂込済金額に對し年六分の割合に達せざるときは蒙羅聯合委員會は其の不足金額を補給す

第二十五條 毎事業年度に於ける利益配當金が蒙羅聯合委員會以外の者の所有株式の拂込済金額に對し年六分の割合を超過する場合に於ては其の超過額は蒙羅聯合委員會所有株式の拂込済金額と其の他の所有株式の拂込済金額とに對し配當率が兩者均一の割合に達する迄之を二對一の割合を以て配當するものとす

第二十六條 財産、所得及事業、本會社の爲す登記及登錄並本會社の事業に要する物件に付ては租稅其の他一切の公課を免除す

第二十七條 土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其の他電氣通信設備及其の附屬設備の建設又は保守を爲すに必要な事項に關し從來官營電氣通信事業に認められたる所と同様の特權を享有す

第二十八條 第一條の電氣通信設備及其の附屬設備に對する使用料は當事者間に於て協議し蒙羅聯合委員會の認可を受け之を決定するものとす

附則

第三十條 本法は民國二十七年二月十一日
成吉思汗紀元七百三十三年より之を施行す

蒙羅電氣通信設備株式會社定款(要約)

第一章 總則

第一條 本會社は民國二十七年蒙羅聯合委員會令第五號蒙羅電氣通信設備株式會社法に依り設立し蒙羅電氣通信設備株式會社と稱す

第二條 本會社は蒙羅聯合委員會の認可を受け蒙羅地域に於て電氣通信設備及其の附屬設備を爲し之を郵電總局京畿鐵路局及其他の者の用に供することを目的とす

本會社は蒙羅聯合委員會の認可を受け前項に定むるものの外電氣通信に關する事業の經營又は投資を爲すことを得

第三條 本會社は本店を張家口に置く
本會社は便宜の地に支店又は出張所を置くことあるべし

第四條 本會社の資本金は蒙羅法幣一千二百萬圓とす但し蒙羅聯合委員會の認可を受け之を増加することを得

第五條 本會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを不得

第六條 本會社の存立期間は設立登記の日より五十年とす但し蒙羅聯合委員會の認可を受け之を延長することを得

第七條 本會社の公告は蒙羅聯合委員會公報及日本國官

報に掲載して之を爲す

第八條 本會社の財産、所得及事業、本會社の爲す登記及登錄並に本會社の事業に要する物件に付ては蒙羅地域に於て租稅其の他一切の公課を免除せらるるものとす

第九條 本會社は蒙羅地域に於て土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其の他電氣通信設備及其の附屬設備を爲すに必要な事項に關し從來官營事業に與へられたる所と同様の特權を享有するものとす

第十條 本會社は蒙羅聯合委員會の認可を受くるに非ざれば其の所有する電氣通信設備及其の附屬設備を讓渡し又は擔保に供することを不得るものとす

第二章 株式

第十一條 本會社の株式は記名式とす

第十二條 本會社は蒙羅聯合委員會の出資する電氣通信設備及其の附屬設備を蒙羅法幣二百萬圓に評定し之に對し全額拂込の株式四萬株を與ふるものとす

第十三條 本會社の株式は二十四萬株とし一株の金額を蒙羅法幣五十圓とす

第十四條 本會社の株券、は一百株券一千株券及一萬株券の三種とす

第十五條 株金の拂込は第一回の拂込金額を一株に付蒙羅法幣十二圓五角とし第二回以後の拂込の金額、期日及方法は理事會の決議を以て之を定め少くとも一箇月前に各株主に之が通知を發すべし

第三章 株主總會

第二十五條 本會社の定時株主總會は毎年二月、臨時株主總會は必要ある毎に理事長之を招集す

第四章 役員及理事會

第三十二條 本會社に理事長、副理事長各一名理事五名以内及監事三名以内を置く

第三十四條 理事長、副理事長及理事の任期に三年、監事の任期は二年とす但し補缺又は増員に依り就任したる理事長、副理事長、理事及監事の任期は其の前任者又は他の在任者の残任期間とす

第五章 社債

第三十八條 本會社は拂込みたる株金額の三倍を限り社債を募集することを得

第三十九條 本會社は其の社債の元本の償還及利息の支拂に付蒙羅聯合委員會の保證を受くるものとす

第四十條 社債権者は本會社の財産に付他の債権者に先ちて自己の債権の辨済を受くる権利を有するものとす

第四十一條 本會社は社債借替の爲一時第三十八條の制限に依らず社債を募集することを得、此の場合に於ては募集後三箇月以内に其の社債總額に相當する舊社債を償還するものとす

第四十二條 本會社の社債の募集の決議は蒙羅聯合委員會の認可を受けたるとき其の効力を生ずるものとす

第六章 計算

第四十三條 本會社の事業年度は毎年一月一日より十二月三十一日迄とす

第四十四條 本會社の利益金は毎事業年度に於ける總收入金額中より事業上の諸経費、諸損失及諸償却金を控除したる残額とす

第四十五條 本會社の利益金は左の方法に依り之を處分するものとす

- 一、法定積立金 利益金の二割以上
- 二、従業員退職給與積立金 利益金の五分以内
- 三、役員賞與金 利益金の五分以内
- 四、利益配當金 利益金に前期繰越金を加へたる金額より前三號の金額を引去りたる残額が之を拂込金額に對し六年分の割合に達する迄配當す
- 五、前四號の金額を引去り尙殘額あるときは之を配當平均準備積立金若は特別積立金と爲し又は再配當を爲し若は後期繰越金とす

第七章 附則

第五十二條 本會社の負擔に歸すべき設立費用は蒙羅法幣三萬圓を限度とす

附帶事業開始 十月から左の附帶事業を開始した。

一、私設電話設備の設計施工及保守請負

二、ラヂオ受信機販賣

張家口放送局 舊政權時代には放送局はなかつたが民國二十六年八月二十五日張家口陥落と共に滿洲電信電話

株式會社は特派員を同地に派し張家口放送事業の開設に着手した結果同年九月十五日から開始し現在中繼放送を主とし聴取料は無料、將來蒙羅の特殊事情に立脚した放送をなすことになつてゐる

名 稱 張家口放送局

呼出符號 XGOA

使用周波數 六三〇キロサイクル(四七一メートル)

使用電力 五〇〇キロワット

張家口自働電話開通 八月一日張家口では自働電話を開通しさらに九月一日から二五九台の自働電話機を追加開設し右により七百台の同機を見たわけである。

蒙羅電政計畫

蒙羅電氣通信設備會社は郵電總局、鐵道、警備關係所要設備三ヶ年計畫を樹立したがその大要は次の如くである。

電 信

一、對滿洲有線連絡線増備、對華北有線連絡線の増備國內有線増備の各強化を行ふべく、以上の總延長三千五百キロ

一、對滿洲(奉天、新京)對華北(北京、太原)對日本(東京、大阪)の無線の整備強化

一、蒙羅地區内主要都市十ヶ所の相互間に補助的無線の整備

一、主要都市と主要縣城間に非常警備用無線の整備

電 話

一、對華北連絡線の増備強化と國內の幹線の増備強化

一、國內支線の増備強化を圖る、これは主として警備用として使用するが公衆用としても供用する、而して從來の省または縣の經營した電話線約八千三百キロ中七千キロを改修し、約六千キロを新設する

市内電話

一、既に張家口には張家口自働化を三十萬圓を投じ開始した。此の外鐵道沿線合都市の市内電話を整備擴張し加入約一千五百を増加する

警備通信 現在の總延長八、三〇〇軒中七、〇〇〇軒を改修、五、〇〇〇軒を新設する外蒙羅四十九縣中の二十五ヶ所に無電を設置し補助とする。

商業通信 包頭、青龍間を新設により鐵道及び一般通信の共用に供する外都市通信としては張家口市内通話自働化の外大同、豐鎮、厚和、包頭等各都市の通話設備の改良擴張を圖る、別に宣化、懷來、蔚縣に電話を新設する。

放送局 張家口の既存設備を改良し大同に五百キロワット放送局を新設する。右の中張家口放送局は十キロワットを五百キロワットに強化し大電力放送を十月一日開始し三月まで紀念放送を行つた。

通信網 中心を張家口とし高速度線を採用し蒙羅東京蒙羅—新京間の直接連絡無線電報の取扱を開始する。蒙羅聯合委員會交通總務事項(八月一日實施)

- 一、通信に關する事項
- 二、鐵道に關する事項
- 三、自動車運輸に關する事項
- 四、道路に關する事項
- 五、給水に關する事項
- 六、水運および船舶に關する事項
- 七、航空に關する事項
- 八、蒙疆電氣通信設備株式會社に關する事項

通貨金融

事變前綏遠省に於ける各銀行組織及び營業狀況 (單位元)

銀行名	本支店關係	性質	設立年月	資產總額	預金額	貸出額	爲替振額	發行額	損益
歸綏銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
平糶官錢局	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
中國銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
交通銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
山西省銀行	本店太原	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
北洋保商銀行	本店北京	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
豐業銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
計				一,七〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	(+) 一,〇〇〇,〇〇〇

概況

事變前 事變前においては察南および舊綏遠地方には各々その中央銀行とも稱すべき發券銀行たる察哈爾商業錢局(張家口)綏遠平市官錢局(綏遠)、豐業銀行(綏遠)があり夫々通貨を發行し晉北地方には山西票が流通し察北地方には近年滿洲國幣が流通してゐた外支那の舊法幣も亦若干此等の間に交錯して各地に流通する等通貨の流通狀態は極めて雜然としてゐた。滿洲中央銀行券は日本銀行券と等價で支那法幣に比し百圓に付約三、四圓方下位に置かれた。

銀行名	本支店關係	性質	設立年月	資產總額	預金額	貸出額	爲替振額	發行額	損益
平市官錢局分局	本店歸綏	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
中國銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
交通銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
豐業銀行	本店天津	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
綏西豐業銀行	本店歸綏	官辦	一九二〇	二八七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(+) 七,〇〇〇
總計				一,七〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	(+) 一,〇〇〇,〇〇〇

事變前後流通紙幣種類

察哈爾商業錢局券 豐業銀行券
 山西省銀行券 土貨商工券
 晉益當票 中國銀行券
 豐業銀行券 交通銀行券
 豐業銀行券 中央銀行券
 鐵路銀行券 河北省銀行券
 事變後 事變勃發後日本軍の張家口入城に先立ち察南地方の發券銀行たる察哈爾商業錢局においてはすでに逸早く現金、未發行券、諸帳簿一切喪失され同行の紙幣發行高は約五百萬圓と推定せられその上多額の未發行券あり之れが處置は一日も忽せにすべからず、通貨價值の動搖せざる中に幣制を確立すべく關東軍司令官の名において支拂豫令を實施し發券銀行の設立を急ぎ各地に財政

金融委員會を設立せしむると共に緊急通貨防衛令、支拂豫令、銀行錢局營利辦法、紙幣類似證券取締令、察南銀行組織辦法、同條例、同監理官條例等の諸法令が公布せられ九月二十七日舊察哈爾商業錢局を改組して察南銀行が設立された。滿洲中央銀行の援助により察南政府出資に係る資本金百萬圓の發券銀行であつた。而して同銀行をして舊紙幣の回收に當らしめ同年十月一日より同月二十日迄に限定し地方の分は監理官印を捺印して後日引換ふることとし又同時に中國、交通、中央、河北省銀行等のいはゆる天津票の流通期間をも十月二十二日に限定し等價を以て引換を行つた。
 晉北地方においては大同にあつた山西省各銀行支店の行員は全部逃亡したのでこの地方の流通紙幣たる山西票は十月上旬より二十日を限り政府印を押捺し等價を以て引換へたのである。

厚和には發達平市官錢局および豐業銀行があり前者は約五百七十萬圓、後者は約四十萬圓の發行高を有してゐたが此の銀行は行員、財產共全部そのまゝ残つてゐたため十月十六日察南銀行において接收しその紙幣は察南銀行券と等價流通を認め漸次回収した。

緊急通貨防衛令に關する佈告

察南二百萬圓に佈告す、劉汝明の舊軍閥政府は巨額の不換紙幣を發行せるに拘らず銀行號錢局に存せる巨額の金銭は勿論帳簿其他の重要書類一切を銀行號錢局員と共に全部携帶逃走せり併せて紙幣印刷機も亦彼等の手中に在り従つて吾察南自治政府の所管地域に現在流通せる彼等發行の不換紙幣は將に果卵の危きにあり此の幣價暴落の慘害は均しく同胞二百萬に波及せんとす豈拱手傍觀するを得んや。

茲に於て吾自治政府は隣邦滿洲中央銀行より百萬圓を借款し更に日本軍用金の預託を請ひ新紙幣を發行して以て之等の無價値なる舊流通不換紙幣と引換へ將來自治政府の行政地域内に通貨暴落の憂なからしめんことを期したり

第七條 察南自治政府は察哈爾銀行號錢局管理を察南銀行に委任し察南銀行をして舊察哈爾商業號錢局の債權を確保し得たる限度内に於て後日債務を支拂ふことあるべし管理中の中國交通河北省銀行其他の銀號に關し亦同し

人民の之等舊銀行號錢局に關する債務一切に察南銀行に對し辨濟することを要す

第八條 引換期限後は舊紙幣の流通を禁止す但し日滿兩國通貨は此の限に在らず之に違反したるものは嚴罰に處す

第九條 政府は別に定むる所に依り察南銀行をして爲替管理を爲さしむ

附 則

本令は民國二十六年十月一日より之を施行す

民國二十六年九月三十日

右緊急通貨防衛令は察南自治政府に於て佈告したるものなるも、晉北及蒙古聯盟の各自治政府に於ても夫々當該地域の特殊事情を斟酌し概ね同趣旨の佈告を發した。

蒙疆聯合委員會の金融統制強化 七月八日命令として金融統制に關する件を左の通り制定公布した。

第一條 蒙疆聯合委員會は金融統制上又は公益上必要な場合は金融機關の解散又は營業の廢止を命ずることを得

第二條 前條の規定に依り解散又は營業の廢止を命ぜられたる金融機關は蒙疆聯合委員會の指定する所に依り

從ひ今後無價値なる舊流通紙幣を持續して無資産たる悲運に遭ふこと無きを期せよ

緊急通貨防衛令

第一條 察南銀行法幣を以て(十月一日)無制限の法貨とし補助貨は五角一角及五分の鑄貨製造に至る迄滿洲中央銀行の一角及五分の白銅貨及一分を充當す但し時價を以て舊銅元を充當する場合あるべし

第二條 察哈爾商業號錢局、中國、交通、中央、河北省銀行發行紙幣のみに限り引換ふ

第三條 前條の紙幣は察南銀行本店(舊交通銀行跡)河北省銀行支店及各縣政府に於て引換ふるものとす

第四條 引換金額は無制限とす但し一人百圓以上は一箇月間察南銀行に預金せしむることあるべし

第五條 引換期間は十月一日より十月二十日迄とす但し張家口以外の交通不便なる地方の縣政府に於ては引換を延期する場合あるべし此の場合に於ては適當なる時期に於て本令を當該縣政府をして更に公布の日より二十日間縣政府をして察南銀行監理官印を紙幣の表面又は裏面に押捺せしめ後日期間を新に定めて最寄りの察南銀行若は辦事處に於て引換ふるものとす

第六條 引換金額百圓以上のものは引換場所に備付けられたる引換請求用紙に所定の事項を記入し保證人と共に署名捺印せるものに舊通貨を添へて提出することを要す印鑑なきものは捺印を以て捺印に代ふることを得

清算すべし

第三條 蒙疆聯合委員會は前條清算の結果に依る一切の處分に付必要な命令を爲すことを得

本令は公布の日より之を施行す

右會令實施の結果、蒙疆唯一の庶民金融機關として三月開行した實業銀行の機能はいよいよ擴大され、一方未だに蒙疆地區内に殘存する舊銀行に對し必要と認められればこれを適用出来る譯である。

通貨取締令 蒙疆聯合委員會は十月十八日左記の通り聯合委員會令第二九號を以て通貨取締令を制定した。

通貨取締令

第一條 金若は銀の地金、金若は銀の合金又は金若は銀を主たる材料とする物を蒙疆地域外に搬出せんとするときは蒙疆聯合委員會の許可を受くることを要す

第二條 千圓相當額以上の通貨、小切手又は手形を蒙疆地域外に搬出せんとするときは蒙疆聯合委員會の許可を受くることを要す

第三條 蒙疆地域外に仕向くる千圓以上の送金爲替を取組まんとするときは蒙疆聯合委員會の許可を受くることを要す

第四條 蒙疆聯合委員會は前條の許可に關する事務を蒙疆銀行をして取扱はしむ

第五條 別に定むる物品を蒙疆地域外に搬出せんとするときは爲替を取組むことを要す

但蒙疆聯合委員會の許可を受けたる場合は此の限りに

在らず
第六條 前條の規定に依り取組みたる爲替は之を蒙疆銀行に賣却すべし、但し蒙疆聯合委員會の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第七條 第一條乃至第三條、第五條及第六條の規定に違反したる者は三年以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處す

附 則

本令は成吉思汗紀元七百三十三年 十月二十五日より之を施行す
一、鑛業法第二條の規定に依る鑛物
二、卵卵液及び卵粉
三、油脂原料種子

舊察南銀行

察南自治政府は今次の事變初まつて以來最初の北支自治政體出現の先鞭をつけたが政府成立以來當局が最も力を注いだものは紊亂せる地方治安金融の回復一新であつた。即ち從來察南地方にては察哈爾省舊軍閥の機關銀行が月々三、四百萬元程度の紙幣を發行し各種の金融に相當手廣く拂つてゐたものが、今次事變に際し彼等は帳簿は勿論未發行紙幣約一千萬元その他有價證券一切を撈奪逃走したために金融界は事實上停止の状態に陥つたの

般その主なる營業地域たる蒙古、察南、晉北の各自治政府は互に緊密に聯合して蒙疆聯合委員會を組織せらるゝに至り、これを機會に察南銀行もその名を蒙疆銀行と改め、資本銀も一躍一千二百萬圓に増加せられ形式上からは新銀行の出現となつた。而して綏遠平市官錢局と豐業銀行は名實共に蒙疆銀行に吸収せられた。現でこの蒙疆銀行は元の察南銀行と同様日本金圓並に滿洲國々幣と等價を保つ新紙幣を發行することは勿論であるが、その新紙幣は目下印刷準備中に屬するため茲三、四ヶ月は矢張り從來通り察南銀行と印刷した改造紙幣を繼續發行する。この察南銀行券、綏遠平市官錢局券及び豐業銀行券は孰れも蒙疆銀行に於てこれを繼承し、總べて、等價を以て蒙疆銀行新紙幣と交換せられる次第である。斯くて日滿蒙を通ずる金圓グロツクの完成を見るに於ては三者相互間の物資の移動と資金の疏通は極めて圓滑に行はれ、蒙疆地方の産業開發は期して俟つべきものと信ずる。(後略)

我が日本銀行に對し公債百萬圓の買入申込みを行つたが右は同行の滿洲中央銀行に對する預金を運用するためと見られ、同地方に於ける金融工作の一端を示すものとして注目されてゐる。因みに蒙疆銀行の内容は大要次ぎの如く決定された。

公稱資本銀 一千二百萬圓、拂込三百萬圓
出 資 三自治政府が察南銀行より稅收擔保期限

である。そこで察南自治政府では地方住民の窮狀と經濟界の恐慌を未然に防止する見地から察南銀行を設立し緊急通貨防衛令を發布、滿洲國々幣にリンクせる新紙幣を發行して舊通貨の回收を行つたのであるがこれがため一般民衆もこの政府の機宜を得た處置に對しては滿腔の信頼を傾け將來の見透しについても極めて樂觀されてゐたところ舞臺はさらに進展十一月二十二日察南、晉北、蒙古三自治政府の劃期的合同なり遂に右三者合同機關たる蒙疆聯合委員會の成立は一躍察南、綏遠平市官錢局及び豐業銀行を打つて一丸とする次ぎの如き蒙疆銀行創設の段取りとなつたのである。

蒙疆銀行

右の如き経緯を踏で蒙疆銀行は十一月二十三日聯合委員會第一回總務委員會の議決に基き資本銀一千二百萬圓三自治政府均等出資四分の一拂込みとし直ちに即日成立を見た。而して新銀行創立に關してはリーダーたる察南銀行が當日左の如きステートメントを發表してゐる。

察南銀行のステートメント

綏遠線一帶の中樞金融機關たる將來を約束せられて去る十月一日本店を張家口に置いて開業した察南銀行は今日既に懷來、宣化、大同、綏遠、包頭に支店を設置し、又平地泉、豐鎮、承慶及び北京にはそれぞれ駐在員を置いて支店開設の準備に着手し、小規模乍らも京綏沿線の金融促進に貢獻するに至つてゐる。然る所今

五年、利子四分の條件にて各百萬圓の借入金をなし平等に出資

總行 張家口、下堡内閣西
分行 懷來、宣化、承慶、大同、厚和、豪特、包頭、豐鎮、平地泉、北京、張北、多倫

辦事處 天津

役員 總裁 包悅卿、副總裁 山田茂二、理事 王中勳、劉東漢、崔效塞、監事 久間猛氏

右の中役員の顔ぶれは本年三月一部更迭し現在左の如き陣容である。

新役員
總裁 包悅卿、副總裁 寺崎英雄、理事 酒井輝馬、理事 劉東漢、理事 沈文炳、總務部長 永井利夫、總裁室秘書股長 齊藤久吾、同文書股長兼調查股長 前野善衛門、同庶務股長 內村竹治、總務部業務股長 平山直矢、局管理股長 富田英次郎、總行營業處經理 二階堂輝彦、厚和分行經理 城谷洋海、大同分行經理 山形五男、包頭分行經理 乾信、北京分行經理 大谷義一、天津辦事處副經理 鈴木潔

蒙疆銀行關係條例

第一條 蒙疆聯合委員會は蒙疆地域内における幣制及び金融を指導統制す
蒙疆聯合委員會の金融専門委員會に蒙疆銀行監理官一名を置く

第二條 蒙疆銀行監理官の下に左の官吏を置く
監察官 若干名
書記 若干名

第三條 蒙疆銀行監理官は蒙疆銀行組織辦法及び蒙疆銀行條例の規定に従ひ蒙疆銀行の業務を監督する外公益上又は軍事上の必要たる命令を發するものとす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

成吉思汗紀元七三二年十二月一日

中華民國二十六年十二月一日

蒙疆聯合委員會

蒙疆銀行組織辦法

第一條 蒙疆銀行創立の事務を掌らしむるため蒙疆聯合委員會は蒙疆銀行創立委員若干名を命ず

第二條 創立委員は蒙疆銀行條例に従ひ定款を作成し蒙疆聯合委員會の認可を受くべし

第三條 蒙疆銀行の公稱資本の額は一千二百萬圓とし、各自治政府において之を引受け各百萬圓を拂込むものとす

第四條 創立委員は前條の拂込みありたるとき其の業務を蒙疆銀行總裁に引續ぐ

前項の手續を終りたるを以て蒙疆銀行は成立したるものとす

第五條 蒙疆銀行條例第六條に定めたる役員は當分の内

定員に満たざることを得

創立と同時に任命せられたる役員の任期は本年十二月末日迄とす

第六條 蒙疆銀行は本年八月三十一日察哈爾財政金融委員會の公布施行せる「察哈爾銀行號錢局管理辦法」に依る管理人たる資格ならびに本年九月二十一日大同地方財政金融委員會の公布施行せる「大同銀行號管理辦法」に依る大同銀行號管理辦法に依る管理委員たる資格および本年十月二十五日綏遠地方金融委員會の公布施行せる「綏遠地方銀行號錢局管理辦法」に依る管理委員たる資格を繼承す

第七條 蒙疆銀行は各自治政府の行政地域内において舊流通貨幣の回收整理に任ず

第八條 蒙疆銀行は察南銀行、綏遠平市官錢局および豐業銀行の資産負債（察南銀行券、綏遠平市官錢局券および豐業銀行券を含む）その他一切の業務を繼承す

蒙疆銀行は前項に依り繼承せる察南銀行紙幣をもつて蒙疆地域（各自治政府行政地域）における舊通貨の回收整理に任ずることを得るものとす

綏遠平市官錢局および豐業銀行紙幣の流通區域は舊綏遠省内に限るものとす

第九條 蒙疆銀行が各自治政府より繼承したる各銀行錢局の資産負債を精査し缺損ある場合は各自治政府これを補償す

此の場合に於て各自治政府の行政地域内に流通せる舊通貨は他の自治政府の行政地域内に於て發行せる舊通貨たると然らざるものとを問はず舊通貨の流通せる自治政府の計算を以て各々補償すべきものとす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

蒙疆聯合委員會

蒙疆銀行條例

第一條 蒙疆銀行は資本金一千二百萬圓の株式組織とし蒙疆地域内に於ける金融の調整に任ず

第二條 蒙疆銀行は總行を張家口に置き蒙疆聯合委員會の金融専門委員會（以下専門委員會と稱す）の許可を受け必要の地に分行又は辦事處を設けることを得

蒙疆銀行は専門委員會の許可を受け他の銀行と代理契約を締結することを得

第三條 蒙疆銀行は蒙疆聯合委員會の委託に基き貨幣の製造及び發行をなす

蒙疆銀行は紙幣發行高に對し正貨準備として四分の一以上の金銀塊、蒙疆銀行の發行する貨幣以外の確實な

る通貨又は外國銀行に對する右通貨をもつてする預金を保有することを要す

前項の正貨準備にして紙幣發行額の四分の一となりたるときはその發行超過額に對し年三分の發行税を蒙疆聯合委員會に納むることを要す

但し十五日以上繼續せざる場合はこの限りにあらず

第四條 蒙疆銀行は各自治政府の國庫預金事務及び地方公共團體の公金取扱ひに従事する外一般の銀行業務を營むものとす

第五條 蒙疆聯合委員會は蒙疆銀行監理官一名を置き蒙疆銀行の業務を監督する外公益上又は軍事上の必要なる命令を發せしむ蒙疆銀行監理官（以下監理官と稱す）は蒙疆銀行をして金融機關に對する検査權、爲替管理權及預金支拂準備の集中及伸縮命令權を行使せしむ

前項の權利行使に關しては豫め必要なる意見を監理官に具申して監理官の指揮を受け又施行後において遲滯なく監理官に對し報告することを要す

第六條 蒙疆銀行に役員として總裁一名、副總裁二名（内一名は名譽副總裁とす）理事三名以上及監事一名を置き任期を正副總裁及理事は四ヶ年、監事三ヶ年とし蒙疆聯合委員會これを任命す、銀行職員は監理官に報告することを要す

前項の役員は報償を得て他の職務につき又は商業に従事することを得ず但し蒙疆聯合委員會の許可を受けたるときはこの限にあらず

總裁は蒙疆銀行を代表し蒙疆銀行一切の業務を總理す
副總裁及び理事は總裁を輔佐し總裁の命を受けて蒙疆
銀行の業務を掌る

副總裁は總裁事故あるときその職務を行ふ、總裁、副
總裁共に事故あるときは蒙疆聯合委員會は理事一名を
して總裁の職務を代理せしむ

監事は蒙疆銀行の業務を監査す

第七條 蒙疆銀行は毎年その營業期間を二期に分ち一月
一日より六月末日までを上半期とし、七月一日より十
二月末日までを下半期とす

總裁は毎年上下半期末より二月以内に左の書類を監
事に提出しその監査を受けこれを監理官に提出するこ
とを要す

一、貸借對照表

二、營業報告書

三、損益計算書

四、純益金の處分に關する書面

第八條 蒙疆銀行は毎營業期において資金充實のため純
益の三割以上を積立つべし

第九條 蒙疆銀行は毎日總行の日計表及び通貨の發行高
ならびに準備の増減に關する出納表を監理官に提出し
且つ毎月總分行及び辦事處の總括月計表及び通貨發行
平均高表を監理官に提出すべし

附 則
本令は公布の日よりこれを施行す

中華民國二十六年十二月一日
成吉思汗紀元七三二年二月一日

蒙疆聯合委員會

蒙疆銀行定款

第一章 總 則

第一條 當銀行は蒙疆銀行條例により設立したる株式會
社にして蒙疆銀行と稱す

第二條 當銀行は蒙疆銀行條例により銀行業を營むをも
つて目的とす

第三條 當銀行は總行を張家口に置き蒙疆聯合委員會の
金融専門委員會(以下専門委員會と稱す)の許可を受
け必要の地に分行又は辦事處を設けることを得
當銀行は専門委員會の許可を受け他の銀行と代理契約
を締結することを得

第四條 當銀行の公告は各自治政府の機關紙にこれを掲
載す

第五條 當銀行の資本金は一千二百萬圓とししこれを十
二萬株に分ち一株の金額を百圓とす、但し株主總會の
決議により蒙疆聯合委員會の許可を受け資本金を増加
することを得

第二章 營 業

第六條 當銀行の營業要目は左の如し

一、蒙疆聯合委員會、各自治政府ならびに公共團體に
對する貸付

二、手形又は證書による短期又は長期の一般貸付

三、商業手形の割引並に荷爲替

四、諸預り金及び當座貸越

五、内國爲替及び外國爲替

六、手形その他の代金取立

七、地金銀並に外國通貨の賣買

八、貴重品並に證券類の保護預り

九、債務の保證

十、倉庫及信託の業務

十一、其他一切の附隨業務

第七條 當銀行が資金を融通し又は債務の保證を爲す場
合は常に確實なる物上擔保を取入るゝことを要す、但
し蒙疆聯合委員會各自治政府、公共團體其他資産、信
用確實なる取引先に對しては此の限りにあらず

第八條 當銀行は營業の都合により國債、地方債の引受
及買入を爲し、又監理官の許可を受け外國公債、内外
社債の買入並に株式の引受、買入を爲すことを得

第九條 當銀行は營業の都合により借入金爲し又は預
け金を爲すことを得、但し繼續的性質を有する借入金
を爲す場合は監理官の許可を受けることを要す

第十條(略)

第十一條 當銀行は如何なる場合と雖もその役員及び使
用人に對し資金の融通又は債務の保證をなすことを得
ず

第十二條 貸出標準利率並に預金最高利率は監理官の許
可を受けてこれを定む

第十三條 當銀行は蒙疆聯合委員會の金融専門委員會の
委託に基き貨幣の製造及び發行をなす。紙幣の發行高
に對しては正貨準備として發行高の四分の一以上に相
當する金銀塊、確實なる通貨又は外國銀行に對する預
け金を保有するものとす

第十四條 當銀行の發行する貨幣の種類は左の九種とす
紙幣 百圓、拾圓、五圓、壹圓
鑄幣 五角、壹角、五分、壹分、五厘

著しく染磨損又は毀損せる貨幣はその額面價格を以て
無手数料にて之を引換ふ

第十五條 當銀行に總裁一人、副總裁二人(内一名は名
譽副總裁とす)理事三人以上及び監事一人を置く

總裁副總裁及び理事の任期は四年、監事の任期は三年
とし蒙疆聯合委員會之を任命す

第十六條 理事又は監事はその任期を經過するも監理官
において必要と認めたる場合は新理事又は新監事又は
新監事の就任するまで繼續してその職務を行ふ

第十七條 總裁副總裁理事及監事は報償を得て他の業務

に従事することを得ず、但し蒙羅聯合委員会の許可を受けたるときは此の限りに在らず

第十八條 總裁の職務権限は左の如し、
 一、總裁は一切の業務に付き當銀行を代表す
 二、總裁は法律命令及定款の規定並に株主總會及役員會の決議に従ひ一切の行務を執行す
 三、總裁は株主總會及役員會の議長たるべし
 第十九條 副總裁は總裁事故あるときその職務を代理し總裁缺員のとき其の職務を行ふ
 總裁副總裁共に事故あるときは蒙羅聯合委員会の指定したる理事總裁の職務を行ふ

第二十條 副總裁及理事は總裁を補佐し總裁の命を受けて當銀行の業務を掌る

第二十一條 監事は當銀行の業務を監査す

第二十二條 總裁、副總裁、理事及び監事の報酬及び手当は蒙羅聯合委員会の定むる所に依る

第二十三條 總裁、副總裁、理事及び監事は役員會を組織す、役員會は總裁之を招集し左に掲ぐる事項を決議す

一、營業方針
 二、資本金の増加
 三、分行又は辦事處の設置及び廢止
 四、金融機關に對する検査權、爲替管理權、預金支拂準備の集中及び伸縮命令權行使に關する事項
 五、蒙羅聯合委員會、各自治政府又は公共團體に對する貸付

六、公債その他有價證券の引受又は買入
 七、代理店の委託並に受託
 八、重要な訴訟事項及び契約事項
 九、貸出標準利率及預金最高利率の決定及變更
 十、給與規則その他重要な業務規則の制定及改廢
 十一、主要職員の任免及異動
 十二、決算報告及利益金の處分
 十三、その他蒙羅聯合委員會若しくは監理官の許可を要する事項及總裁より決議を求めたる事項

第二十四條 役員會の開催については監理官の出席を求め且會員半数以上出席するに非ざればこれを開くことを得ず、但し監理官事故あるときは監察官の出席を求めむることを要す出席會員が定數に満たざるも急務を要する事項は監理官の許可を受けてこれを決議し、次回の役員會に報告すべし

議事は多數を以てこれを決し可否同數なるときは議長の定むる所による

第二十五條 役員會については議事録二部を作成し出席會員これに署名すべし
 前項の議事録はその一部を總行に存置し他の一部はこれを監理官に提出すべし

第二十六條 株主總會は毎年二月及び八月これを開く

第二十七條 株主の議決權は十株以内は一個、十株を超

えたる場合は十株を増す毎に一個を増すものとする

第二十八條 株主總會の決議は出席株主の議決權の過半数をもつて之を決す、但し可否同數なるときは議長の決するところによる

第二十九條 當銀行は六月末日において每營業期の決算をなすべし

第三十條 當銀行は六月末日において每營業期の決算を納りたるときは貸借對照表、營業報告書損益計算書及び利益金處分案を作成して監事に提出しその監査を受けこれを監理官に提出することを要す

第三十條 當銀行每營業期の純益は總益金より總預金を控除し且つ監理官の許可を得たる職員退職慰勞金積立金額を差引きたる殘額とし左の割合を以て之れを處分するものとする

一、法定積立金 當期純益の百分の三十以上
 二、役員賞與金 當期純益の百分の七以上
 三、株主配當及後期繰越金前記各號を差引きたる殘額

第三十一條 當銀行は毎日總行の日計表および通貨の發行高並びに準備の増減に關する出納表を監理官に提出し且つ毎月總分行および辦事處の總括月計表および通貨發行平均高表を監理官に提出すべし

第三十二條 本章程の變更は役員會および株主總會の決議を経て監理官の許可を受けることを要す

蒙羅銀行貸借對照表

(民國三六、一二、三一現在)

未拂込資本金	九,000,000.00
正貨準備	三,675,330.68
銀行預託金	七,652,500.00
滿洲國公債	三,800,000.00
(即時買戻條件付)	
地金	一,193,810.00
外國貨幣	九,971,256.00
諸國貨幣	七,533,455.56
政府貸上金	三,100,000.00
定期貸付金	二,917,517.66
當座貸越	一,149,938.80
買入爲替	五,000.00
假拂證券	1,107,977.77
有價證券	四,119,510.00
動產	四,191.62
在庫品	201,513.13
舊錢局貸借	1,944,670.64
休業中本支店勘定	1,096,105.77
計	三,549,050.17
負債	金
資本金	11,000,000.00
發行高	12,959,926.00
預行金	七,598,816.26

政府預金	1,150,000.00
當座預金	1,126,610.14
貯蓄預金	638,984.62
雜種預金	4,533,451.10
借入金	1,000,000.00
假支店勘定	1,704,953.97
本店勘定	203,875.96
他店勘定	1,389.58
利益	4,042.86
計	3,349,050.27

蒙疆銀行新の紙幣發行 蒙疆銀行では蒙疆地域内に於ける金融の流通と民衆の利便を期し、豫ねて新一圓紙幣を發行したが今回又蒙疆聯合委員會の決議を經四月十五日より總分行各行同時に五圓、百圓の新券を發行した。これは察南紙幣と一律に通用するもので該新券の様式は左の如くである。

寸法 縦七四糎、横一五三糎
 表面 蒙疆銀行の文字を花草の模様を以て上部に配し中央に五圓の文字有り右側に萬里長城の一部と左側に七層塔圖を有す。
 地模様 淡黄色、褐色、紫色を用ひて重ね刷に印刷せるもの。
 裏面 中央に廟殿の圖有りて兩側に蒙古文字を印刷す。

リ蒙疆地域一般經濟界に受けるところの好影響は甚大なりと見られてゐる。
 尙ほ改定利率の分類中貸出標準利率は左の如し。
 △定期貸出並に當座貸越抵當付百元に付日歩二分二厘
 △無抵當百元に付日歩二分五厘
 △荷爲替及手形の割引百元に付日歩二分
 △預金最高利率、當座預金百元に付日歩三厘
 △特別當座預金百元に付日歩七厘
 △定期預金百元に付年四分五厘
 蒙疆銀行紙幣發行高 七月下旬並八月月上旬の紙幣平均發行額は左の如くである。(單位圓)

發行平均額	2,291,333	八月月上旬	2,107,711
前旬未發行額	1,972,334	七月下旬	2,107,711
本旬未發行額	3,036,351		2,107,711
準備平均額	1,687,828		2,107,711
發行平均に對する準備平均割合%	73%		2,107,711

千二十五萬五千元に達した。
 蒙疆株主總會 八月三十一日午後一時より總行に於て第一期通常株主總會を開催、聯合委員會より野田總務顧問黃蒙銀監察官株主代表として辻理事官、銀行側より寺崎副總裁、酒井、劉理事其の他關係者出席、包總裁缺幣に付寺崎副總裁より報告演説あり、次で第一期營業報告書貸借對照表、財産目錄、損益計算書を承認し、同業純

百圓券
 寸法 縦八四糎、横一六五糎
 表面 蒙疆銀行の文字を花草の模様を以て配し中央に百圓の文字有り右側に荷物の駱駝一頭と左側に遠山及六角亭の圖を有す。
 地模様 淡黄褐色、淡綠色、暗綠色、黒紫色の重ね刷りのもの。
 裏面 兩側に蒙古文字を有す。
 地模様 淡灰褐色、青紫色
 及び蒙疆銀行では商民の便利の爲更に一般小賣人に普及すべき一分五分、一角の小幣を發行した。

蒙疆銀行の利息値下 蒙疆銀行の預金貸出の利率は創立當初に蒙疆錢局の利息を參考とし暫行的に規定したるものであつたが、近來蒙疆地域内の諸制度の完備と經濟界の恢復に因り、一般資金の需要も亦急増の情勢に至り茲に新興計畫の遂行に應ぜんが爲め、供給低利資金の必要を生じ、蒙疆銀行は地域内の經濟發達を計らむとして低利促進を以て資金供給の圓滑を期する爲今回減低貸出利息及び預金利率を左の如く改定を行ひ六月十五日より實行した。貸出標準利率は五厘乃至七厘を引下げ一面又當座預金利率は一厘引上げ、同時に又新設の定期預金の利率は年四分五厘と定めた。之は國民の貯蓄を奨励し以て資金の蓄積を誘導すべく設けたものであつて實業銀行預金の吸收趨旨を助長する爲め特別當座預金の利率を三厘引下げたに依て三蒙疆銀行の右引下利率の施設に據

益金處分の件を可決した。因に第一期利益金は三十萬八千八百二圓七角九分で、配當は年五分である。なほ期末までの爲替取扱高は國內總額四千九百萬圓、對外總額三千六百五十萬圓、受取超過一千二百萬圓である。
 蒙疆の積極的實業援助 蒙疆銀行では蒙疆産業振興における中小商工業及庶民金融の重要性に鑑み曩に實業銀行の積極的助成策を圖り各種運轉資金の低利貸出を行ふと共に去る七月更に各實業銀行に對し手形、證書等により五十萬圓宛の融資を行つて實業銀行の旺盛な活動を助成して來たがその後治安の確立に伴ひ商取引機構の復活取引の回復はめざましく且つ急速なる産業開發の進展は歌毛類、糧穀等重要物資の出廻り旺盛と相俟つて小口生産資金と共に買付資金の需要は益々増大し殊に察南及び蒙古聯盟の兩實業銀行管下に於いて著しいものがあるの蒙疆銀行においても實業銀行の貸付資金の豊富化のためには優良手形の再割引による融資はつとめて積極的に行ふこととし十月初旬この種貸出しの限度を蒙古聯盟實業銀行に對しては百萬圓察南實業銀行に對しては八十萬圓のそれぞれ追加擴張を行つたが今後も飽くまで蒙疆銀行は實業銀行に對する親銀行的立場においてこれが育成並びに機能の發揮につき積極的援助を行ひ益々膨脹する中小商工業及び庶民金融に於ける實業銀行の活躍を遺憾なからしめる筈である。なほ前記察南實業銀行に對する八十萬圓のうち四十萬圓は宣化、沙城、康莊等の各分行に對し蒙疆銀行懷來分行より行ふ。

蒙地方銀行連通 最近まで共産軍の暴壓下にあつた晉北地區... 張家口... 晉北實業銀行、蒙古聯盟實業銀行の三行がそれで二月二

張家口... 晉北實業銀行、蒙古聯盟實業銀行の三行がそれで二月二... 晉北實業銀行、蒙古聯盟實業銀行の三行がそれで二月二

各地實業銀行

蒙各政府管内に普通銀行各一行主義の方針に基き設立されたのが實業銀行である。すなはち察南實業銀行、晉北實業銀行、蒙古聯盟實業銀行の三行がそれで二月二

り、即ち從來濫立無力無統制の儘放置せられたる舊式錢莊は我蒙政權の絶大なる援助の下に一大合同を爲し三自治政府の各首都に公稱資本本々壹百萬圓の蒙古聯盟實業銀行、察南實業銀行、晉北實業銀行の本店を設け各縣城に逐次支店網を張り公金取扱事務代理を爲すと共に商工農其の他民衆の要望する一切の金融に應じ以て庶民金融助長の途を拓く事となれり蒙疆地域内に於ける金融機構は之に依り蒙疆聯合委員會(金融專門委員會)の所管に係る「銀行の銀行」たる委運銀行の下に三箇の普通銀行を有するに至り今や金融機構上の一元統制完く成れり乃ち茲に特に天下に之を公告する所以とす

民國二十七年三月一日 成吉思汗紀元七三三年三月一日

蒙疆聯合委員會

察南實業銀行 晉北實業銀行 蒙古聯盟實業銀行

今回蒙疆聯合委員會(金融專門委員會)並に蒙古聯盟察南、晉北三自治政府の絶大なる御援助に依り我等の普通銀行は本月一日左記の通成立せり 此の歴史上に於ける劃時代的建設工作成れる今日我等は爾今蒙疆政權下に於ける商工農其の他庶民金融の爲に層一層渾身の努力を以て貢献する處あらんとす滿天下の諸士希は之を諒し倍奮の御眷顧を賜らんことを云爾

十八日張家口一〇、宣化三、厚和八、包頭五、平地泉二豐鎮三、大同一三合計四四の錢莊が張家口において團結し合併契約成つて。資本金各百萬圓を以て三月一日成立した。これによつて蒙疆地區内の金融機構は完全一元統制を完成したものと云へる。 蒙疆銀行の成立により蒙疆全區域を統制する金融の中心機關で唯一の發券銀行が生じ普通貨の整理回収に伴ふ新紙幣の一元流通普及は多元的發券制下の特有業務たる多數の錢莊業を一躍失業的窮狀に陥れること、普通銀行設立による蒙疆銀行の中央銀行への復軌、といふ一石二鳥が右によつて得られたわけで、蒙疆銀行は親銀行ともなつて金融機構の一元統制を圖るものである。なほ蒙疆地區内の錢莊經營者の大部分は歴史的に見ても金融上の手腕を有する山西省出身者であり地方事情をも熟知せるものなるため右大合同に當つてはこれら役員従業員全部の身分は保障された。

蒙疆地域内錢莊大合同新銀行創立公告

蒙疆聯合委員會は蒙古聯盟、察南、晉北三自治政府内錢莊の窮狀救済と人民の利益増進とを目的とし金融機構を鞏固するため各自治政府管内普通銀行各一行主義の大方針に依り現存する全部の錢莊を合併し從業員一人をも解雇せず其の資産負債一切を繼承せしめて三新銀行を創立し我蒙疆地域に於ける信用組織の劃時代的確立を成せ

蒙古聯盟實業銀行

資本總額 壹百萬圓(蒙銀出資五十萬圓、錢莊出資三十四萬五千五百五十圓) 總行所在地 厚和特別市小東街門牌六二(綏遠裕盛厚内) 分行所在地 厚和特別市(八行) 義豐祥錢莊、天享永錢莊、雙興厚錢莊、平記裕盛厚錢莊、聚義恒錢莊、日升元錢莊、成記銀號、義聚昌錢莊 豐鎮(三行) 匯豐源錢莊、義源通錢莊、聚發祥錢莊 集寧(二行) 得業公錢莊、懋恒永錢莊 包頭特別市(五行) 復盛公錢莊、復盛西錢莊、晉興錢莊、久記、吉履謙生記、廣恒源錢莊 薩縣

貸出金總額 六月末現在一、七〇七、九一五・六圓 預金總額 六月末現在 五九、七六九・三六圓 役員 董事長 朱錫、常務理事 楊兆業、同 趙桂齡、指導役 古賀與右衛門 備考 農耕資金七十萬圓、商工復興資金六十

豫南實業銀行
 資本總額 壹百萬圓(蒙銀出資五十萬圓、錢莊出資三十七萬九千五百圓)
 總行所在地 張家口城內棋盤街一一(豫新銀號內)
 分行支行所在地 (分行宣化、蔚縣、涿鹿、陽源、懷來)支行張家口橋頭、張家口上堡、柴溝堡)
 張家口(十行)
 豫新銀號、福信成、信昌裕、永利銀號、永瑞銀號、大川裕、世合德、晉泉源、滙通銀號、宏茂銀號、宣化縣(三行)
 恒誠德、同義德、天興恒、同

貸出金總額 六月末現在七〇四、八三六、六四
 預金總額 六月末現在一二二、四六五、三九
 董事長 趙有光
 董事 程有光、郭有光、田培榮、何際唐、寇鴻
 常務董事 (同義銀號) 程有光
 同 事 (信昌裕) 郭有光
 董事 (永利銀號) 田培榮
 常務董事 (永瑞銀號) 何際唐
 同 事 (同義德) 寇鴻
 監事 古賀與右衛門
 指導役 庶民金融に力を注ぎ創業早々蒙銀より

融資を受け農村救済資金三十萬圓を察南地區農民に貸付け又中日商工業者復興資金として十四萬圓を融資してゐる。

晉北實業銀行
 資本總額 壹百萬圓(蒙銀出資五十萬圓、錢莊出資十一萬六千二百五十圓)
 總行所在地 大同城內鼓樓西街門牌四五(同義銀號內)
 分行所在地 陽高、岱岳鎮、左雲、天鎮、朔縣
 支行所在地 大同(十三行)
 實源成、福和義、德和榮、福增祥、同義銀號、裕慶成、永祥銀號、萬和成、天德永、宏瑞久、德倫永、福義生、德興永
 陽高、天鎮、左雲、岱岳鎮、

貸出金總額 六月末現在九〇三、一四三、五三
 預金總額 六月末現在二八五、九〇五、六七
 董事長 胡廣
 董事 劉廷煥、劉廷煥、劉廷煥
 常務董事 (同義銀號) 胡廣
 同 事 (實源成) 劉廷煥
 董事 (福和義) 劉廷煥
 常務董事 (永祥銀號) 陸世恒
 董事長代理 (天享永) 楊兆業
 常務董事 (晉興) 趙桂勳
 監事 (平記裕盛厚) 閻瑞元

同 事 (滙豐源) 張增智
 常務董事 (日升元) 安增
 監事 (雙興厚) 陳伯平
 指導役 深井佛男
 備考 蒙銀より出資を受けて農民金融貸款として五十萬圓商工復興貸款として五十萬圓、貸出實行中である。

三、銀行預金及貸出利率 七月以降左の通り同一標準利率を設けた。

預金 定期預金 年六分
 當座預金 日歩四厘
 特別當座預金 日歩一錢
 貸出 (定期及當座貸越) 有擔保日歩三錢二厘 無擔保日歩三錢五厘

晉北政府農商復興資金貸付成績本年三月以降辦法を制定して中小工業者復興資金を貸與し十一月中旬で二十五萬圓に達した。貸付期限は一ヶ年、日歩二錢五厘。農民

察南自治政府事變前管内各縣歲出入預算表 (單位元)

縣別	經常部 歲入	臨時部 歲入	合計	經常部 歲出	第一科補助 歲出	合計
懷安	二六六九	—	二六六九	二六六九	—	二六六九
宣化	一三三三三	—	一三三三三	一三三三三	—	一三三三三
萬全	六〇八六	—	六〇八六	六〇八六	—	六〇八六
合計	二六六九	—	二六六九	二六六九	—	二六六九

財政

に對しては農村貸款辦法を制定、本年四月以來現金又は耕牛を以て貸出を行ひ種子購入資金、收穫資金等に充て大同縣の十四萬圓を蒙頭に三十萬圓を貸出してゐる。

- 察南自治政府財政部管掌事項 (八月一日實施)
- 一、内國稅に關する事項
 - 二、關稅に關する事項
 - 三、鹽政に關する事項
 - 四、煙政に關する事項
 - 五、獎券に關する事項
 - 六、金融に關する事項
 - 七、幣制、公債および政府投資に關する事項
 - 八、銀行に關する事項
- 察南自治政府の財政狀況 政府成立と同時に先づ財政の基礎を確立すべく従前の徵稅機關の復活と事變前の國民政府中央稅の徵稅機關の接收を行ひ従來の請負制度による徵稅を廢した。徵稅法規は原則として事變前の法規を踏襲したもので一方稅務官吏資質向上のため察南稅務講習所を開設した。

龍赤承陽懷延蔚
合 計 關 城 鹿 原 來 慶 縣

Table with 2 columns: 項目、收數 (Project, Revenue) and 項目、收數 (Project, Revenue). Rows include 田賦正附款, 契稅正附款, 雜收入, 小計, 菸酒稅, 鹽稅, 土貨稅, 計, 附註, 項非財政廠所收.

Table with 4 columns: 縣別 (County), 收入額 (Revenue), 支出額 (Expenditure), 殘額 (Residual). Rows include 萬全, 宜化, 承慶, 懷來, 赤城, 陽原, 蔚安, 龍關.

察南事變前收入表 (單位元)

察南管內各縣事變後收支一覽表

(民國二十六年十二月三十一日現在)

Table with 2 columns: 項目、收數 (Project, Revenue) and 項目、收數 (Project, Revenue). Rows include 田賦正附款, 契稅正附款, 雜收入, 小計, 菸酒稅, 鹽稅, 土貨稅, 計, 附註, 項非財政廠所收.

Table with 4 columns: 縣別 (County), 收入額 (Revenue), 支出額 (Expenditure), 殘額 (Residual). Rows include 萬全, 宜化, 承慶, 懷來, 赤城, 陽原, 蔚安, 龍關.

陽龍赤懷承延懷萬蔚宜縣
合 計 原 關 城 安 鹿 慶 來 全 縣 化

Table with 2 columns: 員數 (Number of staff) and 月給 (Monthly salary). Rows include 縣長, 科長, 股長, 科員, 雇員, 合計.

察南自治政府捲菸統稅
驗訖證に關する規則

(民國二十七年九月二十日公布)

從前煙草稅規則は簡略に過ぎ不備の點尠からさりし不正の徒をして脱稅の機會を得せしめ政府は多大の損失を蒙り良民は徒らに負擔を増し奸商のみ却て利益を享くるの不合理なる結果を招致したり斯くの如きは天道政治を力行する本政府の理想に反すること多く斷して之を許容

察南管內各縣公署 (除公安局) 人件費一覽表 (民國二十七年一月縣公署開設現在)

Table with 4 columns: 縣別 (County), 收入額 (Revenue), 支出額 (Expenditure), 殘額 (Residual). Rows include 萬全, 宜化, 承慶, 懷來, 赤城, 陽原, 蔚安, 龍關.

し難き所なるを以て政府は茲に政府令第十七號を以て捲菸統稅驗訖證規則を増訂し一は以て課稅取締の便に供し一は以て脱稅の杜絶を期するものなり更に之を言へば進て正業者を保護し人民負擔の均衡を得せしむるに在り此辦法行はれて商民は困せず政府に利ありて人民は煩とせず一舉にして數善を兼備す
茲に交通其の他の關係上規則の一般に圖知せざらんことを慮り其の概要を摘要して告諭すること左の如し
一、本年十一月一日より捲菸(紙捲菸雪茄菸)は總て

最小容器又は包装の上驗訖證を貼付しあるものに限り運送販賣を許可し貼付せざるものは賣買することを得ず違反者は處罰す

二、驗訖證は財政廳に於て印刷し各稅務局に送付し統稅を納付したる煙草製造者又は移入者に無償にて交付す

三、驗訖證は本政府行政區域内製造の煙草に就ては出廠前移入の煙草に就ては移入の際貼付し消印を押捺して初めて販賣を許可す

四、九月末日迄出廠し又は移入したる納稅済煙草にして製造者移入者又は販賣者の所有若し所持に保り驗訖證の貼付なきものに就ては總て販賣者に於て十一月一日より五日間に所轄稅務局に其の數量を申告して驗訖證の發給を受け補貼の上販賣すべし

以上の各項は規則の概要を摘要したるものなれば若し不明の點あるときは財政廳又は稅務局に就き詳細説明を乞ふべし

唯今後煙草商に望む所のものは煙草の販賣に驗訖證を漏貼して重罰を受くること勿れ云を吸食する者亦煙草に驗訖證の貼付なきものを購入して官の検査質向を受け紛擾を醸すか如きこと勿れ仍て備告す各屬人民一體に遵照すべし此に備す

捲菸統稅驗訖證規則の公布

察南自治政府は民國二十七年九月二日捲菸統稅驗訖證規則を公布した。

第一條 捲煙は七種統稅條例に依るの外本規則に依り捲煙統稅驗訖證(以下單に驗訖證と稱す)を貼付するに非れば之を運送し又は販賣することを得ず

第二條 驗訖證は財政廳之を發行す驗訖證は統稅を納付したる者に無償にて之を交付す

第三條 驗訖證は察南自治政府行政區域内製造の捲菸に於ては出廠時に於て製造者移入捲菸に於ては移入の際移入者に於て之を貼付すべし

第四條 驗訖證は捲菸の最小容器又は包装一個毎に一枚を貼付すべし

第五條 驗訖證を貼付したるときは貼付者に於て容器又は包装と驗訖證とに於て鮮明に消印し所轄稅務局員の検査を受くべし

第六條 第三條の驗訖證貼付義務者又は販賣者にして第一條に違反したる行為ありたるときは捲煙統稅を連脱したるものと看做し七種統稅條例第十三條を適用して之を處罰するの外其の所持に係る驗訖證の貼付なき捲煙は何人の所有に屬するを問はず之を沒收す

前項以外の者の所持に係る捲煙にして驗訖證の貼付なきものは稅務官吏之を沒收することを得

附則

本規則は民國二十七年十一月一日より之を施行す

従前の稅訖紙捲煙粘貼統稅驗訖證辦法は之を廢止す本規則施行前出廠又は移入したる捲煙にして本規則施行

の際現に製造者移入者又は販賣者の所有者は所持に係る驗訖證の貼付なきものに付ては所持者に於て驗訖證を貼付すべし

察南現行棉紗布稅率表 (棉紗統稅稅率表)

甲	種：不過	一七支每公擔稅稅\$五〇〇	每包重量不過一九七五公斤征\$九四〇	¼包征\$二二五
乙	種：超過	一七支至三三支每公擔稅稅\$五七五	一九七五公斤征\$一〇八〇	¼包征\$二七一
丙	種：三三支至三三支	三三支至三三支	一九七五公斤征\$一四〇六	¼包征\$三三三
丁	種：三三支以上	三三支以上	一九七五公斤征\$一八七四	¼包征\$四六五
說明	甲乙丙種紗每包重量不過一九七五公斤照一八六九公斤計算			
	丙丁種紗每包重量不過一九七五公斤照一七〇八公斤計算			
	回紗每公擔稅稅\$二二〇			

察南棉布統稅稅額表 (二十六年六月起行)

四〇碼	四七五以下	六七五	八七五	一〇七五	一二七五	一四七五	一六七五	一八七五	二〇七五	二二七五	二四七五
三〇碼	六七五	八七五	一〇七五	一二七五	一四七五	一六七五	一八七五	二〇七五	二二七五	二四七五	二六七五
二〇碼	八七五	一〇七五	一二七五	一四七五	一六七五	一八七五	二〇七五	二二七五	二四七五	二六七五	二八七五
一〇碼	一〇七五	一二七五	一四七五	一六七五	一八七五	二〇七五	二二七五	二四七五	二六七五	二八七五	三〇七五
應征稅	三〇六	三九六	四八七	五七八	六六九	七五九	八五〇	九四一	一〇三二	一一二三	一二二三
甲	種	二〇八	二二〇	二二七	二三三	二三九	二四三	二四七	二五〇	二五三	二五七
乙	種	二二二	二二六	二三三	二三四	二三七	二三九	二四一	二四三	二四五	二五七
丙	種	二二二	二二六	二三三	二三四	二三七	二三九	二四一	二四三	二四五	二五七
丁	種	二二二	二二六	二三三	二三四	二三七	二三九	二四一	二四三	二四五	二五七

た結果初年度に二百五十萬元の歳收を得るに至つた。舊來の各種稅務關係を稅務局に統合し、昨年十二月大同稅務所開設本年一月一日以來陽高、天鎮、懷仁、山陰、朔縣、左雲、應縣、渾源の八縣に稅務所を開設し次で十月一日右玉に開設を見て都合十ヶ所となり政府成立一年後の十一月中旬現在で二百五十萬元の歳收確保を得た

備考

蒙疆聯合委員會及び三自治政府の歳出入豫算統計表は本書と姉妹書たる已刊「北支、蒙疆現勢」に詳載してあるので省略した。

昭和十三年十二月廿五日納本
昭和十三年十二月廿七日發行

【北支那經濟年鑑】

(昭和十四年度版)

定價銀參圓

禁複製及
無斷轉載

編輯者

北支那經濟通信社

發行者

高木翔之助

印刷者

足立孝

印刷所

昭和印刷所

天津日本租界榮街一二ノ六

發行所

北支那經濟通信社

電話二〇三二七番
振替大連四八九七番

北支唯一の綜合雜誌

北支那

創刊昭和九年

每月一回一日發行

定價(一部銀五十仙
十二部銀六圓)

(送料共)

發行所 北支那經濟通信社

出版部

天津日本租界榮街一二ノ六
電話長二〇三一七番
振替大連三五二五番
北京支社 北京・東城北池子七號
電話東局三四二番

北支那經濟開發の指針

日刊

北支那經濟通信

購讀料

一箇月(普通銀五元
特別銀二十元)

◎北支經濟時事

- 一、北京政府の經濟政策其他
- 一、蒙疆政權關係情報
- 一、山東・山西・河南諸事情
- 一、一般經濟產業事情及情報

◎土木建築記事

- 一、土木、建築諸工事及納品入札豫報
- 一、同上落札・賣買詳報
- 一、土建工事材料及勞銀調査
- 一、土建界一般情勢及斯業者動靜

天津日本租界榮街一二ノ六

發行所 北支那經濟通信社

電話 長二〇三一七番
振替大連四八九七番
支社 北京東城北池子二條胡同七號
電話本局三四二番

運輸業

華北運輸公司

天津日街須磨街二七ノ一

電話 二一〇七六六九 番

(五〇一)

清新！

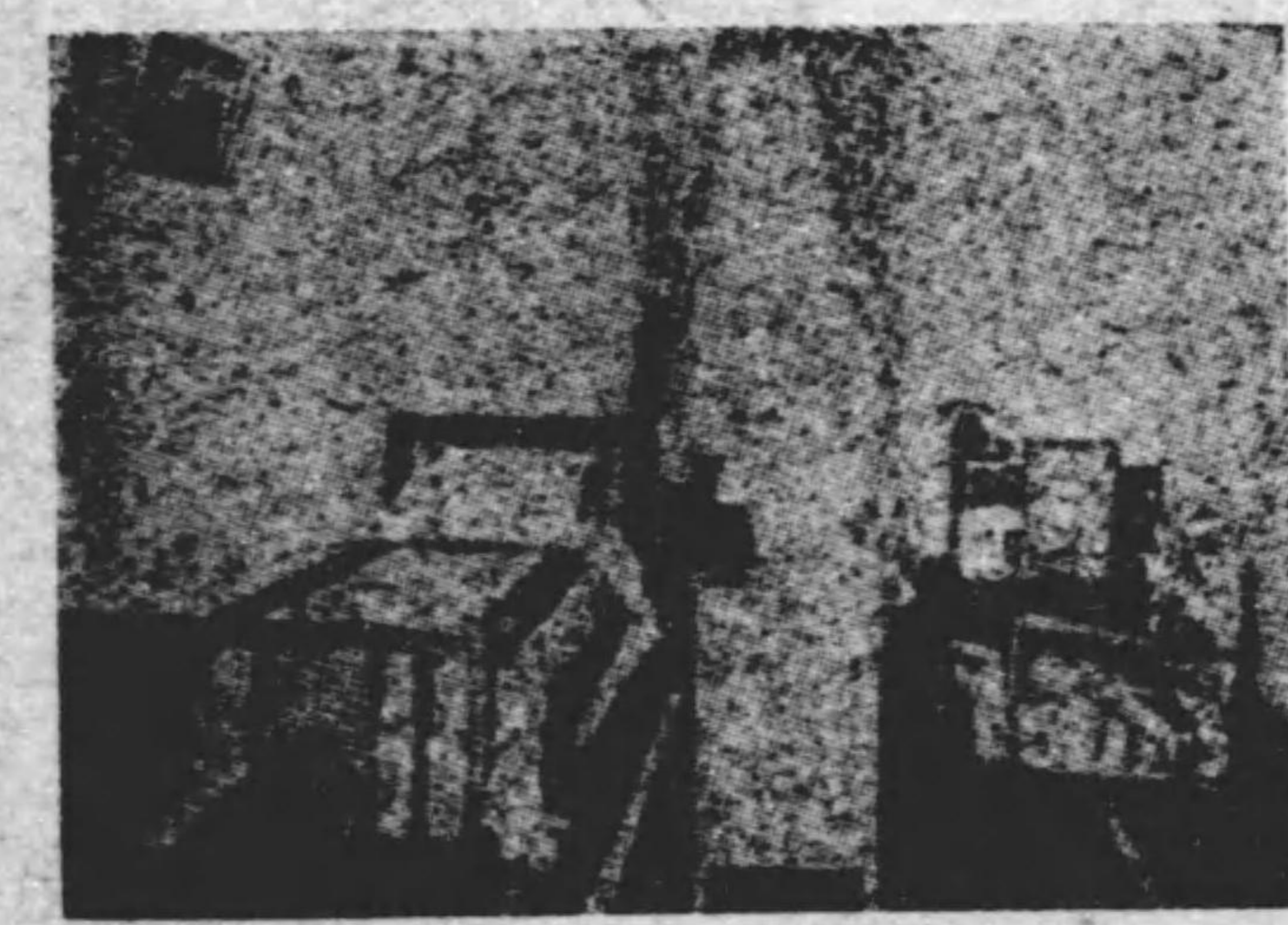
明朗！

快適！



中央ホテル

電話(代表) 2-8134



大連市の中央・西廣場
大連驛へ三丁
(大連市西通四七)
完備雅麗五十餘室
洋室 四圓一六圓
和室 四圓一十二圓

土木建築請負業

株式會社 間組

本店 東京市赤坂區青山南町一ノ一
北京支店 北京新平路二號
出張所 天津、濟南、

(五の二)

營業品目

羅紗、サージ、毛布、毛糸、フェルト
天津カーベット、帽子、其他毛製品各種

創立 大正七年十二月
資本金 壹千萬圓



滿蒙毛織株式會社

專務取締役 椎名義雄

天津日本租界宮島街十二

滿蒙毛織株式會社 天津營業所
電話②〇三一四②一〇七七②三二五三

滿蒙毛織株式會社 北京營業所
北京內五區東安門大街十六號
電話東局三四一六・四七五六

滿蒙毛織株式會社 北京製呢所
北京內五區帽兒胡同十五
電話東局三四一四・五四七三

工場 北京郊外清河鎮
電話西局五四〇・一〇七

(五の三)

本社 滿洲國奉天皇姑屯
東京事務所 東京市麴町區內山下町一丁目一番地東洋ビル
支店 名古屋、古名屋、岡崎、天津
工場 奉天、京城、天津、大連、齊齊哈爾、海拉爾、錦縣、承德、安東

營業所出張所

營業課目

土木建築設計
製圖監督鑑定
土建材料販賣

工事請負 澁木工務所

主 澁 木 幸 平

天津日本租界宮島街二九
電話二〇五六四番
支店 北京東四牌樓北電車通
電話東局三八七九
出張所 塘沽驛前二村大街三一

株式會社 福原商店

天津日本租界福島街七番地八
電話 二〇七一三〇番

(五の四)

緩 下 劑 ラキサトール
男性ホルモン劑 ホルトルトン
淋 病 藥 パンセプチン
痔 疾 藥 カグイドール
結 核 には ヤトコニン
祛 痰 劑 カフロゼ

各有名藥店にあり

株式會社 鹽野義商店

天津出張所

天津日界桃山街九ノ一
電話 二三二二四番

(五の五)

營業課目

藥種
醫療機械器具
衛生材料
雜貨
引受代理店
帝國生命保險株式會社
扶桑海上火災保險株式會社
味の素本舖鈴木商店
カルピス株式會社
月桂冠大倉商店

軍御用達

J 信義洋行

北京東單牌樓大街一二七號

電話 東京局二〇六六號
大阪局一三三八號
振替口座大連一七三七番

營業種目

各種野菜、果物、調味料
鹽乾魚、乾物、漬物
罐詰、佃煮

軍御指定

國光食品蔬菜市場

天津日本租界大和街
電話 二二〇六六番
二二〇六六番
二二〇六六番
二二〇六六番

代理店
ハウスカレール本舖
高知物産會社
福岡縣購販聯

國光公司 天津日本租界福島街
司本部 電話二一〇八三番
調味料 天津華街陸安大街
工場 電話二一〇八四番

印刷用諸機械
器具材料

東京インキ株式會社

北京出張所

倉庫
北京王府井大街八一號
電話東京局三七六三號
北京嘎哩胡同甲十三號
電話南局一六九六號

大陸銀行

總行天津

上海、北京、漢口、南京、青島
濟南、石家莊、蘇州、杭州、無錫、長沙、南昌、太原等處均有分支行此外各商埠以及英法德美日本國均有特約代理機關一律通匯並與鹽業金城中南各銀行合設準備庫及儲蓄會於上海天津漢口等處各項營業詳細章程函索即寄

營業種目

堀井騰寫版
文房具事務用品
鋼製書庫、金庫
自轉車

天津日本租界旭街一ノ五

堀井洋行

(堀井騰寫版天津出張所)
電話二〇三二五

本店 東京
支店 上海、南京、漢口、北京、京城

(五の七)

(五の六)

天下第一之銘酒

賞吟



醸造元

吉田

號

日界地街四ノ三
電話二〇九三二・三二二八二番

(五の八)

天津
飲食店同業組合

カフエ
店

(五の九)

岡山縣生產品一手販賣

綿布、綿製品、疊表、花苳、ゴム靴類、殺虫劑各種及
ハイトリ紙、機械金物、化粧、石鹼、洗濯石鹼、

東亞産業株式會社

天津支店

天津特三區二經路三八(天津驛前)

電話 ② 三九七五番

京津日日新聞

朝夕刊十二頁購讀料一ヶ月銀壹圓五十錢
一ヶ年銀十八圓 (但送料不要)

北支最大の發行部數を有し
經濟面に最善の努力を拂ひつゝあり

本社 天津日本租界旭街
電話 二〇二一五・二二五七四
支局 北京東城官帽胡同
電話 (東) 二六四

東京安全自動車株式會社滿洲支那特約販賣店

獨逸ボツシュ會社支那特約販賣店

直輸入 販賣  三橋自動車商會

出張所 北京東長安街七號

本支店 大連、奉天、新京、天津

(五の二〇)

科營業

海陸運送及運送取扱營業、倉庫營業、代辦及保證行爲、
勞力請負、委託販賣業、船舶代理、保險代理、直接又間
接ニ運送ニ關係アル資金ノ供給



國際運輸株式會社天津支店

天津特別三區大經路一號萬國橋北詰

天津萬國橋東詰電話二・三一六一
天津北站前電話一・八六二
天津日界福島街電話二・二八五四
塘沽鐵路大街電話二・二八五四
秦皇島營業所
灤縣營業所
新河營業所
漢沽營業所
滄州營業所
東光營業所
桑園營業所
禹城營業所

代表、電話
通(直) 通(通)
天津 電話 二〇三三三
塘沽 電話 二〇三三三
秦皇島 電話 二〇三三三
灤縣 電話 二〇三三三
新河 電話 二〇三三三
漢沽 電話 二〇三三三
滄州 電話 二〇三三三
東光 電話 二〇三三三
桑園 電話 二〇三三三
禹城 電話 二〇三三三

(五の二一)

鐵道、礦山、紡績其他
各工業用品一切

販賣所 天津法界二十四號路一
事務所 天津日界秋山街

株式 隆光公司

天津支店

本社 青島市市場一路十五號
支店 天津・濟南・博山・大
阪・北京

硫化染料、硫化曹達、
鐵管及繼手類
工業藥品、時計類、

天津日本租界宮島街三一ノ三

IS 大清公司

電話 二局〇八八八番
三局一〇六七番

染料工場 海光寺南六里臺
電話二局二三三一番
曹達工場 日界住吉街四ノ二
電話二局〇八八七番
其硝工場 河北省漢沽寨上村

營業課目

諸機械工具、鐵道用品、鑛山用具、カーバイトランプ
石油ランプ、各種運搬車、ストロープ、金庫、雨覆、天
幕、製造販賣、
三井保險代理店



三信商事合資會社

(三信公司)

電話二一三五九番

本店 天津東馬路一二三
支店 北京、張家口、大同
出張所 大阪、大連

取引銀行(朝鮮銀行、天津銀行)

開 灤 炭

日本側一手販賣

開灤炭販賣株式會社

天津出張所

(五の二四)

開灤礦務總局

天津英租界

(五の二五)

工業藥品、油脂、纖維織物
食料品、雜貨貿易

株式會社 北澤商店 天津出張所

天津日界小松街一〇號
電話二〇四七五 二〇四七六
電受略號テンシンキタオイル
本店 大阪市東區北濱三丁目
支店 大連市山縣通二東拓ビル
出張所 東京、名古屋、京城、奉天、上海

日活、東寶北支第一封切場
朝日、大毎、讀賣ニュース東京同時封切

天津浪花館

館主 横井アサ
支配人 藤雄光茂

電話 二三〇一〇番
二二四九六番

洋間七圓ヨリ十二圓マデ
和室五圓ヨリ十二圓マデ
但シ和・洋間共ニ食付

天津日界中央!



目課業營

鐵鋼材、銅、真鍮、錫、鉛、亞鉛、ア
ンチモニー、アルミニウム、半田錫
亞鉛引平浪板、亞鉛引鐵線、洋釘、鋸
類、ポルトナツト、リベット、鋸力
板、瓦斯管、鉛鋼板、鉛鋼製品、ペン
ギン印各種洗滌油、厭縮瓦斯容器



畑中商店 天津出張所

天津北馬路一九四號
電話②二九九四・②一七〇一

本店 大連市吉野町四十一番地
支店出張所 鞍山、奉天、新京、哈爾濱

目種業營

化粧品、ゴム鞋
メリヤス、被服
雜貨、自動車

天津日本租界明石街廿三番地

成和洋行

電話(二)〇一〇〇番

支店

濟南商埠經一路九四號
電話一九二四番

營業科目

邦文タイプライター、華文打字機、タイプライター用品、謄寫版額一式
各種高級印刷機械、活字萬能鑄造機、集合母型・單母型、
天津日界福島街四

日本 天津出張所

タイプライター株式會社

北京東城東南大街門牌百三十七
日本タイプライター株式會社

濟南市經四路緯三路
日本タイプライター株式會社

北京支店 濟南營業所

洋家具室內裝飾
雜貨



株式會社 高島屋商事部

天津出張店

天津日本租界花園街一七
北京東四南大街一八

土木建築請負業

會社資 大同組 出張所

天津日本租界福島街
電話②二二三三五番

建築 設計監督請負
電氣

印刷業 豐岡組

組主 豐岡正人

山西省大同大北街二一七
電話 一六一二番

(五〇二〇)

天津日報社

天津日本租界福島街
電話三三〇三七六二番

日刊經濟新聞



華北商報社

本社 天津日本租界明石街二九ノ六
電話二二〇二一三番
支社 北京石板房二條胡同一〇番
電話西局二三八九番

(五〇二一)

△定期預金、當座預金、小口當座預金ノ御預リ又ハ
 △御取引金ハ送金ハ取引銀行ヲ增加シテ御便利ヲ圖
 ルコトニ仕リ又御郷里其他ヘノ送金ハ内地臺灣、
 朝鮮、大連ノ郵便局ヲ通ジテ迅速且ツ確實ニ取扱
 可申候



株式會社 **天津銀行**

電話 三〇九七
 三〇九八
 三〇九六
 預金、出納用
 貸付用(夜間用)
 爲替用
 支配人、重役用

天津日本租界旭街一五番地

銘酒 **倭美人**

釀造元 **森園酒造場**

本店 滿洲國鞍山市榮町四四
 電話 二二五六番
 支店 北京東城船板胡同三五
 電話東局三四六四番

中國銀行

天津法界八號路

營業種目

機械、工具一式、建築材料、
 鐵管繼手、土木工具、鐵道用品、
 金象印スコップ及シヨベル
 大谷金庫

昌光洋行

天津日本租界旭街一番地
 電話 ② 二九四八
 二九四九

北支經濟建設の先驅者

株式會社 興中公司

社長 山西恒郎

北 京

(五〇二四)

滿鐵北支事務局

天津棉花輸出協會

天津日本租界榮街十三番地
電話二〇四四一番



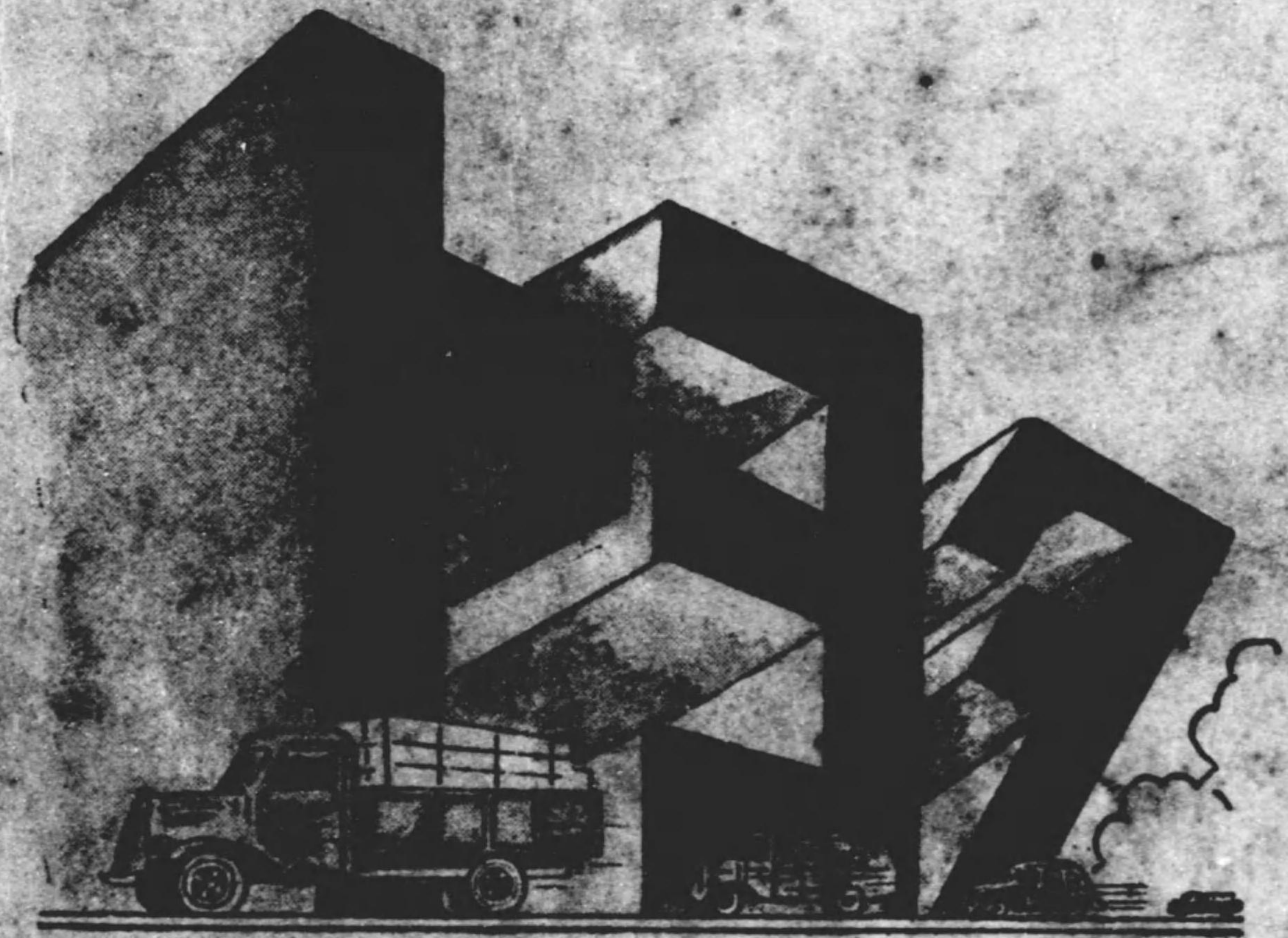
一等國の
一等品!

アサヒビール

大日本麥酒株式會社釀造



セダン
バトラー
スラック



トヨタ自動車工業株式会社

天津工場

天津華街馬廠道一號
(電話二四四二七番)